

清 和 大 学

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 清和大学の建学の精神・基本理念

(1) 清和大学の建学の精神

君津学園の歴史は、理事長である真板益夫が、終戦後の昭和 20 (1945) 年 8 月 18 日、復員して故郷の木更津駅頭に立った時、荒廃した風景と民族としての誇りを失った同胞たちの姿を見て、「日本を立ち直らせるには、教育をおいて他にない」との感を強く抱き、昭和 21 (1946) 年に「木更津英語講習所」を設立したことから始まる。

以後、真板益夫理事長は、木更津高等家政女学校、木更津中央高等学校（現. 木更津総合高等学校）、清和女子短期大学附属高等学校（現. 木更津総合高等学校と統合）、市原中央高等学校、清和女子短期大学（現. 清和大学短期大学部）、同短期大学附属（現. 清和大学附属）の三つの幼稚園、そして**清和大学**を次々に設立し、学園の発展の礎を築いてきた。この間、真板理事長は、学園の教育理念として「全人人格の形成と生涯教育の実現」を目指す「真心教育」を掲げたが、この 64 年間に及ぶ歴史と伝統は平成 6 (1994) 年に設立された清和大学にも確実に受け継がれている。本学の建学の精神は、「真心教育」である。

(2) 清和大学の基本理念

本学の基本理念は「真心教育」である。すなわち、「真心教育」とは、人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育である。そのためには学校全体が一つになって誠心誠意努力する姿勢を示すことである。

2. 清和大学が目指す大学像

(1) 清和大学の使命

本学の使命は、創立母体たる君津学園最高の高等教育機関として、教育理念の「真心教育」をバックボーンとした真に社会に貢献できる人材を育成することにある。

(2) 清和大学の目的

1) 清和大学の目的

本学の目的は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする「真心教育」に基づき、徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする。

したがって、本学が目指す大学像は、高度の教養及び専門の学芸を教授するとともに、「国内的、国際的視野に立って広く社会に貢献できる人材を育成する最高学府」である。

2) 法学部の教育目標

本学法学部の教育目標は、(a) 法学基礎教育の充実、(b) 現代社会の情報化・多様化への対応、(c) 実学重視、(d) 国際化時代への対応の 4 点とされている（本学法学部設

置認可申請書 p 2-7～9)。

3. 清和大学の個性・特色

(1) 多様化する法教育のニーズへの対応

司法試験制度が制度改革の一環としてロースクール制度に転換され、殆どの4年制大学法学部がロースクールを持つに至った今日、ロースクールを持たない法学部の存在意義が問われていることは事実である。しかし、法曹養成のみが法学部の役割ではなく、現在でも圧倒的に多くの法学部卒業者は民間企業や諸官庁・公務員を担う人材として重用されている現実がある。しかもロースクールを卒業しても必ずしも司法試験に合格する保証はなく、そのうえ、司法試験に合格したとしても弁護士数が飽和状態であるわが国においては、弁護士事務所等に就職することが極めて難しくなっている状況等を考えると益々ロースクールを志向しない実学法教育の重要性が浮かび上がる。他方、本学入学者の多くが警察官、地方公務員志望であるという点に鑑みれば、公務員試験や各種資格試験対策に対するニーズが大きいというべきである。

また、個人の権利意識が高度化した現代社会においては、個人対個人だけでなく、個人対国家・地方公共団体の関係においても法の果たす役割は大きなものとなっている。住民のニーズ（権利意識）が国家や地方公共団体にも向けられるようになっている状況では、わが国民の法的レベルを絶えず向上させていかなければならない。この点においても、法曹教育（弁護士・裁判官を志向）ではない多様な法規範を修得する教育が必要である。特に、現代社会において極度に発達したIT技術や国民の健康と密接に関りあうスポーツの分野においても個人対個人、個人対国家・地方公共団体間の紛争が多発化の傾向をみせており、これに対応できる法規範を修得する教育が必要である。

(2) 徹底した「少人数教育」による人間形成

従来の社会科学系の大学教育は、いわゆるマスプロ教育に流れる傾向にあったが、本学は入学定員（190人）が少ないこと及び豊富な選択科目を設定したことによる少人数教育を実現し、1クラス15人程度のゼミナール形式の「基礎演習」や「研究会」等において、学生と教員の繋がりを重視した人間形成教育を実施している。

(3) 「3コース制」の設置

本学では、多様化する「社会」と「法律」の結びつきを考慮して、平成17（2005）年度、法律学科の下に、「法学コース」、「ITビジネス法コース」（現・経営法コース）、「スポーツ法コース」の3コースを設置した。

(4) 「公務員受験・資格取得対策センター」の設置

1) 警察官試験対策の強化

本学では、入学時から公務員（特に警察官）志望の学生が多いことから、公務員受験対策講座（地方上級・自衛官・警察官・消防官等）において、特に「警察官特進クラス」を設けて警察官試験対策を強化している。これにより、平成19（2007）年度より警察官試験

合格者を多数輩出し、平成 20（2008）年度ベースでは、警察官試験合格率が全国第 3 位、消防官試験合格率全国第 13 位として全国雑誌に掲載されるに到っている。

2) 各種資格取得試験対策の強化

- ・「漢字検定試験」、時事問題の理解力を判定する「ニュース時事能力検定試験」の受験指導を行っており、一定の成果を収めている。
- ・IT 関連の資格試験取得のための受験指導を実施している。わが国をはじめ国際社会は、急速な高度情報技術の進展により出身学部を問わず基本的な IT スキルに習熟している人材を求めている状況に対応して、「経営法コース」（旧. IT ビジネス法コース）では、これに応えるための指導をしている。

(5) 「教職課程」の充実

最近、わが国では団塊世代の教員が大量に定年退職を迎えたため、小・中・高校の教員が不足するという事態になっている。そこで本学では、予想される教員不足に対応するため、平成 18（2006）年度より中学校 1 種免許「社会科」、高等学校 1 種免許「公民科」、同「情報科」の 3 つの教職課程を設置し、さらに、平成 19（2007）年度には、高等学校 1 種免許「地歴科」を設置した。また、平成 21（2009）年度からは、他大学（了徳寺大学）と提携して、中学校・高等学校 1 種免許「保健体育科」を取得できる途を開いた。

また、本学短期大学部において科目等履修生として必要単位を取得すれば小学校教員免許や幼稚園教員免許も取得できる体制になっている。

その結果、学生は“法学部に学びながら教員免許がとれる”ことになり、将来の進路を考えると、学生にとっては大きな魅力といえる。

清 和 大 学

II. 清和大学の沿革と現況

1. 清和大学の沿革

本学の経営母体である君津学園の原点は、有史以来はじめてわが国が経験した敗戦という歴史的現実直面し、昭和 21（1946）年、混沌とした社会の中で、国の将来は一にかかって次代を担う青少年の育成にあるという創立者（真板益夫）の憂国の熱情と人間教育を重視する教育理念である。

その沿革は次のとおりであるが、昭和 21（1946）年開設の「木更津英語講習所」に始まり、以来、半世紀の歳月を経て、1 大学、1 短大、2 高校、3 幼稚園を擁する総合学園を形成するに至り、現在では、千葉県内外にその存在を認められ、その間、多くの人材を世に輩出してきた。

平成 6（1994）年、激変してやまない現代社会の下で、より深化した教育理念に基づく学生の育成が急務であるとの確信から、学園創立以来の念願であった、地域社会に根ざし、その発展に一段と貢献できる総合学園構想の実現に向け、**清和大学の設立**に至ったものである。

昭和 21（1946）年	木更津英語講習所 開設
昭和 26（1951）年	木更津高等家政女学校 設立
昭和 35（1960）年	学校法人君津学園 設置認可
昭和 38（1963）年	木更津中央高等学校 設立
昭和 42（1967）年	清和女子短期大学 設立
昭和 43（1968）年	清和女子短期大学附属八重原幼稚園 設立
昭和 46（1971）年	清和女子短期大学附属畑沢幼稚園 設立
昭和 48（1973）年	清和女子短期大学附属高等学校 設立
昭和 52（1977）年	清和女子短期大学附属金田幼稚園 設立
昭和 58（1983）年	市原中央高等学校 設立
平成 5（1993）年 12 月	清和大学法学部 設置認可
平成 6（1994）年	清和大学 設立
平成 15（2003）年	木更津総合高等学校（木更津中央高等学校・清和女子短期大学附属高等学校を統合） 設立
平成 15（2003）年	清和女子短期大学を清和大学短期大学部に改名

2. 清和大学の現況

(1) 大学名

清和大学 (Seiwa University)

(2) 所在地

清 和 大 学

〒292-8555 千葉県木更津市東太田 3 丁目 4 番 5 号

(3) 学部等の構成

法学部 法律学科 (昼間主コース、夜間主コース)

[法学コース] (昼・夜)

[経営法コース] (昼)

[スポーツ法コース] (昼)

(4) 学部の定員

(人)

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法律学科	190	10 (2 年次)	790

(5) 学部の学生数 (平成 22 《2010》 年 5 月 1 日現在)

法学部 法律学科 697 人

(6) 教職員 (平成 22 《2010》 年 5 月 1 日現在)

専任教員数 26 人

専任職員数 22 人

Ⅲ. 基準ごとの自己評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1の視点》

(1) 1-1の事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の「建学の精神」及び「大学の基本理念」は共に「真心教育」であり、建学の精神・大学の基本理念いずれも学内外に示されている。

すなわち、「真心教育」とは、人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育である。「真心教育」の内容については、次のように詳述されている（ア、「真心教育の本義」真板益夫、昭和58《1983》年4月1日p23～24）。

- 一、社会の良心となる人物の育成
- 二、心身健康な明るい青年の育成
- 三、知育偏重、画一主義の排除
- 四、唯物主義、唯物史観の世界観を教育の根底としない
- 五、個性の伸長と可能性の発現に努める
- 六、事に処するに積極能動的な人物の育成
- 七、霜雪にくじけない強靱な魂の育成

また、上記「真心教育」を実践する場合の分かり易い指針として、(a)社会の良心たる人物となれ、(b)困難にくじけない逞しい人間になれ、(c)大いなる真実の自己に生きよ、の三つが教示されている。

なお、建学の精神に少なからず影響しているものとして、「時代と社会の現実に応じた実践的な法学を学ぶ」という精神が存在する。

すなわち、法というのは社会生活を合理的に営むためには不可欠な道具である。大工が家を建てるのにノコギリやノミが必要なように社会生活には民法や刑法等、様々な法律の知識が必要である。すなわち、人間が構成する社会で法律が関わらないものは殆んどない。したがって、法曹界で活躍できる人材を育成することも必要であるが、時代と社会の現実に応じた実践的な法学を学生に学ばせることこそ最も重要である。つまり、法律は法曹界だけでなく、企業や各種の機関・団体、さらには一般家庭においても実践的に活用できるものであり、またすべきものであるという考え方である。本学ではそれを「新しい時代の法律運用フィールドを求める」と表現している（イ、「真心の軌跡」鶴蒔靖夫、IN通信社平成19《2007》年1月30日p182～184）。

次に、建学の精神・大学の基本理念に関する学内外への具体的な明示方法としては、上

清 和 大 学

記(ア)(イ)のほかに、(ウ)「自己点検・評価報告書 2004」(平成 17《2005》年 3 月 30 日 p5)、(エ)本学ホームページ、(オ)「大学案内」、(カ)「学生募集要項」、(キ)入学式・卒業式等全体行事における学長(兼理事長)からの「建学の精神・大学の基本理念についての訓示」、(ク)雑誌「読売ウイークリー」(平成 18《2006》年)等がある。

(2) 1-1 の自己評価

建学の精神及び大学の基本理念に関しては、既に多様な手段で十分に学内外に明示されている。

また、特に学内に対しては入学式・卒業式等全体行事において学長から学生・保証人に対する訓話の中でこれらの明示が徹底されている。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神及び大学の基本理念である「真心教育」に関する学内外への明示については、現状、十分に行われている。

本学の極めて特徴的な建学の精神及び基本理念である「真心教育」を更に学外に周知していくために、今後とも、多様な広告媒体を使用し、かつ、実施頻度を上げる方針である。また、学内に対しては、今後、定例教授会、各種委員会、職員打合せ会、学生の集会等においても教職員全員及び学生に対して定例的・組織的に明示していくことを継続していく。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2 の視点》

(1) 1-2 の事実の説明(現状)

1-2-1① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学では、建学の精神や大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的は明確に定められている。

1) 大学の使命

大学の使命は、「創立母体たる君津学園最高の高等教育機関として、教育理念である真心教育をバックボーンとした真に社会に貢献できる人材を育成すること及び地域社会の発展に貢献すること」である。今、各地域に根ざした大学が、その教育と研究の成果を地域社会に還元し、その地域の経済と文化の興隆に貢献することが求められている。

2) 大学の目的

i) 清和大学の目的

大学の目的は、教育目標として本学学則第 1 条に次のように明確に定められている。すなわち、「本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫し

清 和 大 学

た教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする真心教育に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする」ことである。

このように、大学の使命・目的は、いずれも建学の精神や大学の基本理念である「真心教育」をバックボーンとして構成されている。

ii) 法学部の教育目標

本学法学部の教育目標は、(a) 法学基礎教育の充実、(b) 現代社会の情報化・多様化への対応、(c) 実学重視、(d) 国際化時代への対応の4点とされている(本学法学部設置認可申請書p2-7~9)。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

本学では、学内(学生及び教職員)に対して、大学の使命・目的(及び法学部の教育目標)はいずれも周知されている。

大学の使命に関する具体的周知方法としては、学生手帳(「理念・沿革」)があり、学生及び教職員が学生手帳を常時携行することによって組織的に周知が図られている。

大学の目的に関する具体的周知方法としては、本学学則、学生手帳、ホームページ等によって学生及び教職員全員への周知が組織的に図られている。さらに、教授会構成員に対しては、教授会においても、随時、大学の使命・目的の徹底を図っている。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

大学の使命・目的ともに本学ホームページに掲載されており、学外への公表を図っている。また、大学案内にも大学の使命・目的が記載されており、教職員が高校訪問、大学進学説明会、オープンキャンパス、キャリアセンターにおける進路説明会等において、高校生、保護者及び高校教員に広く配布し、公表している。

(2) 1-2の自己評価

本学では、建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められており、学内においては各種媒体を通じて学生や教職員に周知され、また、学外に対しても、ホームページ、大学案内等を通じて広く公表を図っている。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)の策定

大学の使命・目的に関する学生への周知については、今後、新入生オリエンテーション、授業、ゼミ(研究会)等においても徹底していくこととする。

教職員への周知については、今後、定例教授会、各種委員会、職員打合せ会等で頻度を上げて徹底していく。

また、大学の使命・目的の学外公表の点に関しては、今後、ホームページや大学案内のほか、各種刊行物等を通じて積極的に学外に公表していく。

〔基準1の自己評価〕

建学の精神及び本学の基本理念に関しては、多様な手段で十分に学内外に明示されており、特に学内に対しては入学式・卒業式等全体行事においても、学長から学生・保証人に対する訓話の中でこれらの明示が徹底されている。

建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的も明確に定められており、学内においては各種媒体を通じて学生や教職員に周知されている。

また、学外に対しても、ホームページ、大学案内等を通じて広く公表を図っている。

〔基準1の改善・向上方策（将来計画）〕

本学の極めて特徴的な基本理念である「真心教育」や大学の使命・目的について、更に学外に周知徹底してくために、今後とも、多様な広告媒体を使用し、かつ、実施頻度を上げていく方針である。

また、学内においては、今後、定例教授会、各種委員会、職員打合せ会、新入生オリエンテーション、授業、ゼミ（研究会）等の機会に、教職員及び学生に対して定例的・組織的に頻度を上げて明示していく。

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1 の視点》

(1) 2-1 の事実の説明（現状）

2-1-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

1) 法学部法律学科

本学は、学校法人君津学園を母体とする法学系単科大学として平成 6（1994）年に創設された。その後、平成 16（2004）年に法曹人口の増加を主たる目的とする司法制度改革に伴う法科大学院（ロースクール）制度が創設されたことにより、各大学における法学部での法学教育は法律学の基礎的教育に重点を置きつつ、法曹を志向しない学生にも多様な法教育を実践する必要性が生じることとなった。

そのことを踏まえ、本学は、平成 17（2005）年度より法律学科の下に、「法学コース」、「ITビジネス法コース」、「スポーツ法コース」の 3 コースを設置し、複線的な法学教育に向けた学部改革を断行した。また、平成 22（2010）年度より、「ITビジネス法コース」をさらに充実・発展させるため、同コースの名称及びカリキュラムを改編し、「経営法コース」と改称した。学部・学科の規模は、表 2-1-1 のとおりである。

＜表 2-1-1 学部・学科等の規模＞

学部	学科		入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員数	設置基準上の必要専任教員数
法学部	法律学科	(法学コース) (経営法コース) (スポーツ法コース)	190	10	790	697	26	26
学部学科計			190	30	790	697	26	26

また、教育研究上の目的を達成するために必要な附属機関として、本学では、図書館、入試広報センター、法学研究所、法学会、キャリア支援センター、教職課程、医務室、学生会館がある。

2) 附属機関

i) 図書館

図書館は、本学の学部の研究、教育活動をサポートする重要な機関である。平成 22 (2010) 年 5 月 1 日現在の蔵書数は約 70,000 冊であり、収容可能数 (91,000 冊) の 77% である。現状、教育研究の目的を達成するためには十分な蔵書数である。また、1 年次における必修の演習科目 (セミナー I) において、情報処理機器の操作方法や研究図書の調べ方などを教職員が連携して学生に周知徹底を図っている。この取組みが 4 年間の学習生活の基盤となり、課題レポートの作成や卒業論文の作成の一助となっている。

図書館サーバーには端末 6 台が接続し、そのうち、閲覧者用学内蔵書検索用端末 (OPAC) が 4 台である。また、図書館には学内 LAN 端末 7 台が設置されており、常時インターネットにも接続されているため学外図書の検索が可能であり、新聞データベースサービスの利用も可能である。

ii) 入試広報センター

入試広報センターは、大学と学園が共同で設置するもので、大学のアドミッションポリシーに従って学生募集や広報企画を実行するセクションである。現在、スタッフは学園職員 1 人、大学職員 1 人、短期大学部職員 1 人の合計 3 人で構成している。実際の高校訪問やオープンキャンパスの実施、学生募集広報の企画等、教授会の下部組織である「入試戦略会議」を様々な側面からサポートしている。大学広報の企画としては、新聞等広告案の作成、各種パンフレット案の作成、ホームページ原稿の作成、テレビコマーシャル案の作成等がある。

iii) 法学研究所

「法学研究所」は、法学、政治学及び隣接分野に関連して、研究者間の共同研究及び個別研究を推進し、もって学問の創造と発展に寄与すると共に、本学の教育及び地域社会に貢献することを目的とする。現在、実施している事業は、研究者間の個別研究の推進及び紀要の発行 (実施は「法学会」)、「講習会」として位置づけられる「教育職員免許状更新講習 (教育職員免許法第 9 条の 3)」（実施は事務局教学課が主体）等である。

また、平成 17 (1995) 年 4 月より同研究所内に「公務員受験・各種資格取得対策センター」を立ち上げ、警察官を中心とする公務員や各種資格試験の受験を志望する学生のニーズに応えてきたが、平成 21 (1999) 年 4 月より、同センターは、大学法学部内のキャリアセンターに移管し、法学部の組織とすることによって、学生の就職力養成と公務員受験等資格対策を同時かつ機動的に運営することとした。特に、本学では公務員のうち警察官を志望する学生が多いため、授業科目として「警察官特進クラス」を設けて指導していることが特筆される。

iv) 法学会

法学会は、本学創設以来、年 2 号の「清和法学研究」及び年 1 号の「清和研究論集」を発行し、また、専任教員等に研究発表の機会を提供している組織である。

v) キャリアセンター

本学は、創設以来、学生の就職支援担当部署として「進路指導室」を設置し、学生の就職指導を実施してきたが、平成 21(2009)年 4 月より、早期の段階から学生に将来に対する目的意識を芽生えさせ、学生の就職・進路に対する全学的指導体制を整えるため、新たに「キャリアセンター」を設置し、組織の組み替えを行った。キャリアセンター内には「キャリアサポート委員会」及び「進路指導室」を設置して就職・進学支援を徹底している。

vi) 教職課程

本学は、教職課程を設置し、将来、職業としての教員を目指す学生に対して、中学「社会科」、高校「公民科」「地歴科」「情報科」を設置し支援を行っている。実際の指導は「教職委員会」がサポートしている。

また、学生が希望すれば、中学・高校「保健体育科」(他大学にて科目履修)、小学校・幼稚園教諭(短大科目履修)の教員資格を取得できる支援体制をもっている。

vii) 医務室

医務室は、学生の健康相談や病気や怪我に対応するために設置されている機関である。医務室には専任の看護師が配置されており、常時、健康に関する諸問題に対処している。また、そのほかに、より専門性の高い対応が求められる心身の健康等に関する学生からの相談に対応するため、大学設置母体である学校法人君津学園に専任のカウンセラーが配置されている。同一校地内に同法人が設置する高等学校及び本学短期大学部の生徒・学生も含め、心身上の問題を抱える者からの相談に迅速かつ的確に対応できる体制が整えられている。

viii) 学生会館

学生会館は、講義棟からは独立した建物として設置されている。サークル活動等の拠点となる部室の提供もなされており、また、講義棟内においても談話等に利用可能な学生ロビーが設置されている。これらを通じて学生への快適な自由空間を提供している。

2-1-1-② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学では、2-1-1-①で記述した教育研究上の基本的な組織が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っている。また、本学は、教授会を中心に各種委員会等が編成され、教育研究上のあらゆる問題に対応できる体制を整えている。

教授会は教授会規程に基づき運営されており、審議事項のうち重要案件については事前に「学長室」で検討された後に教授会に付議されている。しかも、重要案件を含めた全ての教授会審議事項は、学長室会議の前に各種委員会等にて十分に検討された後に教授会に付議されるという、万全な体制をとっている。

学長室は、学長、副学長、学部長及び学長が選出した専任教員若干人をもって構成され、

清 和 大 学

次の事項を検討し、企画・立案する。

- 一 学部、学科、その他重要な機関の設置及び改廃に関する事項
- 二 学内委員会の設置及び運営に関する事項
- 三 専任教員の任用及び昇任に関する事項
- 四 非常勤講師の採用に関する事項
- 五 教育課程（教養教育を含む）に関する重要事項
- 六 入学試験及び学生募集に関する重要事項
- 七 広報に関する重要事項
- 八 学内外コンピュータ管理運営等に関する事項
- 九 組織倫理に関する事項
- 十 学則その他学内諸規程の改廃に関する事項
- 十一 その他本学の運営に関する重要事項
- 十二 理事長が諮問した事項

次に、各種委員会等として、「教学委員会」「学生委員会」「図書館委員会」「スポーツ部運営委員会」「教職課程委員会」「FD委員会」「キャリアサポート委員会」「自己点検・評価並びに振興委員会」「国際交流委員会」「法学会運営委員会」「入試戦略会議」「情報システム委員会」を設置し、必要がある場合には、各委員会に小委員会等を設けて迅速に課題に取り組んでいる。

図書館は本学における研究・教育の核心となるものであり、その運営に当たっては図書館委員会が主導的な役割を果たしている。

法学研究所の目的の一つである「地域社会に貢献すること」に関連して、現在、「生涯学習市民公開講座」（木更津市と共催）を実施しており、学部の教育研究上の目的とも密接な関係にある。

また、公務員を志望する学生に対して指導を行う「キャリアサポート委員会」及び教職課程を履修する学生のための「教職課程委員会」は学部教育補完の役割を果たしており、法学部、法律学科、コースとの関連性は極めて密接である。

「法学会運営委員会」は、法学研究所の業務の一つである「紀要の発行」を代行し、また、専任教員等の研究発表の機会を提供しており、学部の研究機能を維持するために必要不可欠なものであり、学部との関連性は密接である。これらの委員会等は全て専任の教職員で編成され、円滑な学務の運営を可能としている。

(2) 2-1 の自己評価

本学の教育研究の基本的組織は、大学の目的を達成するために 1 学部、1 学科、3 コース並びに図書館、入試広報センター、法学研究所、法学会、キャリアセンター等附属機関で構成されている。本学が有するこれらの教育研究組織は適切な規模かつ構成を有している。また、これらの教育研究の基本的な組織は、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っていることは既述のとおりである。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）の策定

最近、大学を巡る環境の変化は速く、学生や社会のニーズも多様化の一途を辿っている。そのため、本学では、今後の教育環境の変容に適切に対応するため、組織の再編成を随時検討し、かつ限られた組織を、一層効率的に運営していく方針である。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2 の視点》

(1) 2-2 の事実の説明（現状）

2-2-1① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学の教養教育は、それが十分できるよう、規程上及び教員数の面からも組織上の措置がとられている。なお、教養教育の内容については、〔基準 3. 教育課程〕で記述する。

1) 規程上の措置について

本学の教養教育は、「学長室」の所管事項となっており、本学学則（第 8 条第 3 項第 5 号）、学長室規程（第 5 条第 1 項第 5 号）、教授会規程（第 4 条第 1 号）及び教学委員会規程（第 5 条第 1 項第 1 号）に明記されている。

i) 学則（第 8 条第 3 項第 5 号）

学則第 8 条第 3 項には、「学長室は、次の事項を検討し、企画・立案する。」と規定され、さらに、第 5 号には、「教育課程（教養教育を含む）に関する重要事項」が明記されている。

ii) 学長室規程（第 5 条第 1 項第 5 号）

学長室規程第 5 条第 1 項には、「学長室は、次の事項を検討し、企画・立案する。」と規定され、さらに、第 5 号には、「教育課程（教養教育を含む）に関する重要事項」が明記されている。

iii) 教授会規程（第 4 条第 1 号）

教授会規程第 4 条第 1 号には、審議事項として「教育課程（教養教育を含む）に関すること」が明記されている。

iv) 教学委員会規程（第 5 条第 1 項第 1 号）

教学委員会規程第 5 条第 1 項には、「委員会は、次の事項を管掌する。」と規定され、さらに、第 1 号には、「教育課程（教養教育を含む）に関する事項」が明記されている。

2) 教員数の措置について

本学の専任教員数は 26 人であるが、そのうち、11 人が教養系科目の担当教員であることから、その比率は、42.3%であり、教養教育の充実のため十分な措置を講じている。

2-2-1② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

本学の教養教育の運営は、その重要事項に関しては「学長室」で検討され、教授会に付

議され審議されることになっている。また、重要事項以外の、通常の教養教育の課程編成等の検討に関しては学長室から委任を受けた教学委員会が日常的に検討・見直しを行っており、付随して時間割編成や科目担当者の検討が頻繁に行われており、随時、学長室を経由して教授会に付議され審議されている（教学委員会規程第5条第1項第1号）。したがって、本学の教養教育の運営上の責任体制は学長室を頂点として確立されている。

なお、教養教育に関する担当教員間の調整についても、FD（Faculty Development）活動により、教養科目担当教員間、語学教育教員間、体育担当教員間及びPC担当教員間において、必要に応じて、教育環境、授業項目及び授業進度等に関して情報交換が行われ、円滑に運営されている。その結果、改善を要する点があれば即教学委員会で検討され、教授会に付議されることになっている。

(2) 2-2の自己評価

本学の教養教育は、小規模かつ法学部のみの単科大学でありながら、多様かつ広範な内容の科目を提供しているといえる。本学では、教育理念が「真心教育」であることから、創立以来、人間形成のための教養教育に力を注いできた経緯にある。また、本学においては、公務員試験や各種資格試験の受験を希望する学生が多いことから、教養教育の充実による基礎学力や一般知識力の向上は必要不可欠であり、その結果、大学教育の質の向上にも大いに資するものがあると判断している。

そのため、本学では、教養系科目担当専任教員数の確保のほか、学長室、教授会、教学委員会という、教養教育が十分できるような組織上の措置並びに運営上の責任体制が確立されているという意義は大きい。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

大学全入時代を迎えて学生の基礎学力の低下が問題となっている現状下において、益々、人間形成のための教養教育の重要性が増している。したがって、今後も、実際に教養教育が十分行えているかどうかを随時検証し、必要があれば組織の見直しを行うなど、十分な組織上の措置を継続していく。

また、現場の教養科目担当教員の意見を集約する機会（FD委員会等）を増やし、その意見を教学委員会で十分検討し、その結果を学長室会議に諮り、全学的見地から必要であると判断された事項について速やかに教授会に付議するというルールを徹底していく。また、教学委員会で検討する際には、①教養科目数の過不足や内容の見直し、②専門科目との関連性、③必修（選択必修を含む）・選択の区分が大学の使命・目的に沿っているか、④教養科目選択に関する学生への指導方法等について、十分検討していく。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

(1) 2-3 の事実の説明 (現状)

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学では、教育研究に関わる学内意思決定機関の組織としては、学長、学長室、教授会、各委員会等があり、学内の意思決定はこれらの機関に基づいて行われている。

1) 学長室

平成 16 (2004) 年 4 月に立ち上げた学長室は、本学の運営に関する重要事項を検討し、企画・立案する機関として位置付けられており、学長、副学長、学部長、専任教員若干人をもって構成する。また、実際にも本学の重要事項 (案件) は学長室会議で検討し、企画・立案した後、教授会へ諮っている。

2) 教授会

本学の教育・研究に関する事項及び運営に関する事項は教授会で審議・決定される。教授会は、学長及び専任の教授をもって構成されるが、人事等の特別な案件等がない通常の場合には准教授、講師の全ての専任教員によって構成され、毎月 1 回定例開催している。また、どうしても必要な場合には、臨時の教授会を開催している。なお、本学の教授会議事録については、教授会規程上は「議案審議の概要及び決定事項」を記載すればよいことになっているが、実際には、かなり詳細に記録している点に特徴がある。

なお、本学では、教授会開催前に、毎回、打合会議 (議長：副学長) を開催し、広く学内外の情報を収集することにより、教授会構成員が教授会で意見を述べるだけでなく、教授会の場を通じて構成員全員が学内外の情報を共有できるよう、工夫している。これにより、本学の教育・研究活動が円滑に運営できる体制を築いている。

3) 各種委員会等

教授会の下部組織として 12 の委員会等 (教学、学生、図書館、スポーツ部運営、教職、FD、キャリアサポート、自己点検・評価並びに振興、国際交流、法学会運営、入試戦略、情報システム) があり、学務におけるそれぞれの分野の所管事項を検討し、学長室会議を経て、教授会で審議する体制がとられている。

また、学長室、教授会、各種委員会等いずれも規程が整備されており、人員の配置についても原則として毎年 4 月に見直しの上、適材適所の配置を行っている。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

本学における教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は、大学の使命・目的に対応できるように、随時、点検することになっている。また、学生の要求への対応に関しては、平成 21 (2009) 年度から FD 委員会が主催する年 1 回の学生記名式の「授業アンケート」の実施により実現している。本アンケートでは、数値的な項目だけではなく、自由記述欄の設置によって学生の声を取り上げ、各教員にフィードバックしている。これにより、各担当教員は、アンケート実施後、速やかに学生の要望を把握し、授業改善に役立てている。

(2) 2-3の自己評価

教育研究に関わる学内意思決定機関の組織（学長、学長室、教授会、各種委員会等）は、それぞれ規程が整備されており、実際の運用面においても人材を毎年見直し、適材適所の配置がとられており、適切に整備されている。

また、教育研究に関わるこれらの組織は大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう、必要がある都度、随時見直しており、十分機能している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）の策定

教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備されており、かつ、十分機能しているが、今後は、特に学習者の要求に対応できているかをきめ細かく確認できる体制を作り上げていく。

〔基準2の自己評価〕

本学の教育研究の基本的組織は、大学の目的を達成するために1学部、1学科、3コース並びに図書館、法学研究所、法学会、入試広報センター、キャリアセンター等の附属機関で構成されている。本学法学部法律学科は、創立以来、少人数教育を標榜しており、本学が有するこれらの教育研究組織は適切な規模かつ構成を有している。

次に、本学の教養教育は、小規模かつ法学部のみ単科大学でありながら、多様かつ広範な内容の科目を提供している。人間形成のための教養教育を十分行うため、本学では、教養系科目担当専任教員数の確保のほか、学長室、教授会、教学委員会等の組織上の措置並びに運営上の責任体制を確立している。

また、本学では、教育研究に関わる学内意思決定機関の組織（学長、学長室、教授会、各種委員会等）は、それぞれ規程が整備されており、実際の運用面においても人材を毎年見直し、適材適所の配置がとられており、適切に整備されている。教育研究に関わるこれらの組織は大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分機能している。

〔基準2の改善・向上方策（将来計画）〕

最近、大学を巡る環境の変化は速く、学生や社会のニーズも多様化の一途を辿っていること、また、大学全入時代を迎えて学生の基礎学力の低下が問題となっている現状においては、益々、人間形成のための教養教育の重要性が増している。したがって、今後は、教養科目担当教員や学習者の意見を集約する機会を増やし、当該意見を教学委員会等で十分に検討し、必要であると判断された事項については速やかに教授会に付議するというルールを徹底していく。

なお、教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が、本学の重要事項を決定する際に、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できているかどうかを改めて再確認するよう徹底していく。

基準 3. 教育課程

3—1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3—1 の視点》

(1) 3—1 の事実の説明（現状）

3—1—① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学は法学部法律学科のみの単科大学であり、建学の精神及び大学の基本理念である「真心教育」は、本学（及び法学部）の教育目的の根幹をなすものとなっており、かつ、当該教育目的は学生のニーズや社会的需要に基づいて設定されている。

また、本学の教育目的は学則（第 1 条）上に明確に定められ、かつ、学生手帳やホームページにおいても公表されている。

特に、平成 17（2005）年 4 月、学生のニーズや社会的需要に基づき法律学科の下に「3 コース制」を導入し、それは、実学法教育を目指す「法学コース」、法律に加えて現代社会でニーズを増している ICT 関連知識を併せて修得する「IT ビジネス法コース」及びスポーツを通じて人間力を高めることを目指す「スポーツ法コース」を設置した。これらはいずれも学生及び社会的需要に応えようとするものであり、かつ、建学の精神及び大学の基本理念である「真心教育」を根幹とするものである。

さらには、平成 22 年（2010）度からは、IT ビジネス法コースを改編し、「経営法コース」を誕生させた。これも、学生のニーズや社会的需要に基づくものである。

3—1—② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

本学は、教育目的の達成のために、教育課程は、基礎科目（基本科目、外国語科目、保健体育科目）及び専門教育科目から編成しており、その編成方針は適切に設定されている。本学では、3 コース（法学コース、経営法コース、スポーツ法コース）は法律学科の下に設置されているため、その教育課程の編成方針は、3 コース共通の教育課程編成方針及びコース別教育課程編成方針から設定されている。

1) 3 コース共通の教育課程の編成方針

3 コース共通の教育課程の編成方針として、基礎科目から「情報リテラシー」、専門科目から「法学入門」、「憲法概論」、「民法概論」、「商法概論」、「刑法概論」、「プレゼミ I」、「プレゼミ II」の合計 7 科目を必修とした。本学の 3 コースは法学部法律学科に所属するものであり、いずれのコースの学生であっても法律の基礎知識及び法的な考え方（リーガルマインド）は必要不可欠である。そのため、入学初年時より主要科目である、法学、憲法、民法、商法、刑法についてはその概論知識の習得が必要不可欠であるとの理由から必修とするものである。また、「プレゼミ I」は大学生、法学部生として学んでいくためのイント

ロダクション（導入演習）としての役割を担うものであり、「プレゼミⅡ」は若干専門的な内容を含むものとなっている。「プレゼミⅠ」は入学当初（1年次前期）、「プレゼミⅡ」は1年次後期に配置しており、いずれも1クラス15人前後の少人数制で、法学政治学系専任教員が担当し、1年次のクラス担任としての役割も担っている。また、情報化時代の中であって、ICT（情報通信技術）の習得は今や全学生にとって必要であるため、その基礎となる「情報リテラシー」を必修科目としている。

2) コース別の教育課程の編成方針

コース別の教育課程の編成方針は、次のとおりである。すなわち、「法学コース」は、本学が法学部法律学科でスタートした経緯からもわかるように本学の基幹コースである。そのため、専門教育科目に関しては、本学の規模（小規模）に比し、非常に多くの法学系科目を配置しているのが特徴である。学生にとって、将来、民間企業や公務員等、あらゆる職業に対応できるように、多分野の法教育を学んでおく必要があるからである。

「経営法コース」設立の趣旨は、社会を円滑に運営する道具である法律知識、新たなインフラであるICT関係知識・技術、これらの知識を経営的視点をもって主体的に利用していくことができる学生を育成することにある。したがって、その教育課程は、「一般教養」、「語学」、「ICT」、「経営」、「法学」の5分野で構成されている。なお、同コースは旧「ITビジネス法コース」を受け継いだこともあって情報関連科目が豊富に配置されており、それは理系の課程にも匹敵する広範な領域の知識・技能の習得のため、体系的に留意した編成となっている。

「スポーツ法コース」は、優れた運動能力を有する学生に対してスポーツの果たす社会的役割に関する知識だけでなく、憲法・民法・刑法等の基本的な法学の知識を修得させることによって法的諸問題に対応できる能力をも身に付けさせ、文武両面に優れた人材の育成を目指すものである。また、最近の法学領域である「スポーツ法」の知識についても学ぶ。なお、同コースでは、基礎科目の内、保健体育科目の履修に力点を置くのは当然であり、当該科目は全て必修科目としている。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

本学では、まず「大学の目的」が存在し、それを踏まえて「法学部の教育目標」が設定されている。したがって、教育方法等に反映させる場合には、本学が法学部だけの単科大学であることから、「法学部の教育目標」を基本としている。本学法学部の教育目標は、(a) 法学基礎教育の充実、(b) 現代社会の情報化・多様化への対応、(c) 実学重視、(d) 国際化時代への対応の4点とされている（本学法学部設置認可申請書 p 2-7～9）。

一方、本学における教育課程は基礎科目（基本科目、外国語科目、保健体育科目）及び専門教育科目で構成され、それぞれ講義科目と演習科目から編成されている。また、本学では、全科目とも Semester 制を採用し、半期の授業に対して保健体育実技科目を除き 2 単位を付与している。これは、開学当初は通年科目と Semester 科目とが混在していたものを、平成 14（2002）年度から、必ず半期ごとに成績を出して完結する完全 Semester 制に移行したものである。その理由は、細かく学生の単位取得状況を把握できること、本

学学生のニーズが多様であることから、進路変更等の理由による学年途中で履修科目の変更が容易であること、また、万一単位取得が出来なかった学生に、間をおかず、次の Semester での再履修の機会を与えることが可能であること等によるものであり、現在、本制度導入当初期待された機能を果たしている。

1) 法学基礎教育の充実

既述のように、本学法学部の教育目的の一つに「法学基礎教育の充実」が存在する。本学はロースクールを有しない大学であることから、4年間を通じて特に「法学基礎教育の充実」が必要不可欠である。そのため、本学では、入学当初の1年次から必修の演習科目を設置し、2年次には選択必修科目として、「教養演習」、「法学政治学演習」及び「専門演習」を設置し、3・4年次には必修の「研究会」（ゼミ）を設置し、学生は入学から卒業までの間に、これら必修の演習科目を履修し所定の単位を取得しなければ卒業できないシステムをとっている。このことにより、本学法学部の教育目的の一つである「法学基礎教育の充実」は教育方法等に十分反映されている。

2) 現代社会の情報化・多様化への対応

本学法学部の教育目的の一つに「現代社会の情報化・多様化」が存在する。そのため、本学では、「経営法コース」を中心として3コースの全てのカリキュラムに情報関連科目を配置し、情報関連教育に注力している。また、本学では、3コース制の導入や「IT ビジネス法コース」の「経営法コース」への改編、開講科目の見直し等、絶えず現代社会の多様化するニーズに照準を合わせ、改革を実施してきている。また、法律学を通じて社会に役立つ人間形成を目指すという視点から、社会人にも開かれた大学を目指す趣旨で、開学以来、本学は昼夜開講制をとっており、社会人の希望する開講科目の設置にも努力をしている。これらのことにより、本学法学部の教育目的の一つである「現代社会の情報化・多様化」は教育方法等に十分反映されている。

3) 実学重視

本学法学部の教育目的の一つに「実学重視」が存在する。本学では、3コースの全てに法律科目が配置されているが、法律学自体は、経済学や商学と並んで実学であり、また、法律学の中でも、実学の色濃い科目を多く配置している。さらには、「経営法コース」に豊富に配置されている情報関連科目及び経営関連科目は正に実学である。このことにより、本学法学部の教育目的の一つである「実学重視」は教育方法等に十分反映されている。

4) 国際化時代への対応

本学法学部の教育目的の一つに「国際化時代への対応」が存在する。本学では、3コースを通じて、「外国語」、「英米法」、「独法」、「国際法」、「国際私法」、「国際関係論」、「専門演習（外書購読演習）」の科目が設置されており、また、「入門（政治学）」、「入門（国際関係）」及び「政治学」においても国際社会に関する内容が講義されている。このことにより、本学法学部の教育目的の一つである「国際化時代への対応」は教育方法等に十分反映されている。

(2) 3—1 の自己評価

本学の建学の精神及び大学の基本理念である「真心教育」は、「大学の目的」の根幹をなすものであり、かつ、それを踏まえて、「法学部の教育目標」が設定されている。

また、本学の目的は学則（第1条）に定められ、かつ、大学の目的（及び法学部の教育目標）は学生手帳やホームページにおいて公表されている。

次に、これらの教育目的の達成のために、教育課程の編成方針が適切に設定されており、かつ、本学法学部の教育目標が教育方法等に十分反映している。

(3) 3—1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は3コースのいずれの学生に対しても豊富な法律科目を設置し、さらに、初年次から卒業時まで少人数の「演習科目」を必修としていることから、法学部の教育目標の一つである「法学基礎教育の充実」が教育方法等に十分反映させており、また、その他の教育目標も教育方法等に十分反映している。

平成22年（2010年）度から「経営法コース」がスタートしたが、今後、同コースにおける学生の経営系科目及び法律系科目の履修（成績）状況を検討したうえで、同コースにおける教育目標と教育方法等について検討していく。また、今後、「大学の目的」及び「法学部の教育目標」について学生・教職員への周知並びに公表を徹底していく。

3—2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3—2 の視点》

(1) 3—2 の事実の説明（現状）

3—2—① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

基準(3-2)を記述するにあたり、冒頭に、本学では Semester 制度を採用しているため、科目名の後に表示される「Ⅰ」は前期科目を、「Ⅱ」は後期科目を原則として意味すること並びに教育課程の体系が「学則別表1」にまとめてあるのでご参照を願う。

本学法学部の教育目標の根源である「大学の目的」には、学則第1条に、「……高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、……」とある。

したがって、本学の教育課程は必然的に教養系科目と専門系科目とで編成されることになるが、それは体系的に編成されており、かつその内容も適切である。既述のとおり、本学の教育課程は、基礎科目（教養系科目）と専門教育科目に大別され、基礎科目はさらに基本科目、外国語科目及び保健体育科目とに分かれている。基礎科目と専門教育科目には、それぞれ講義科目と演習科目が配置されている。学生は、基礎科目（教養系）において幅広い教養を培い、豊かな人間性と徳性を陶冶することを目指している。さらに、本学には教職課程及び公務員受験・各種資格対策講座が設置されているため、そこでの科目履修は基本科目（教養系）を補完するものとして有意義な内容のものであり、学生の幅広い教養の修得に役立っている。

なお、経営法コースには基本科目（教養系）として理系科目に近い情報関連科目が多く設置されているが、学生にとって学びやすいものとするため、内容のやさしいものから順に高度な内容を履修するよう科目配置を工夫している。

専門教育科目には本学が法学部法律学科であることから、必然的に法学系の科目が豊富に設置されているが、法学系科目の必修は、「法学コース」及び「スポーツ法コース」においては、法学の基礎である「法学入門」、「憲法概論」、「行政法概論」、「民法概論」、「商法概論」、「刑法概論」の6科目のみである（「経営法コース」では、「行政法概論」を除外して5科目）。また、全専門教育科目における必修科目は、「法学コース」8科目、「スポーツ法コース」9科目、「経営法コース」9科目と絞っており、必修科目以外の多くの専門教育科目の履修は、学生の任意の選択に委ねている。これは、学生が卒業後の進路を見据えて自由に専門教育科目を履修できるように配慮しているためである。

また、本学では、少人数制を唱えているため、演習科目の設置にも工夫を凝らしている。第1に、1年次からの必修のゼミとして、「プレゼミⅠ」・「プレゼミⅡ」を置いている。「プレゼミⅠ」は大学生、法学部生として学んでいくためのイントロダクション（法学導入教育）としての役割を担い、「プレゼミⅡ」では専門的な内容を学び始める。第2に、2年次には「教養演習」、「法学政治学演習」又は「専門演習」から1演習科目（4単位）を選択必修とし、「法学政治学演習」又は「専門演習」を選択した者は本格的に専門的な内容を修得していく。また、「教養演習」を選択した者はより深い教養を修得する。第3に、3年次からは必修のゼミとして「研究会」が置かれている。ここでは、在学中の総仕上げの演習として、講義とは違い、担当教員と学生による双方向のやり取りを中心とした授業が展開される。学生がどの研究会を選択するかについては、研究会のテーマ・内容及び自己の卒業後の進路を併せて検討し、慎重に決定している。

3—2—② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

本学の教育課程（カリキュラム）は、基礎科目（教養系）と専門教育科目とに大別され、基礎科目はさらに基本科目、外国語科目及び保健体育科目に分類し編成されている。また、本学は「3コース制」を採っているが、あくまでも法学部法律学科の下での「3コース制」であるため、教育課程の編成においても原則として「3コース」共通のカリキュラムを基本としている。

これらの編成方針に即し、次のように授業科目を設置し、適切な授業内容を実施している。

1) 基礎科目

本学の教育課程は基礎科目と専門教育科目とから構成されており、基礎科目は、「基本科目」、「外国語科目」及び「保健体育科目」の3分野から編成されている。このうち教養教育は基礎科目の中で行われている。本学の「建学の精神」及び「基本理念」は真心教育であることもあって、基礎科目（教養系科目）の編成においては、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性の涵養」（大学設置基準第19条2）を修得させるために、カリキュラム上、卒業要件128単位中、基礎科目から34単位以上（同一外国語6単位を含む）を必要としている。

清 和 大 学

本学の全開講科目数 192 科目中、法律・経営専門科目を除いた基礎科目数は 82 科目（一般教養、ICT、語学及び保健体育）と 42.7%に及んでおり、多様かつ多数の基礎科目を設置し、人間形成のための教養教育に力を注いでいる。

i) 基本科目

「基本科目」は主として一般教養系科目群と情報通信系科目群で編成されている。情報通信系科目が多く設置されているのは「経営法コース」（旧 IT ビジネス法コース）が設置されているためである。その他に、同コースで履修する学生のために、「簿記Ⅰ・Ⅱ」が設置されている。「法学コース」及び「スポーツ法コース」の学生は、主として一般教養系科目群から選択し履修をしている。「基本科目」における 3 コース共通の必修科目としては、「情報リテラシー」のみとし、その他の科目については、高度の教養を身に付けるため、学生自らの意思で自由に選択し履修させている。なお、「情報リテラシー」科目については、現代社会における ICT 化の加速を考慮すると、その基礎となるものであり、3 コースの学生いずれにとっても必要であることの理由に基づくものである。

なお、「経営法コース」には、その他の必修科目として、「ソフトウェア演習」、「ハードウェア概論」、「ソフトウェア概論」、「データベース演習」、「Web プログラミング」、「情報セキュリティ」の 6 科目を設置しているが、同コースの学生にとっては、将来の進路である企業社会を展望すると、もう一步突っ込んでこれらの科目を学習しておく必要があるためである。

選択科目としては、社会科学関係では「経済学」や「社会学」等、人文科学系では「文学」や「倫理学」等、自然科学系では「自然科学概論」、「環境論」、「生命科学」等を設置し、さらには、「教養講義」として現在 15 科目を設置しており、学生が豊富な教養科目を修得できるよう配慮している。

また、教養科目系の専任教員が担当する「教養演習」は、少人数制の演習科目として、高度の教養を身に付けるため実施される教養教育であり、現在、14 科目を設置している。

このように、本学では教養科目の必修・選択等の区分についても各コースの目的（ひいては大学の使命・目的）に照らして設定している。

ii) 外国語科目

本学における「外国語科目」としては、「英語」「独語」「仏語」「中国語」が開講されており、3 コースのうち、「経営法コース」のみが「英語」必修としている。これは、同コースでは、卒業後の進路として企業を選択する学生が多いことを理由とするものである。

なお、外国語の能力向上の重要性に鑑み、卒業要件として、同一外国語（英・独・仏・中）から 6 単位を必修（「経営法コース」は英語 6 単位必修）とし、語学教育に注力している。

a) 英語科目

本学においては、英語は外国語科目の中から選択必修（但し「経営法コース」では必修科目）とされ、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」の 3 科目（6 単位相当）が設置されている。「英語Ⅰ・Ⅱ」は 1 年次開講、「英語Ⅲ」は 2 年次開講であり、これらの 3 科目は段階的

清 和 大 学

に学習を進められるよう配置されており、クラス編成は受講生の英語力を考慮して行っている。また、上記 3 科目以外に英語を学習する機会として、「教養演習」科目として開講される高度な英語運用能力を学ぶ内容の科目や資格対策講座として開講される TOEIC 等資格試験対策の科目を設置し、英語能力の向上に注力している。

本学の英語教育における特色は以下の 3 つの点が挙げられる。

第 1 に、日本語の運用能力を生かした英語教育を行っていることである。基礎的な英文法の理解度に自信が持てない学生であっても意欲的に学習に取り組めるよう、英文法の知識を評価基準として偏重せず、日常生活や英語以外の学習において培われた日本語の運用能力を生かして英語の学習に取り組める内容を設定している点である。具体的には、「英語Ⅰ」では、意味の最小単位となる語句で英語の意味を把握し発信するスキルを養うことに力を入れている。中学校や高等学校で学習する文法の項目を単元別に復習するだけでなく、英語の文章構造に慣れることに主眼を置き、受講生が文法の正しさに過度に囚われずに、英語を運用する面白さを経験できるようにした。

第 2 に、異文化教育を英語学習に取り入れている点である。本学では、「大学の目的」の一つに「国際的視野に立って、…人材を養成する」ことを標榜していることから、国際社会とりわけビジネスシーンで通用する英語力の習得に注力する必要がある、そのためには、多文化共生時代を念頭に英語以外の言語によって形成される国内外の文化圏と向き合うことの大切さを教えている。具体的には、「英語Ⅲ」において、読む・聞く・書く・話すといった総合的な英語運用能力を図ると共に、異文化理解に役立つ基本的なコンセプトを日常生活に応用するスキルを学ばせている。

第 3 は、様々なメディアで使われている英語を学習素材とし授業を行っている点である。英語が身近なコミュニケーションツールであることをより感じられるように、受講生が関心を持ちやすいテレビ番組や映画、インターネットなどから得られる学習素材を活用している。

以上のように、本学における英語学習は、文法偏重から脱却した教養教育としての英語教育に重点を置き、異文化に対する基本姿勢を身に付け、英語を実践的に運用できる人材を育成している。

iii) 保健体育科目

保健体育科目は、実技と理論科目がそれぞれ配置されているほか、希望者にはトレーニングルームの開放が行われている。

「保健体育科目」は「Ⅰ」から「Ⅵ」で構成されており、「Ⅰ」「Ⅱ」が理論（講義）科目、「Ⅲ」「Ⅳ」「Ⅴ」「Ⅵ」が実践・実技科目である。このうち、「スポーツ法コース」のみが「Ⅰ」から「Ⅵ」まで全て必修であり、「法学コース」及び「経営法コース」では「Ⅰ」から「Ⅳ」までが開講されており、全て選択科目となっている。これは、「スポーツ法コース」の設置主旨が「文武両道」であることから、スポーツ・体育に関する専門的な知識とスキルを習得する必要があること、「スポーツ法コース」以外の学生に対しては、なるべく学生の意思で自由に選択履修させる配慮である。

a) 理論科目の特色

清 和 大 学

理論科目の特色は、「スポーツ法コース」はもちろん、「法学コース」及び「経営法コース」の学生も選択して履修して学ぶことができるのが特色である。理論科目では、保健体育の基礎知識を学ぶための幅広い科目を設置している。理論科目は「保健体育科目Ⅰ・Ⅱ」及び基本科目である「教養講義」の中で開講しており、その内容は表 3-2-1 のとおりである。

＜表 3-2-1 保健体育の理論（講義）科目と内容＞

〔主な設置科目〕

開講科目	履修内容
「保健体育Ⅰ」（スポーツ科学）	スポーツ・体育系の講義科目を受講するための基礎知識を習得するための導入科目
「保健体育Ⅱ」（身体運動による心身の変化を生理学的に学ぶ）	発育・発達や加齢の基本的なメカニズムを踏まえて心身の健康の保持・増進に対する身体運動の効果を学ぶ
「教養講義」（スポーツ心理学）	スポーツにおけるメンタルトレーニングについて学ぶ
「教養講義」（人体の構造と機能）	スポーツ科学や健康科学を学ぶ上で必要な基礎としての人体構造と機能について学ぶ
「教養講義」（健康教育学）	健康教育の目的を理解・認識し、それぞれの立場で命を大切にできる教育活動ができる能力を育成する
「教養講義」（健康の科学）	個人及び集団の生涯を通じた健康づくりの必要性を認識し、健康獲得に必要な能力を育成する
「教養講義」（教育保健学）	学校保健の役割を理解・認識し、それぞれの立場で教育的保健活動ができる能力を育成する

b) 実技科目の特色

実技科目の特色は、スポーツ活動を通じて将来、一社会人として自立できる態度と資質が獲得できるようにカリキュラムが構成されている点にある。受講生は、スポーツ活動が心身の健康の維持増進に寄与する効果について実体験を通して学ぶこと、各種目のルールやマナーを理解すること、種目特有の基礎的スキルを習得すること、簡易なゲームができるようになること及び学友との親睦を深めることを目的として授業を受講する。特に、「文武両道」を目指す「スポーツ法コース」の学生においては、専門種目以外の様々な実技種目に取り組むことにより、専門種目の基盤となる身体各部位の筋力・柔軟性の強化が可能となる。「法学コース」及び「経営法コース」の学生に対しても、在学期間中に複数回の実技系科目の受講機会が設けられている。さらに、全コース全学年を対象として、合宿形式で実施するシーズンスポーツ（スキー実習）を開講している。実技科目の内容は表 3-2-2 のとおりである。

＜表 3-2-2 保健体育の実技科目と内容＞

〔設置科目〕

開講科目	履修内容

清 和 大 学

<p><スポーツ法コース> 「保健体育Ⅲ」スポーツ実技(空手)</p>	<p>空手道の基本的な技術の習得を通じて、自らの身体と心、他者の身体と心、その関連について理解を深める。</p>
<p>「保健体育Ⅲ」スポーツ実技(バスケットボール)</p>	<p>生涯スポーツの観点から、本学設置のスポーツ施設を利用し、種々のスポーツ実技に取り組む。</p>
<p>「保健体育Ⅳ」実技の実践と理論の講習</p>	<p>フットサル・バスケットボール・バレーボール等を実施し、健康維持・体力向上を図ると共にスポーツ全般への理解を深める。</p>
<p>「保健体育Ⅳ」スポーツ実技(インドアスポーツ)</p>	<p>インドアスポーツ(フットサル・バスケットボール・バレーボール等)を実施し、スポーツの楽しさや充実感を体験し、健康維持・体力向上を図る。</p>
<p>「保健体育Ⅴ」スポーツ実技(バレーボール)</p>	<p>バレーボールの実践を通してその特性に触れ、魅力や楽しさを味わい、そのような実践が健全な心と体を促進することを理解する。</p>
<p>「保健体育Ⅴ」スポーツ実技</p>	<p>バレーボールの実践を通じて、遵法精神や規範精神、集団活動におけるチームワークやリーダーシップの重要性を理解し、実践する。スポーツ活動を通して、運動の楽しさや健全な心と体を促進させる生涯スポーツの必要性を理解する。</p>
<p>「保健体育Ⅵ」スポーツ実技(バスケットボール)</p>	<p>バスケットボールの実践を通してその特性に触れ、そのような実践が健全な心と体を促進することを理解する。基礎技術の習得やゲームにおいて、チームワークやリーダーシップが重要であることを理解する。(審判を担当できるようになる)</p>
<p>「保健体育Ⅵ」スポーツ実技</p>	<p>バスケットボールの実践を通じて、遵法精神や規範精神、集団活動におけるチームワークやリーダーシップの重要性を理解し、実践する。スポーツ活動を通して、運動の楽しさや健全な心と体を促進させる生涯スポーツの必要性を理解する。(バスケットの高度な個人技能及び集団技能・戦略を習得する)</p>
<p><法学コース・経営法コース> 「保健体育Ⅲ」スポーツ実技</p>	<p>バレーボールの実践を通じて、遵法精神や規範精神、集団活動におけるチームワークやリーダーシップの重要性を理解し、実践する。</p>
<p>「保健体育Ⅲ」スポーツ実技(テニス)</p>	<p>テニスを実施し、健康維持・体力向上を図り生涯に亘ってスポーツや身体活動に親しむ基礎的な態度を養う。</p>
<p>「保健体育Ⅳ」スポーツ技能</p>	<p>バスケットボールの実践を通じて、遵法精神や規範精神、集団活動におけるチームワークやリーダーシップの重要性を理解し、実践する。</p>

<p><全学対象> 「保健体育Ⅲ」実技の実践と理論の講習</p>	<p>バレーボール・バスケットボール・卓球の基礎スキル・ルール・マナーを習得し、簡易なゲームができることを目指す。</p>
<p>「シーズンスポーツ」(スキー実習)</p>	<p>長野県の戸隠スキー場において、合宿形式で受講生のレベルに応じたスキー実習を行う。</p>

c) トレーニングセンターの活用法

「保健体育Ⅲ」の全受講生及び一般学生の利用希望者を対象に、トレーニングセンター使用に関する安全講習会を開催している。また、2年次生以上を対象とした「教養演習」(通年科目)においては、施設やトレーニング器具の正しい使い方、適正なトレーニング方法について理論と実践を通して学ぶことができる。現在、授業以外に、事務局学生生活課を主管とし、一般に開放する時間帯の設置、さらには、各運動部顧問の管理・指導のもと、本学運動部員が随時使用することができる。なお、使用履歴は、トレーニングセンター入口に設置されている「管理ノート」に記載される。

2) 専門教育科目

本学の「専門教育科目」は、大別して法律系科目群、政治学系科目群、経営系科目群とで編成されている。このうち、本学は法学部法律学科であることから、多くの法律系科目を設置している。

本学では、このように多くの法律学の科目が設置されているが、法律学は基本的には、まず総論を履修し、次いで各論に進むのが学生にとって理解しやすいし、かつ一般的であるため、本学でもそのように配置をしている。また、いわゆる基本六法(憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)については法学部の学生にとっては最重要科目と位置づけ、原則として複数クラスを開講することを基本方針としている。設置科目は、「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」に分け、これを各学年に配当している。

必修科目としては、3コース共に「法学入門」「憲法概論」「民法概論」「商法概論」「刑法概論」「プレゼミⅠ・Ⅱ」を課しており、全て1年次開講である。これは法学部法律学科に学ぶ学生にとっては、法学の入口である「法学入門」、主要科目である「憲法」「民法」「刑法」「商法」の概論を初年時に理解したうえで、次年次へと進むことでその後の法律学を学習する上で効果が上がると判断されるからである。また、「プレゼミⅠ・Ⅱ」は法学を学んでいくためのイントロダクションとしての役割(「プレゼミⅡ」では専門的な内容を学び始める)を担うからである。その他の必修科目として、「法学コース」及び「スポーツ法コース」では「行政法概論」が、「スポーツ法コース」では「スポーツ法」が、「経営法コース」では「経営学概論Ⅰ・Ⅱ」がそれぞれ課されている。なお、必修以外の科目のうち、「経営法コース」では、経営系科目のほか、法律系科目の中から「契約法」「会社法」「手形小切手法」「知的財産権法」等の企業経営上、必要な科目を選択するよう、学生に推奨している(これらの科目は「選択必修科目」として配置されている)。

3) キャリア開発開講科目

本学のキャリア開発科目は、「キャリア養成講座」、「キャリアサポート講座」、「公務員受験・各種資格取得対策講座」から成っている。これらの講座は、平成 21(2009)年 4 月、本学キャリアセンターの設置に伴い、本学法学研究所からキャリアセンターに移管されたものであり、本センターでの履修については、それぞれの講座の内容に応じて、教授会の議を経て、学部授業とみなして単位の認定を行っている。

i) キャリア養成講座

「キャリア養成講座」は、1 年次の早期の段階から学生や保証人に対し就職・進学に関する情報提供を繰り返し行い、将来の職業に対する意識付けを図っている。本講座は、主として、「働くことの意義」、「大学生活の過ごし方」、「大学生と社会人との違い」などの内容を教示し、いわば“生きる力”を養成するものである。1 年次生で年 15 回、2 年次生で年 15 回（計 30 回）の授業を実施している。なお、平成 21 年（2009）年度は 1 年次生全員の 199 名が受講している。

ii) 「キャリアサポート講座」

「キャリアサポート講座Ⅰ・Ⅱ」は、「キャリア養成講座」の実践編であり、3 年次生に対して、「キャリアサポート講座Ⅰ（前期）・Ⅱ（後期）」を通年で開講し、就職活動に対して万全な準備が整うよう具体的な実践対策及び有益な業界情報等の提供を実施するものである。また、当該科目を履修しなかった者には「就職ガイダンス」を随時実施して、全員漏れのないよう指導に万全を期している。

iii) 公務員受験・各種資格取得対策講座

「公務員受験・各種資格取得対策講座」は、公務員受験や各種資格取得を希望する者に対して支援するため、設置するものである。

a) 公務員受験対策科目

公務員受験対策科目としては、「一般知識（人文科学）・（社会科学）（数的推理）」、「一般知能（文章理解）（判断推理）（数的推理）」、「数的推理基礎演習」、「論作文」、「時事問題」、「公務員受験総合演習」等のほか、「社会科学入門講座」、「人文科学入門講座」等多くの科目を開講し公務員試験受験生の指導に当たっている。その中でも、本学では警察官志望の学生が多いため、「警察官試験入門」、「警察官特進クラス」を設置して指導に注力している。

b) 各種資格取得対策講座

「各種資格取得対策講座」としては、「宅建試験」、「漢字検定試験」、「TOEIC 試験」、「ニュース検定 3・4 級」、「IT パスポート試験」、「J 検定」、「日商 PC 検定試験 3 級」の対策講座を設置して、受験生の指導に当たっている。

4) 教職課程科目

本学は、法学部だけの単科大学であるにもかかわらず、教職課程が充実していることが特徴である。本学の学部学科における教職課程免許状の種類は、次のとおりである。

i) 教職課程免許状の種類

清 和 大 学

学 科	教育職員の免許状の種類	免許教科
清和大学法律学科	・ 高等学校教諭一種免許状	公民
		地歴
		情報
	・ 中学校教諭一種免許状	社会

ii) 教職課程における設置科目・必修科目等

教職課程における設置科目・必修科目等は、学則別表 3 のとおりである。

3—2—③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

本学では、年間学事予定及び授業期間については、毎年度、教学委員会や学生委員会などの関係委員会を経て、教授会の審議を経て決定している。年間学事予定及び授業期間共に学生に対しては年度初め配布の「履修要覧」及び「学生手帳」に記載され、明示されている。さらには、年度始めの学年別ガイダンスにおいても学生に周知徹底している。

授業期間は前期・後期とも 15 週を確保しており、1 年間の授業期間が定期試験等を含めて 35 週が確保されている。授業期間中に休講が発生した場合には必ず補講等の措置を実施することとしている。また、月曜日に振替休日が多いことから、他の曜日に振り替えて授業を実施するなど、曜日ごとの回数を平均化する措置を行っており、その運営を適切に行っている。なお、補講期間や前期・後期試験期間における時間割については学生掲示板によって告知している。

3—2—④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

本学では、「単位の認定」及び「卒業要件」については適切に定められ、厳正に適用されている。（「進級要件」については、旧「ITビジネス法コース」に存在したが「経営法コース」では廃止している。）

1) 単位の認定

「単位の認定」については、学則第 2 章「通則」第 3 節第 26 条～30 条に定められている。授業科目の単位は、当該授業科目を履修し試験に合格した者に与えられ、表 3-2-4 の成績評価基準に基づき適正に運用している。履修科目の成績評価は、定期試験の成績を主としながら、出席状況、授業中に実施する小テストやレポート、提出物などの平常の学習状況を加味して、各科目の担当教員が評価を行っている。授業計画及び成績評価基準は、全ての授業科目についてシラバス（授業計画書）に明示されている。

＜表 3—2—4 成績評価基準＞

評 価 (点数)	100～80	79～70	69～60	59～40	39 以下
成績評語	A	B	C	D	E
判 定	合 格			不 合 格	

2) 進級要件

「進級要件」については、旧 I T ビジネス法コースにおいて存在した。同コースでは「ハードル制」と「前倒し履修制」とが存在していたが、平成 22 (2010) 年 4 月導入の経営法コースでは廃止した。

○ハードル制

IT ビジネス法コースにあつては、情報関連科目の習得は技術的な側面もあることから、易から難への配置がなされており、かつ、クラス単位での授業の進行の都合もあつて、2 年次前期 (3 セメスター) 終了時までには 1 年次配当の必修科目の単位をすべて修得していなければ 2 年次後期 (4 セメスター) 配当科目を履修することが出来ない、いわゆる「ハードル制」を採用していた (ただし、ハードルにかかっても直ちに 4 年次での卒業ができなくなるわけではない)。

○前倒し履修制

1 年次後期 (2 セメスター) 終了時までには、1 年次配当の必修科目の単位を全て修得している場合には、2 年次前期 (3 セメスター) 配当科目とあわせて、3 年次前期までに配当されている科目を履修することが出来、さらに、2 年次後期には、3 年次後期までに配当されている科目を履修することが出来る制度。

3) 卒業要件

「卒業要件」については、学則第 2 章「通則」第 5 節第 39 条に規定されている。

すなわち、本学の卒業資格を得るためには、本学に 4 年以上在学し、「学則別表 1」に定める授業科目の中から、それぞれ次の区分により必修科目及び選択科目を含め、128 単位以上を履修し、単位を取得しなければならない。

一 外国語科目については、同一の外国語で 6 単位

ただし、経営法コースにおいては、英語で 6 単位

二 基礎科目(基本科目、外国語科目及び保健体育)の中から前号の単位を含め合計 34 単位 (経営法コースは選択必修科目 8 単位を含む) 以上

三 専門教育科目の中から合計 64 単位 (経営法コースは選択必修科目 28 単位を含む) 以上

四 その他、基礎科目・専門教育科目の全分野から 30 単位以上

本学では、上記の通常履修以外に本学キャリアセンターが設置する科目において単位認定制度があり、「公務員受験・各種資格取得対策科目」について、担当教員が学修の成果を認めた場合には教授会の議を経て学部の単位として認定している。

3—2—⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

本学では、単位制度の実質を保つため、履修登録単位数の上限の設定を履修規則において定めている。1 年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は、再履修及び余剰単位として履修する科目の単位数を含めて、1 年次・2 年次・3 年次にあつては 48 単位、4 年

次以上にあつては 64 単位を限度としている。

なお、本学では、全科目 2 単位の完全セメスター制をとっているが、半期ごとの履修登録単位数の上限の設定は行っていない。これは、前期において病気等の理由で長期入院した学生が、後期に挽回するため多くの単位を取得できる途を残して置くこと等がその理由である。

また、本学では、編入学・転入学を除き、他大学等における既修得単位の認定単位数の上限を 60 単位と設定しており（学則第 27 条～第 29 条）、さらに、編入学・転入学においては、他大学等からの認定単位数の上限を 64 単位とし、卒業要件単位の 2 分の 1 を超えないよう設定している（内規「編入学・転入学における他大学などからの認定単位数の上限について」第 2 項）。

3—2—⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

本学では、教育内容・方法に、次のような特色ある工夫を行っている。

1) 完全セメスター制

本学は、平成 14（2002）年度より全授業科目を半期毎に完結する 2 単位の完全セメスター制を導入している。その理由としては、（ア）細かく学生の単位取得状況を把握できること、（イ）本学学生のニーズが多様であることから、学年途中での進路変更等に伴う履修希望科目の変更が容易となること、（ウ）万一単位取得が叶わなかった学生に、間をおかず次のセメスターでの再履修の機会を与えることが可能であることなどに基づくものである。

2) 昼夜（昼間主・夜間主）開講制

本学開学時以来の昼夜開講制は、主要な科目を昼間時間帯と夜間時間帯の両方で開講するものであり、当初は社会人学生を主として対象とすることを意図して導入された。最近では社会人学生がほとんど入学していないが、一般の学生が、それぞれの都合に合わせて履修機会を活用している。

3) 少人数教育

少人数教育は本学開学以来の手法の一つであるが、中でも「プレゼミ I・II」は 1 年次に配当される専門科目としての必修の演習科目であり、同じく 1 年次配当で必修の「法学入門」「憲法概論」「民法概論」「刑法概論」「商法概論」「行政法概論」といった入門・概論講義科目と並行して履修することにより、初年時の段階で、学習意欲や法学に対する関心の向上に寄与することが期待されているものである。

4) 法律主要科目における複数クラスの設置

本学は法律学科であるため、法律学の基礎ともいえるべき基本六法（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の科目については、原則として複数クラスを開講し、クラスを少人数にして学習の効果を上げる工夫を行っている。

(2) 3—2 の自己評価

清 和 大 学

本学の教育課程の編成方針は、「大学設置基準」第 19 条（教育課程の編成方針）及び第 20 条（教育課程の編成方法）の規定を遵守するものである。また、本学の教育課程が体系的に編成され、その内容も適切であること及び教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっていることは既述のとおりである。

しかし、本学のような多様なニーズの学生（3 コース制）を有する学部においては、学生の選択余地を最大化することが学生のメリットであるため、カリキュラムは、大学の規模に比し、どうしても開講科目数が過多にならざるをえないという課題がある。

開講科目数が多いということは学生のメリットであるが、そのためには学生が適切な選択をなしうるだけの理解容易な方法が提供される必要がある。本学では、従来から、履修要覧には全科目のシラバスを掲載し、年度初めには全学生に対する履修ガイダンスも開催し、徹底している。

(3) 3—2 の改善・向上方策(将来計画)

カリキュラムについては、恒常的な見直しが必要であることはいままでもない。現在のカリキュラムは平成 17（2005）年度「3 コース制」の導入に伴うものを基本としており、その後、必要に応じて随時見直しを実施してきている。今後、開講科目の改廃を含めて、引き続き教学委員会等を中心に見直しを継続実施していく。

次に、教員にとっても学生にとっても、シラバスの作成及び活用方法の向上を図ることは大学の教学改革の第一歩であると考えている。したがって、教員（専任・非常勤）に対しては、精緻で正確なシラバスの作成を徹底させることとし、学生に対しては、あらゆる機会を通じて、シラバスの利用方法の向上を図るため、指導を徹底していく。

3—3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

《3—3 の視点》

(1) 3—3 の事実の説明（現状）

3—3—① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

毎学期開始時に、教学委員会が中心になり、新入生（1 年次生）に対して、簡単な学力テストを実施し、高校までの学習状況を点検・把握しており、これをもとにクラス分け等を行っている。また、在学生（2～4 年次生）に対しては、毎学期開始早々に、学生本人及び保証人（父母）に対して前学期までの単位の取得状況を通知して、単位の取得状況が不芳な者への注意喚起を実施している。

資格取得に関しては、従来からの「公務員受験・各種資格取得対策センター」を平成 21（2009）年 4 月より本学キャリアセンターに移管して、キャリアサポート委員会が引き続き学生の資格取得状況を点検・評価し、今後の成果向上に役立っている。

清 和 大 学

就職状況の調査に関しては、キャリアセンターにおける「進路指導室」において、4年次及び過年次生の就職活動状況について、定期的な電話連絡等により常時調査して今後の対策に役立てている。

学生の意識調査に関しては、最近では平成 19（2008）年度に全学学生アンケートを実施して学生の意見等を汲み上げる努力をしておき、教育目的の達成のために役立てている。

また、就職先の企業については、当該企業への訪問時のほか、当該企業の人事担当者を招き、「学内業界別就職セミナー」を開催し、就職先企業の意見等を汲み上げ、今後の教育目的に資するために役立てている。

(2) 3—3 の自己評価

本学は、単科大学の小規模校であるため、学生からの意見・要望等は比較的容易に教職員に伝達されている。

学生の学習状況・資格取得・就職状況等については、適時把握されており、教育内容の改善に役立てられている。

本学卒業生の殆どが千葉県内の企業へ就職するため、キャリアセンター内の「進路指導室」員は殆どの就職先企業の人事担当者との交流があり、当該企業からの意見等を汲み上げ、学生への指導に役立てている。

(3) 3—3 の改善・向上方策(将来計画)

学生の意識調査に関しては、今後も定期的にアンケートを実施していく。それにより、データが蓄積されることになり、教育内容の改善に一層役立つことになる。また、今後は、就職先企業に対するアンケートも実施していく。

〔基準 3 の自己評価〕

本学では、教育目的達成のために、教育課程の編成方針が設定されており、多様なニーズを有する学生のために 3 コース（法学コース、経営法コース、スポーツ法コース）を有している。また、そのコース別の教育課程の編成方針も適切に設定されている。

また、本学では、全科目 2 単位の完全セメスター制をとっており、半期毎の学習をより深く効果的に実施させている。今後、教員と学生の双方の要求を取り入れた授業を浸透させていくために、学生による「授業アンケート」の継続実施や学部全体で推進する「FD 活動」を一層充実・強化していく。

さらに、シラバスの作成についても、現在、全専任教員で構成する「FD 研修会」において検討し、教員間で粗密のない、より充実したシラバスの作成を目指している。

本学の特徴である小規模校という性格上、学生からの意見・要望等は比較的容易に教職員に伝達されており、また、学生の学習状況・資格取得・就職状況等についても適時把握されており、教育内容の改善に役立てられている。本学卒業生の殆どが千葉県内の企業へ就職するため、就職先企業との交流も出来ており、学生の就職指導に役立てている。

〔基準 3 の改善・向上方策（将来計画）〕

清 和 大 学

本学のカリキュラムは、3 コース制を有するが故に、大学の規模に比して開講科目数が過多になる傾向があるので、今後も継続して設置科目の改廃の検討を行っていく。開講科目数が多いということは学生にとってメリットではあるが、そのためには学生が適切な選択をなしうるだけの理解容易な履修科目の選択方法が提供される必要がある。したがって、今後、FD 活動や教学委員会で更に議論や検討を重ね、年度初めの履修ガイダンスだけでなく、1 年次開講の必修演習科目である「プレゼミ I・II」においても学生の履修指導を徹底していく方針である。

基準 4. 学生

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1の視点》

(1) 4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学は法学部法律学科のみの単科大学であるが、3コースを有している。本学では、建学の精神及び教育理念（真心教育）や大学の使命に沿って大学の教育目的と法学部の教育目標が設定されている。そして、大学及び法学部の教育目標に沿って、全体アドミッションポリシーが設定され、さらに全体アドミッションポリシーに則して募集単位ごとのアドミッションポリシーを設定している。

1) 全体アドミッションポリシー

本学では、入学者として相応しい人物を次のように定め、全体アドミッションポリシーとしている。

- ・合理的な社会生活を営むために不可欠である法学の専門知識を活かし、地域社会や国際社会のなかで活躍しようという意欲をもつ者
- ・学問のほか、スポーツや文化活動等にも優れた個性を発揮しようという意欲をもつ者
- ・学問のほか、個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲をもつ者

2) コースごとのアドミッションポリシー

次に、全体アドミッションポリシーを踏まえ、コースごとのアドミッションポリシーを設定している。

i) 法学コース

- ・広く法律に知的好奇心のある者
- ・公務員、企業及び資格取得など、法学の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・法学の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

ii) スポーツ法コース

- ・学問のほか、スポーツにも優れた個性を発揮する意欲をもつ者
- ・公務員、企業など、法学の専門知識とスポーツ経験を活かした分野で活躍したい者
- ・法学の専門知識とスポーツ経験を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

iii) 経営法コース

清 和 大 学

- ・ 法律、経営及び情報通信技術の3分野を総合的に学習することに関心をもつ者
- ・ 企業、資格取得など、法律、経営及び情報通信技術の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・ 法律、経営及び情報通信技術の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

3) 入試形態（募集単位）ごとのアドミッションポリシー

コースごとのアドミッションポリシーを踏まえ、次のように募集単位（入試形態）ごとのアドミッションポリシーを設定している。[下記表中の(i)(ii)(iii)の内容は、前記4-1-①の2)に記載。]

入試形態別 アドミッション ポリシー	A0入学試験	法学コースは(i)、スポーツ法コースは(ii)、経営法コースは(iii)のいずれかに該当し、次のいずれかに該当する者 ・ 生徒会や部活動で積極的に活動した者 ・ 社会的な奉仕活動を積極的に行った者 ・ 自己アピールができるものを有する者 ・ 本学で勉学の再スタートを切ることに強い意欲をもつ者
	指定校推薦	調査書等により一定の学力水準にあり、法学コースは(i)、経営法コースは(iii)のいずれかに該当すると認められる者
	公募制推薦	調査書等により一定の学力水準にあり、法学コースは(i)、経営法コースは(iii)のいずれかに該当すると認められる者
	併設校推薦	調査書等により一定の学力水準にあり、法学コースは(i)、スポーツ法コースは(ii)、経営法コースは(iii)のいずれかに該当すると認められる者
	一般入学試験	一般入学試験により一定の学力水準を有すると認められる者
	センター試験利用	大学入試センター試験により一定の学力水準を有すると認められる者
	編入学試験	本学への編入の目的が明確で一定の学力水準にあり、法学コース(i)のいずれかに該当すると認められる者
	社会人特別選抜入学試験	勉学意欲があり、法学コース(i)のいずれかに該当すると認められる者
	私費外国人留学生特別選別	本学での学習目的が明確であり、日本語等の水準が一定以上と認められる者

以上のアドミッションポリシーは、ホームページ、学生募集要項に明記されており、学生募集の際に活用している。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が運用されているか。

本学は、アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜を運用している。すなわち、本学はアドミッションポリシーに基づいて多様な能力を持った学生の確保を目指しており、

清 和 大 学

募集単位（入試形態）ごとにアドミッションポリシーを定め、入学試験を実施している。

入学試験は、学長が本部長となり、教学委員会（入試委員会を兼ねる）が中心となって実施し、稀に面接委員（教員）が不足する場合には他の委員会から面接委員を補充するなどして全学体制で実施している。入試事務は、教学課（入試係）が中心となって行っている。

教学委員会が行った受験生の合否判定案は、最終的に教授会の審議に付され、合格者を決定している。

1) AO入学試験

AO入学試験は、選抜方法や実施時期について、本学の特徴を活かした裁量的な設定が可能であるため、本学設立後、早期の段階から導入し、入学者選抜を適切に運用している。志願者に対しては、出願の時点でエントリーシートの提出を求め、面接と併せて本人の学習意欲や将来の目標及び進路等について質問し、その上でアドミッションポリシーを示し、本学への適性と入学の意思を確認している。

2) 推薦入学試験

本学では、推薦入学として指定校推薦、公募制推薦、併設校推薦を実施している。これらの推薦入学は高等学校長の推薦を受けた生徒を対象とする入学者特別選抜であり、複数の入試担当教員による書類審査及び面接によって合否を判定するものである。面接では、受験生に対して本学への志望動機や将来の目標及び進路等について質問し、その上でアドミッションポリシーを示し、本学への適性と入学の意思を確認している。

3) 一般入学試験

一般入学試験は、学力試験に主眼を置いた選抜試験であり、「法学コース」及び「経営法コース」の志願者に対して、それぞれⅠ期とⅡ期に分けて実施している。一般入学試験は、あくまで受験生の学力に主眼を置いた試験であるから、アドミッションポリシーは、「一般入学試験により一定の学力水準を有すると認められる者」として定めている。

i) 法学コース

一般入学試験Ⅰ期・Ⅱ期共に、「英語Ⅰ・Ⅱ」「国語」から1科目を選択（各科目100点満点）し、学力試験、面接及び提出された高等学校調査書等を総合判定し、合格者を決定している。

ii) 経営法コース

一般入学試験Ⅰ期・Ⅱ期共に、「英語Ⅰ・Ⅱ」の1科目を課し（100点満点）、学力試験、面接及び提出された高等学校調査書等を総合判定し、合格者を決定している。経営法コースを志願する受験生に対しては、将来の進路との関係上、特に英語が重要であるため学力試験として英語を課している。

4) センター試験利用入学試験

センター試験利用入学試験は、大学入試センター試験を利用して行う選抜試験であり、「法学コース」の志願者に対して、Ⅰ期・Ⅱ期に分けて実施している。センター利用入学

試験のアドミッションポリシーは、一般入学試験と同様、受験生の学力に主眼を置いている関係から、「大学入試センター試験により一定の学力水準を有すると認められる者」として定めている。

センター試験利用入学試験Ⅰ期・Ⅱ期共に、国語、地理歴史（世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B）、公民（現代社会、倫理、政治・経済）、数学（数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ、数学Ⅱ・数学B、工業数理基礎、簿記・会計、情報関連基礎）、理科（理科総合B、生物Ⅰ、理科総合A、化学Ⅰ、物理Ⅰ、地学Ⅰ）、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語）の中から、2教科・2科目を選択（各教科とも100点に換算）し、計200点満点で判定している。なお、3教科以上受験している場合は、高得点の2教科の科目の成績を用いて判定している。

5) 編入学試験

本学の編入学試験は、「法学コース」への2年次編入（定員10人）及び3年次編入（若干人）を志望する者について行うものである。選抜方法は、学力試験、面接試験及び提出された「単位修得証明書」等を総合判定し、合格者を決定している。

編入学試験のアドミッションポリシーは、「本学への編入の目的が明確で、一定の学力水準にあり、次のいずれかに該当すると認められる者」としている。

- ・ 広く法律に知的好奇心のある者
- ・ 公務員、企業及び資格取得など、法学の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・ 法学の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

6) 社会人特別選抜入学試験

社会人特別選抜入学試験は、広く社会人の中から本学「法学コース」を希望する者に対して実施する試験である。選抜方法は、面接試験及び提出された出願書類を総合判定し、合格者を決定している。

社会人特別選抜入学試験のアドミッションポリシーは、「勉学意欲があり、次のいずれかに該当すると認められる者」としている。

- ・ 広く法律に知的好奇心のある者
- ・ 公務員、企業及び資格取得など、法学の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・ 法学の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

7) 私費外国人留学生特別選抜入学試験

私費外国人留学生特別選抜入学試験は、日本国籍を有せず、本学入学に支障のない在留資格を有する者が「法学コース」への入学を希望する場合において実施する選抜試験である。選抜方法は、小論文（日本語）、面接試験及び提出書類を総合判定し、合格者を決定している。なお、日本学生支援機構が実施する日本留学試験を受験し、一定の得点（水準）以上にある者に限られる。私費外国人留学生特別選抜入学試験のアドミッションポリシーは、「本学での学習目的が明確であり、日本語等の水準が一定以上と認められる者」としている。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

1) 入学定員、収容定員及び在籍学生数

本学の平成 22 (2010) 年度の入学定員は、新入定員 190 人、2 年次編入定員 10 人であり、したがって、収容定員が 790 人である。入学者数 (及び入学定員充足率) の推移をみると、平成 18 (2006) 年度は 168 人で充足率は 88.4%、平成 19 (2007) 年度は 208 人で充足率は 109.5%、平成 20 (2008) 年度は 179 人で充足率は 94.2%、平成 21 (2009) 年度は 199 人で充足率は 104.7%、平成 22 (2010) 年度は 165 人で充足率は 86.8%であり、過去 5 年間の充足率平均は 96.7%である。

次に収容定員充足率の推移をみると、平成 20 (2008) 年度 84.8%、平成 21 (2009) 年度 89.0%、平成 22 (2010) 年度 88.2%であり、3 年間の充足率平均は 87.3%である。その結果、平成 22 (2010) 年 5 月 1 日現在の在籍者数は 697 人となっている。

少子化等の影響により、全国的に学生の確保が年々困難となっている私大環境にあつて、本学は入学定員の確保に努めた結果、収容定員充足率及び在籍学生数の向上に結びついてきている。

<表 4-1-1 入学定員、収容定員充足率及び在籍学生数>

(各年 5 月 1 日現在)

定員 (含む 編入)	平成 20 (2008) 年度		平成 21 (2009) 年度		平成 22 (2010) 年度	
	在籍数 (人)	充足率 (%)	在籍数 (人)	充足率 (%)	在籍数(人)	充足率 (%)
790 (人)	670	84.8	703	89.0	697	88.2

2) 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、教育効果を基準に考えれば出来るだけ少人数教育を実施することが望ましい。この点、本学では大学設立当初から少人数教育を標榜し、実施してきている。在学者数 697 人で、専任教員 26 人であるから、専任教員 1 人当たりの学生数は 27 人と、種々の面で授業の管理が行いやすい状況である。平成 22 年 (2010) 年度前期のカリキュラムにおいては、全開講授業科目のうち、40 人以下のクラスが全体の 70.8%を占め、80 人以下では全体の 87.5%を占めている。

特に、1 年次開講の外国語科目としての「英語」、全コースに必修科目である「情報リテラシー」、法学系専門科目としての導入演習である「プレゼミ I・II」、経営法コースの必修科目である「経営学概論」等においては 50 人以下のクラス編成を行い、さらに、全学年に設置されている各演習科目 (ゼミを含む) においては、それぞれ少人数の定員枠を設定することにより、きめ細かな教育体制を実現している。

3) 退学者対策

本学では、退学者対策も適切に行っている。(4-2-③において記述)

(2) 4-1の自己評価

本学は、建学の精神及び教育理念、大学の使命・目的に基づき、全体アドミッションポリシーと募集定員（入試形態）ごとのアドミッションポリシーを明確に定めており、あらゆる機会を捉えてその周知に努めている。また、アドミッションポリシーに基づいて募集定員ごとに学生募集要項を定めて入学試験を実施しており、多様な能力を持った学生の確保を行っている。

次に、入学定員の充足率平均は過去5年間の平均が96.7%であり、収容定員充足率の過去3年間の平均は87.3%となっており、18歳人口の減少により、全国的に学生の確保が年々困難となっている私大環境にあつて、本学では、入学定員の確保に努めた結果、収容定員充足率及び在籍学生数の向上に結びついてきている。

また、授業を行う学生数については、平成22(2010)年度のカリキュラムにおいては、全開講授業科目のうち、40人以下のクラスが全体の70.8%を占め、80人以下では全体の87.5%を占めており、適切に管理を行っている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の影響による全国的な受験者数の減少という環境の中にあつては、当面、入学定員の確保こそが私立大学の最も重要かつ喫緊の課題である。そのためにも、本学では、アドミッションポリシーをこれまで以上に学外に対して明確に示すとともに、入試広報センター及び入試戦略会議等においても周知徹底し、今後とも多様な能力を持った学生の確保を目指す方針である。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2の視点》

(1) 4-2の事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では、真心教育の理念のもと、学生への学習支援体制が整備され、適切に運営している。開学以来、学生への学習支援の大切さを教職員間で共有してきており、少人数教育等の実施により、個々の学生と教職員との対話の機会を増やすことを心掛けている。

1) 入学時学力テスト等によるクラス編成

本学では、1年次生を対象に、入学直前に「基礎学力確認試験」（文章理解を中心に、人文・社会科学・数的処理・時事問題）及び「IT講習会」を実施し、その結果を1年次配当の必修科目である「情報リテラシー」のクラス編成に活用している。概要は、表4-2-2のとおりである。

<表 4-2-2 「基礎学力確認試験」及び「IT 講習会」概要> (平成 22 《2010》年度)

運営主体	教学委員会
実施時期	入学直前
対 象	全新入生
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・文章理解を中心とした基礎学力の確認及びパソコン利用方法に関する講習会の実施 ・上記の結果に基づき、「情報リテラシー」(1年次必修科目)のクラス編成に活用

2) 入学前のフォローアップ講座

i) 「経営法コース」への併設校推薦入試合格者に対するフォローアップ講座

本学では、3 コース(法学コース、スポーツ法コース、経営法コース)が設置されているが、このうち、習熟度に個人差が生じやすい「経営法コース」におけるパソコンスキル及び「大学生に求められる勉学態度」について、入学前のフォローアップ講座を設置し、入学直後からの学習がスムーズに進行するよう準備している。概要は、表 4-2-3 のとおりである。

<表 4-2-3 「経営法コース」フォローアップ講座概要>平成 22 《2010》年度)

運営主体	「経営法コース」主要科目担当教員
実施時期	入学直前(60分の講座を3回、4回以降は必要に応じて)
対 象	「経営法コース」入学予定者のうち、併設高等学校を卒業する者
内 容	タイピング演習及び大学における勉学に必要な態度の育成

ii) 「スポーツ法コース」の入試合格者に対するフォロー

スポーツ法コースの入学予定者に対しては、入学前に開催される所属運動部が行う練習や説明会に参加することで、入学後の心構えや大学への帰属意識の養成に役立てている。

3) 全年次に少人数制の科目を配当

本学では、4年間の在学期間全般に、少人数制教育を実践する科目が配当されており、学生の学問的関心度を高めるために、きめ細かな教育指導を実践している。科目担当者は、受講者に対し、当該科目の学習指導だけでなく、学習状況全般に関する相談を随時行っている。科目担当者は、受講者の出席状況が不芳な場合には、直ちに本人(必要に応じて保証人)に連絡し、注意を喚起している。

特に、「プレゼミ I・II」、「法学政治学演習」、「教養演習」、「研究会」といった演習科目については、原則 15 人程度を目安に定員として募集するよう徹底されている(本件に関し、教授会の承認に基づき教学委員会が各科目担当者に通知)。さらに、これら演習科目の募集に関しては、掲示だけでなく、学生が履修を選択する直前にガイダンスを実施する

清 和 大 学

などして周知徹底を図っている。また、これら演習科目については、基本的な学習方法を習得することから始まり、専門的な学習へと円滑に取り組めるよう、表 4-2-4 のように段階的に配当されている。

＜表 4—2—4 必修又は選択必修「演習科目」の配当年次＞

1 年次		2 年次*		3 年次		4 年次	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
プレゼミ I (必修)	プレゼミ II (必修)	法学政治学演習 教養演習 専門演習 (選択必修)				研究会 (必修) 「法学コース」: 6 単位 「スポーツ法コース」・「経営法コース」: 4 単位	

従来は、1 年次及び 3・4 年次には必修の演習科目が存在し学生はいずれかに所属するが、2 年次では空白期間となっていた。そこで平成 22 (2010) 年度より「専任教員による担任制」を導入することを契機に、2 年次には「法学政治学演習」、「教養演習」又は「専門演習」のうち 1 科目を選択必修とし、「学生が 4 年間の各年次を通じていずれかの少人数制の演習科目に所属するシステム」を作り上げ、教育の充実を図っている。

4) オフィスアワー制度の実施

本学では、教員が授業内容等に関する学生からの質問や相談を受ける時間帯として、平成 21 (2009) 年 10 月より「オフィスアワー制度」を実施し、教員ごとの曜日、時間帯及び研究室を掲示して学生に周知徹底している。

5) 中途退学者対策

本学は、学習支援の一環として、中途退学者対策を実施しており、次の施策を講じている。

i) 担任制の実施

本学は、中途退学者対策として、平成 21 (1090) 年 5 月、学長自ら「退学防止のための専任教員によるアンケート」を実施し、その結果を踏まえて、平成 22 (2010) 年 4 月より「専任教員による担任制」を実施した。

〔担任制の概略〕

一般的に大学の場合には中学・高校のような「ホームルーム」の時間を有しないため、授業クラスと切り離れた担任制を敷くことは困難であることから、本学では、あくまで「担当授業クラスと連動した担任制」を採用することとした。

- 1) 担任制の出発点である 1 年次は、既設のプレゼミ I II (必修) の担当者を担任とする。
- 2) 2 年次は、専任教員が担当する「教養演習」、「法学政治学演習」又は「専門演習」から 4 単位 (前・後期各 2 単位) を選択必修 (原則として前・後期同一科目) とし、それぞれの演習担当者を担任とする。

清 和 大 学

- 3) 3年次は、全員必修の「研究会」(ゼミ)に所属するので、3年次以降は研究会担当者を担任とする。
- 4) 上記の取り扱いとは別に、経営法コースの学生については、1年次～5年次生まで、同コース主担当の教員2人が並行して担任する。

(概略図)

1年次		2年次		3・4年次	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
プレゼミ I (13クラス)	プレゼミ II (13クラス)	法学政治学演習 I (11クラス)	法学政治学演習 II (11クラス)	研究会 I (14クラス)	研究会 II (14クラス)
		教養演習 I 他	教養演習 II 他		

※上記図において、太枠内の授業担当教員が担任する。

※「経営法コース」所属学生については、同コース主担当の専任教員2人も並行して担任する。

〔担任の指導内容〕

本学の担任制における指導内容は、1) 授業への出席状況に関する事、2) 学習の方法・理解等に関する事、3) 科目履修の方法や履修状況に関する事、4) 卒業後の進路に関する事、5) 学生生活に関する事、6) 学費を含め生活相談に関する事等である。

ii) 単位取得状況に関する個別指導の実施

本学では、中途退学者対策として、表 4-2-5 に示すとおり、定期的に、教学委員会及び学生委員会が連携して、単位取得状況を参考に学習に関する指導が必要と思われる学生に対して個別指導を行っている。

＜表 4—2—5 単位取得状況に関する個別指導の概要＞

実施主体	時 期	対 象 者
教学委員会	毎学期 終了時	各年次迄に配当されている必修科目の単位が取得できていない者、又は取得単位数が著しく少ない者
学生委員会	毎年 4 月	日本学生支援機構より奨学金を支給されている者であって、取得単位数が次の基準に満たない者： <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年次終了時： 32 単位 ・ 2年次終了時： 64 単位 ・ 3年次終了時： 96 単位

6) 成績表の通知

本学では、学習支援の一環として、前・後期（年 2 回）、定期的に学生の成績表を本人には教学課窓口で、また、保証人には郵送で通知することで、学習成果を検証・反省する機会を設けている。

7) 図書館

法律学を中心に幅広い分野の専門書・雑誌などが揃っており、インターネットによる判例検索、文献検索及び新聞記事検索も可能となっている。また、学習に必要な文献検索方法については、授業（少人数で実施される必修科目「プレゼミ I」）の中でも指導を行っている。

8) マルチメディア「PC 教室」

現在、PC 教室に 65 台のパソコンが設置されており、学生が授業中に使用する専用機種として配置されている。また、学生が授業時間外にも利用できるように配慮して、別途、16 台のパソコンを別室に設置している。

なお、これらの教室に設置されているパソコンからは、各教員のシラバスを閲覧することが可能である。

9) トレーニングセンター

本学では、「スポーツ法コース」が置かれているため、トレーニングセンターを設置し、アスリートに求められる体力の向上、ケガからの復帰を目指すリハビリテーション並びに日常生活に不可欠な健康体力作りなどを実践するために最新の機能を備えたトレーニング機器を設置している。内部の構成は、ストレッチングゾーン、カーディオゾーン、マシンゾーン、フリーウェイトゾーンの 4 つのゾーンに分かれている。授業で習得したトレーニングの理論や知識を、スポーツ実技の授業や運動部活動などを通して実践するために最適な施設として利用されている。また、安全面を考慮して、本センター使用のためのガイダンスが実施されており、それを受講した者のみが利用できる。

10) 学生の授業出席状況の把握

必修科目等の担当教員が前・後期の所定期日に履修者の出席状況を Web 上に入力することで、教学委員会が主体となり、指導を必要とする学生に直接又は担当教員を通じて学習指導を行なっている。従来は、各担当教員が事務局に準備された「履修者出席記録簿」に手書きで記入していたため煩雑さがあったが、平成 21(2009)年度より、教員各自が研究室内のパソコンで入力することが可能になり学内 LAN を通して効率的に管理できるようになった。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学では、通信教育及び大学院課程、専門職大学院課程を設けていない。したがって、本評価からの視点による記述は省略する。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

本学では、次のような方法により、学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムを実施している。

1) 授業評価アンケート

本学では、従来から、教員の賞与査定（勤勉手当部分）の1項目として、毎学期、学生による「教員に関する授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」という。）を実施していた。このノウハウをもとに、平成 21(2009)年度から FD 委員会が主体となって授業改善という観点から学生による授業評価アンケートを実施することとなった。（これに伴い、教員賞与査定のための授業評価アンケートを中止した。）

2) 学生生活向上のためのアンケート

学生生活向上の視点から、学生委員会が主体となり、学生アンケート（無記名）を3年に1回の割合で実施している。このなかで、学習支援を含め、学生生活全般に関して学生の意見を汲み上げている。

3) 常設の投書箱

学生委員会が主体となり、鍵の付いた投書箱を学内に設置し、学生からの意見を汲み上げている。

4) 研究会（ゼミ）又はオフィスアワーを通じて教員への相談

研究会（ゼミ）及びオフィスアワーを通じて、学習状況や生活全般について相談ができることを学内の掲示で告知している。なお、学生が抱える悩み・相談に対して学内で対応できないと判断した場合は、学外の提携している医療機関を紹介し、対応している。

(2) 4-2の自己評価

本学は、在籍学生数が約 700 人という小規模大学の利点を活かし、演習科目、研究会（ゼミナール）又はオフィスアワーを通じて、学習支援を適切に実践している。さらに、教学委員会が主体となり、必修科目等への授業出席及び単位取得状況を毎学期中に把握し、それを元に学生への指導を速やかに行うことで学習支援を効果的なものに行っている。なお、本学は、講義室、教員研究室、事務局、その他学務室が一つの校舎に配置されているため、個々の学生の情報が教職員間で共有しやすい状況にあることも学習支援を効果的なものに行っている。したがって、学習支援について本学では、学生委員会及び教学委員会が連携して行う体制をとっており、調整すべき事項が生じた場合には、学長室で調整を図るという体制を敷いている。

また、学習支援に対する学生の意見は、学生委員、研究会（ゼミ）、オフィスアワー、事務局等を通して汲み上げ、授業に関する意見は、毎学期、学生が回答する授業評価アンケートを通じて汲み上げている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も、引き続き、学生による授業アンケートを積極的に活用し、学習支援の強化を図っていく。本学では、授業アンケートの実施主体が学部全体で推進するFD委員会であるため、汲み上げられた学生の意見等は直ちに教職員全員の共有となる利点がある。また、中途退学者対策の強化のため、平成 22（2010）年 4 月より導入した「担任制」を実効性のあるものにしていくため、今後、教学委員会等で検証を重ねていく。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-3の視点》

(1) 4-3の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

本学では、学生サービスを含む大学内の学生生活全般に関わる事項は、学生部長を長とする学生委員会で検討され、事務局学生生活課が実務的なサポートを行っている。本学における学生サービスの状況は以下のとおりで、いずれも入学時に配布される学生手帳に詳しく説明されており、適切に機能している。

- i) 学生生活課は学生生活に関する総合窓口であり、4-3-②以降に述べる学生生活全般の支援業務を行っている。個々の学生も学生生活課に直接かつ個人的に相談等を行うことが可能である。
- ii) 「プレゼミ」、「法学政治学演習」、「教養演習」、「研究会」（ゼミ）等のいわゆる演習形式の授業が、学生生活全般を支援する基礎的体制としての役割をも担っており、担当の専任教員が履修学生の個別相談に応じている。特に「プレゼミ」及び「研究会」は必修科目であることから、各学生が勉学や生活における悩み等を相談する窓口を得たのと同様の役割を果たしている。これら演習形式授業担当の専任教員による対応の中で組織的対応が必要な問題が生じた場合や、単独では解決が難しい事案については学生委員会所属の教員がバックアップする体制を整えている。
- iii) 学生の健康相談に関しては、学生生活課が管理する医務室に専任看護師を配置し、健康に関する諸問題に対処している。また、上述 ii) の専任教員を中心とする一次的対応を行う通常の生活相談以外にも、より専門性の高い対応が求められる心身の健康等に関する相談に対応するため、大学設置母体である学校法人君津学園に専任のカウンセラーが配置されている。同一校地内に同法人が設置する高等学校及び本学短期大学部の生徒・学生も含め、心身上の問題を抱える者からの相談に迅速かつ的確に対応できる体制が整えられている。

清 和 大 学

- iv) 学内に食堂が、学園校地内にコンビニエンスストアが設置され、学生生活上の便宜が図れている。
 - v) 講義棟からは独立した建物として学生会館が設置され、サークル活動等の拠点となる部室の提供もなされている。また、講義棟内においても談話等に利用可能な学生ロビーが設置されている。これらを通じて学生への快適な自由空間の提供が図られている。
 - vi) 平成 20 年 (2008) 度より「トレーニングセンター」が設置された。この設備は体育の講義等で使用されている時間帯以外は学生の個人的利用が認められており、学生の心身の健康維持に役立てられている。
- VII) 平成 19 (2007) 年度より、卒業後の進路として警察官を志望する学生の増加に対応するため、各種資格対策講座に「警察官特進クラス」を設け指導の強化に当たっている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

本学における学生への経済的な支援は奨学金制度を中心として行われている。これらは学生手帳に明記されている他、新入生ガイダンスでも詳しく説明される。

1) 奨学金制度

貸与奨学生制度としては、「清和大学奨学金」、「日本学生支援機構奨学金」、「地方自治体奨学金」がある。このうち、日本学生支援機構奨学金は、平成 21 (2009) 年度の利用者がⅠ種 52 人、Ⅱ種 161 人、計 213 人が利用している。

給付奨学生制度としては、本学独自の「清和大学特待生制度」がある。学業成績及び人物が優れる学生に、学生の成績に応じて各々授業料相当額か又はその 2 分の 1 を給付するもので、平成 22 (2010) 年度の支給者は 10 人である。さらに、本学の設置母体である学校法人君津学園が設置する木更津総合高等学校 (併設校) からの進学者に対しては、事前に高等学校側で日本学生支援機構奨学金についての説明会を開催し、奨学金の予約制度の活用等を促している。

2) 金融機関等の学費ローン

金融機関等を利用する学費ローンとしては、「日本政策金融公庫」又は「民間金融機関」がある。また、平成 21 (2009) 年度より、(株)オリエントコーポレーションと提携し、学生が授業料納入が困難な場合に、保護者に代わって同社が授業料を立替払いする制度「学費サポートプラン」を導入した。同制度の活用者は、平成 22 (2010) 年 5 月 1 日現在の利用者数は 38 人となっている。

3) 学園スクールバスの運行

学生の通学経費に対する経済的支援として、JR木更津駅から本学までの学園スクールバスを朝夕、授業開始及び授業終了時刻に合わせて頻繁に運行している。さらに、茂原方面から本学までの学園スクールバスを朝夕、1 本、運行している。

4) アルバイト及び住居の斡旋

学外でのアルバイトに関しては、大学に寄せられる企業等からのアルバイト求人情報に

つき学生生活課がその内容を精査し、大学生が携わる業務として適切な内容のものを掲示板に掲出し、学生に対する情報提供を行っている。

また、遠方の高等学校から進学してくる、主として部活動所属の学生に向けて大学至近の指定下宿を紹介している。また、地元不動産業者と連携し、1人暮らしを希望する学生ができるだけ低廉な家賃の物件を見つけられるよう支援している。

5) 疾病傷害等への備え

学生全員を、「学生教育研究災害傷害保険」に加入させ、学生の不時の疾病傷害等に備えている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学生による課外活動への支援は、本学の建学の精神と基本理念である「真心教育」の観点からも不可欠であるとの認識から、適切に実施している。

1) 学生組織「学友会」

本学では、学生が主体の「学友会」が組織され、学生の自治団体として、学生自らの手による学生生活の向上および課外活動の促進に取り組んでおり、大学からは人的及び経済的支援を適宜行っている。大学から学友会の活動に対する支援は学生部長を通じて行われ、具体的な人的支援としては、教員組織である学生委員会に所属する専任教員1人が学友会執行部支援担当者として学友会運営等の相談に応じているほか、各部・同好会には、専任教員1人が顧問として配置され適切に課外活動の指導を行っている。

2) 支援要請への対応窓口

学生側からの課外活動に対する支援要請は事務局学生生活課で受け付けており、新規同好会設立希望者への相談や学生会館内の部室の割り当て等、部活動・同好会活動に関する包括的な支援窓口の役割を担っている。さらに、運動強化指定4部に対しては、スポーツ部運営委員会が窓口となり、監督・コーチの招聘及び配置等の人的要請に対する支援も行っている。

3) 部活動・同好会・サークルなど

平成22(2010)年5月現在、部活動は、運動強化指定4部(男子硬式野球部、女子ソフトボール部、男女剣道部、柔道部)のほかに、吹奏楽部、和太鼓部、陸上部、硬式テニス部がある。また、同好会は、清法会(法律学習サークル)など文科系6サークルとテニス同好会など運動系3サークルが存在し、活動が行われている。

4) 大学祭

大学祭(清風祭)に関しては、学生と教員が共に実施する形式を目標として開催している。具体的には、学生による「清風祭実行委員会」を組織し、学生委員会所属の専任教員が実行委員会内に設置される部局(イベント運営、渉外・会計等業務毎の担当単位)毎に支援担当者として参加し、学生の主体的な活動を適切に支援する体制を整えている。また、

事務局学生生活課は大学祭の準備・運営等においても学生からの様々な相談に対応する窓口となっている。

5) ボランティア活動

ボランティア活動への参加については、各種団体からの募集ポスター等を掲示板に掲出する他、リーフレットを学生ロビーや学生生活課窓口に配置するなどして広報を行い、情報を必要とする学生に対し便宜を図っている。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

学生に健全な学習環境を整えることは本学の教育目的を達成するために重要であることから、入学時の新入生ガイダンスでも健康管理と自己管理のあり方などの丁寧な説明を行っている。また、近年問題となっている「大学生の大麻等薬物汚染」に関しても薬物防止講演会の開催や、この問題に関する弊害及び大学からの注意喚起についても学生手帳に記載することなどを通じて啓発に努めている。

1) 健康相談

学生の健康相談に関しては、事務局学生生活課が管理する医務室に専任看護師を配置し、健康に関する諸問題に対処している。また、各年度当初の学生定期健康診断の受診率向上に努めて、学生に自らの健康状態を把握させるとともに、近隣医療機関とも連携し適切な治療が行われるよう指導・斡旋を行っている。

2) 心的支援

心的支援については、学生が抱える心的問題に対応するため、4-3-①で既述したとおり、大学設置母体である学校法人君津学園に専任のカウンセラーが配置されており、心身上の問題を抱える学生からの相談に専門的見地から迅速かつ的確に対応できる体制が整えられている。

3) 生活相談等

従前は、就学相談、進路相談或いは生活相談などに対応するため学生委員会の所管する「学生相談室」を設置して対応していたが、小規模大学という特殊性もあり、学生による活用が殆どない状況が続いた。このため、相談体制の抜本的な見直しを行い、学生がより相談しやすい体制の構築を目指し、4-3-①で既述したとおり、「プレゼミ」、「法学政治学演習」、「研究会」（ゼミ）等のいわゆる演習形式の授業を、学生生活全般を支援する基礎的体制として活用し、担当の専任教員が履修学生の生活相談等も含めて個別相談的な窓口としての役割を担うこととしていた。さらに、平成 22（2010）年度より「担任制」を導入し、これらの少人数制演習科目を担当する専任教員を「担任」とすることにより、各担任が学習支援だけでなく、履修学生の生活相談等も含めて個別相談的な窓口としての役割を担うこととなった。そのため、現在は一時的に従来からの「学生相談室」を閉室としているが、部屋自体（及び入口に設置した学生による意見投書箱《いわゆる目安箱》）については存置させ、今後、再開が望ましい状況に至った場合にも迅速に対応できる体制をとっている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

本学では、学生サービスに対する学生の意見等は、「担任制」の導入により、主として「ブレゼミ」、「法学政治学演習」、「研究会」（ゼミ）等のいわゆる演習形式の授業を担当する専任教員により汲み上げられた後、学生委員会に集約され、適宜対応が検討される。また、4-3-④で既述した学生相談室は閉室中だが、その入口に設置した学生による意見投書箱は存置させてあり、学生が匿名で意見表明を行えるように工夫がなされている。さらに、学生サービスに対する意見だけでなく広く相談事項に関してメールによる受け付けも実施しており、学生生活課のメールアドレスを学生手帳や本学ホームページ上で公開している。また、必要に応じて全学学生にアンケートを実施し、学生の意見等を汲み上げるよう努めている。直近では平成 21（2009）年度に実施し、その際のアンケートを元に食堂メニューの改善等を実現した。

なお、本学は、地方・小規模大学という特殊性もあり、留学生数は極めて少ないため、在籍する少数の留学生に対しては学生委員会及び学生生活課において、適宜、支援・指導を行っている。今後、留学生数が増えてきた場合には、大学としての支援体制を構築する方針である。

(2) 4-3 の自己評価

本学は、学生サービスを含む大学内での学生生活全般に関わる事項は、学生部長を長とする学生委員会で検討され、事務局学生生活課が実務的なサポートを行う等組織的に行われており適切に機能している。また、学生サービスや各種支援の周知については、年間を通しての学内掲示、新入生ガイダンスでの説明、学生手帳への記載などで徹底している。

本学における学生への経済的な支援体制は奨学金制度を中心として適切に行われている。学業及び人物優秀な学生に適用される「清和大学特待生制度」は、学生の学習意欲向上の動機付けの一つにもなっており、有効に機能している。

また、学生に健全な学習環境を整えることは本学の教育目的を達成するために重要であるとの位置づけから、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等についても適切に実施している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスを含む大学内での学生生活全般に関わる事項は、組織的に行われており、適切に機能しているが、今後、内外の経済状況によってはさらに経済的に困窮する学生が増えることが予想される。これらの学生に対する支援については学内の奨学金制度だけでは対応できないため、今後、学外の奨学制度の拡充を図っていく方針である。

さらに、今後、随時、学生アンケートを実施して、学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げることを徹底していく。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4 の視点》

(1) 4-4 の事実の説明 (現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学は平成 6 (1994) 年に創設以来、学生の就職支援担当部署として「進路指導室」を設置し、求人受理、就職相談及び斡旋並びに進学相談を実施して、きめ細かな就職指導を実践してきた。そして、平成 21 (2009) 年 4 月より、新たに「キャリアセンター」を設置し、入学当初の段階から学生が自己の将来に対する目的意識を持つこと及び大学が学生の就職・進路に対する全学的指導体制を整えることを目的として組織の組み替えを行った。キャリアセンター内には、「キャリアサポート委員会」(キャリア開発講座及び公務員受験・各種資格対策講座の検討) 及び「進路指導室」を置いて就職・進学支援等を実施している。

1) キャリアサポート委員会

キャリアサポート委員会は、キャリアセンター長、同次長、教授会より選出された専任教員 4 人及び進路指導室員の計 7 人で構成される。主な業務事項は、(i) 低学年層(1~2 年次生)からのキャリア形成に向けた能力・態度の向上支援対策講座の実施、(ii) 個別キャリア相談の実施。まず入学時の 4 月より新入生全員と個別面談を実施して進路希望を確認・把握し、個人基礎データを作成。以後は必要に応じて随時面談を繰り返す。(iii) 公務員受験・資格取得に関する指導体制の確立(開講科目の改廃の検討を含む)。(iv) 大学院進学相談などである。

〔公務員受験・各種資格取得対策講座〕

キャリアサポート委員会では、公務員受験・各種資格取得対策講座の開講科目の改廃の検討を実施している。本対策講座は、平成 21 (2009) 年 4 月、本学法学研究所内からキャリアセンターに移管したものであり、本対策講座における履修について、それぞれの講座の内容に応じて、教授会の議を経て、学部の授業として一定の範囲で単位認定を行っている。

2) 進路指導室

進路指導室の主な業務事項は、(i) 3~4 年次生の就職活動に対する相談・斡旋、(ii) 企業訪問の実施、開拓及び求人票の受理に関する事、(iii) 学生の就職についての調査統計に関する事、(iv) 就職広報に関する事、(v) 公務員受験・資格取得に関する個別相談等である。

本学では、入学早期の段階から学生や保証人に対し就職・進学に関する情報提供を繰り返し行い、将来に対する意識付けを図っている。具体的には 1・2 年次生を対象として、「キャリア養成講座」を開講している点が挙げられる。ここでは、「働くことの意義」「大学生活の過ごし方」「大学生と社会人の違い」などの内容を学び、いわば“生きる力の養成”を図っている。

3 年次生には同様の「キャリアサポート講座 I・II」を毎年開講し、就職活動に対して万全な準備が整うよう具体的な実践対策及び有益な情報提供を行っている。また、当該科目履修者以外の者には「就職ガイダンス」を随時実施して、全員漏れのないよう指導に万全を期している。さらに、3 年次生には、個別指導の基礎資料となる「進路カード」の提出を義務付け、これを基に 1 人 30 分程度の進路個別面談を 11 月~12 月に 1 か月半かけて

実施している。平成 21(2009)年は全 3 年生の 90%にあたる 160 人に対して進路個別面談を実施した。ここでは、学生の希望進路先を把握し、就職活動の方針及び企業側の採用情勢などについて説明する。また、翌 1 月には「学内業界別就職セミナー」を開催し、金融、流通、警備、サービス、ICT、製造、自動車業界の中から多数の有力企業を招き、大学内で個別に説明会を実施している。この時には学生に対して必ずリクルートスーツ着用で、襟を正して出席するというルールを徹底している。これは、本番に備え、緊張感と、「さあこれから始まるのだ」という目的意識を植え付けるのが狙いである。

4 年次生に対しては、マンツーマン体制のもと、進路指導室にて随時個別相談を受け付け、さらに、電話連絡も定期的に行い、各個人の就職活動の状況把握に努めている。

4-4-②キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

本学では、自己を正しく認識し、自己の将来を適切に指向し、就職活動を真摯に行う心構えを作り上げることを目的として、インターンシップに特化した内容の「キャリアサポート講座 I」を開講している。本学の場合、地元の市役所や企業の協力を得て、最近 3 年間の状況は、平成 19(2007)年度 17 人、平成 20(2008)年度 9 人、平成 21(2009)年度 14 人が実習に参加している。

また、本学入学者の卒業後の進路希望は、公務員の中でも、特に警察官、消防官及び自衛官のいわゆる公安系が多い。それを踏まえ、本学では、これらの希望者に対応すべく、平成 17(2005)年度から、公務員受験・各種資格取得対策センター開講科目として「公務員講座」を開設し、継続して支援しており、一定の範囲で学部の単位として認定している。その他、公務員以外の資格取得を目指す学生を支援するためにも、各種資格講座を用意して体制を整えている。

(2) 4-4 の自己評価

就職支援体制は、キャリアサポート委員会及び進路指導室を中心に適切に運営されている。進路指導室員 3 人は学生指導や渉外業務に精力的に取り組み、本学の就職率は全国平均よりもかなり高い結果を出している。平成 19(2007)年度は 97.6%、平成 20(2008)年度は、リーマンショックに端を発した世界的不況にも拘らず 93.4%を確保し、さらに平成 21(2009)年度も、世界的経済不況にもかかわらず 93.5% (関東大学平均 90.6%) を維持している。これは、本学は開校以来、少人数教育を徹底し、就職支援・指導に於いても一人ひとりできるだけマンツーマン指導を行ってきたことから得られた成果である。

キャリア教育については、従来は年度に 1~2 回の「キャリアガイダンス」を実施していたが、平成 21(2009)年 4 月よりキャリアセンター体制の確立により、1 年次より支援に力を注ぎ、その基礎となる「キャリア養成講座」は平成 21(2009)年 4 月は 1 年次生 199 人、平成 22(2010)年 4 月は 1 年次生 165 人それぞれ全員が履修登録し受講した。

また、インターンシップについても平成 15(2003)年より継続実施しており、その後の 7 年間で 144 人の参加実績となっている。この実績は大規模の大学に比較しても遜色なく、学生の就職に対する意識向上にも非常に良い影響を与えている。

このように、本学では、就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、かつ、小規模

大学という利点を活かし、キャリア教育のための支援体制が整備されており、適切に運営されている。

(3) 4—4 の改善・向上方策(将来計画)

景気の悪化に伴う大学生雇用情勢が厳しい局面に直面している現在の環境下、また、開学以来 16 年、第 1 期生を社会に送り出してからまだ 12 年という状況をも踏まえて、引き続き就職先の企業開拓及び大学の知名度向上を図る努力を強化していく。また、今後も引き続き、低学年層に対する将来設計に向けての意識の確立とモチベーション向上に繋がる指導體制を強化していく方針である。具体策として、将来に向けての資格取得の意義や位置づけを正しく認識させることや、公務員受験・各種資格対策の開講科目の改廃の検討に際しても改善策を提案していく。

大学院等進学支援体制についても、キャリアセンターにおいて、希望者に対して正しい情報提供と有益な支援体制の確立に努めていく。

〔 基準 4 の自己評価 〕

本学のアドミッションポリシー（受け入れ方針・入学者選抜方針）は、建学の精神及び教育理念、大学の使命・目的に基づき、全体アドミッションポリシーと募集定員ごとのアドミッションポリシーを明確に定めており、入学者選抜はこの方針に沿って適切に運営され、多様な能力を持った学生の確保を行っている。また、このアドミッションポリシーは、ホームページ、大学案内、入学試験要項にも明記されており学生募集の際に活用している。

学生数については、この数年、入学定員充足率を達成している年もあり、この傾向を引き続き、入試戦略会議等での企画を踏まえ持続していきたい。なお、収容定員の充足については、平成 22（2010）年 5 月 1 日現在であと一步（充足率 88.2%）のところまできており、今後、入学定員を達成することにより、収容定員の充足率を達成していきたい。

学習支援については、小規模大学の利点を活かし、演習科目、研究会（ゼミ）又はオフィスアワー制度等を通じて適切に実践されている。学生からの相談に対しては学生委員会が主体となり、また、必修科目等の授業出席及び単位取得状況については教学委員会が主体となって学生への指導を速やかに行うことで、学習支援を効果的なものに行っている。本学は、講義室、教員研究室、事務局、その他の学務室が一つの校舎に配置されているため、個々の学生の情報を教職員間で共有しやすい状況にあることも学習支援を効果的なものに行っている。このように、学習支援について本学では、学生委員会及び教学委員会が連携して行う体制をとっており、両委員会で調整すべき事項が生じた場合には、学長室で調整を図るという体制を敷いている。

学生サービスについては、学生部長を長とする学生委員会で検討され、事務局学生生活課が実務的なサポートを行うなど組織的に行われており、適切に機能している。また、本学は、創設者（学長）真板益夫による、人間形成の全人的教育を目指し、その理念である「真心教育」実現のため、学生へのサービスや各種支援には特に力を注いでいる。学生への経済的支援や、健康相談、心的支援、生活相談等についても適切に行われており、これら各種支援の周知については、新入生ガイダンスでの説明、学生手帳への記載、学内掲示

等で徹底している。

本学では、従来、学生の就職・進学については「進路指導室」を設置し、就職相談、求人への受理及び斡旋を行ない、きめ細かな支援体制をとってきた。この支援体制をさらに万全なものにするため、平成 21（2009）年 4 月より、新たに学内に「キャリアセンター」を設置し、学生の就職・進路に対する全学的バックアップ体制を確立した。キャリアセンター内には「キャリアサポート委員会」「進路指導室」が設置され、学生の就職、公務員受験・各種資格取得対策及び進学等に対して総合的な支援体制を整えている。

〔 基準 4 の改善・向上方策（将来計画） 〕

本学においては、入学定員の確保こそが最も重要かつ喫緊の課題であり、今後、入試広報センター及び入試戦略会議において従来以上に工夫を凝らし、多様な能力を持った学生の確保を目指す方針である。

学習支援については、今後も引き続き、学生委員会及び教学委員会が連携して支援強化を図っていく。そのための手法としては、まず、学生の授業アンケートを中心にして学生の要望を汲み上げることが肝要であるが、本学では、授業アンケートの実施主体がFD委員会（全学的活動）であるため、学生から汲み上げられた意見・要望等が直ちに教職員全員の共有となる点が強みである。

中途退学者対策としては、平成 22（2010）年度より導入した専任教員による「担任制」を実効性のあるものにしていくため、引き続き教学委員会等で検討を継続していく。

学生サービスを含む大学内での学生生活全般に関わる事項は、組織的に行われており、適切に機能しているが、昨今の経済状況により経済的に困窮する学生が増えることが予想されるため、今後、学外の奨学制度の拡充を図っていく方針である。

就職・進学に対する相談・助言については、現在、景気の悪化に伴う大学生雇用情勢が厳しい局面にあり、引き続き就職先の企業開拓の強化に努める。また、今後、低学年層（1・2 年次生）に対する将来設計に向けての意識向上を徹底するとともに、将来に向けての資格取得の意義や位置づけを正しく認識させることや、公務員受験・各種資格対策開講科目の改廃の検討も随時実施していく方針である。

基準5. 教員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1の視点》

(1) 5-1の事実の説明（現状）

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学における教育課程を適切に運営するための全専任教員数は平成22年5月1日現在、26人であり、大学設置基準で定められている人数（26人）を充足している。また、教授数は13人であり、設置基準上の必要教授数を満たしている。また、平成22年5月1日現在、教育課程を実施するための専任教員数は26人、非常勤教員は35人の計61人である。

次に、教育課程を適切に運営するために教員を適切に配置している。本学では法学部法律学科の教育課程の他に、「教職課程」並びに「公務員受験・各種資格対策講座」を有していることから若干非常勤教員が多くなっているが、教育課程を適切に運営している。専任教員の構成は現在、教授13、准教授4、講師9（合計26人）となっている。表5-1-1は、本学における専任教員の内訳表である。

＜表5-1-1 平成22（2010）年度専任教員の内訳表＞

学部名	学科名	教授	准教授	講師	計	設置基準上必要専任教員数
法学部	法律学科	13	4	9	26	26 (13)

※（ ）は必要教授数

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

本学では、兼任の比率が57.3%と高いが、法学部法律学科の教育課程が3コース制（法学コース、経営法コース、スポーツ法コース）をとっており、さらには、「教職課程」、「公務員受験・各種資格対策講座」を有していることから兼任教員を多く配置している。

表5-1-2は、本学における専任教員と兼任教員の比較表である。

＜表5-1-2 平成22（2010）年度専任教員と兼任教員の比較表＞

学部名	学科名	専任教員数	兼任教員数	計
法学部	法律学科	26	35	61

また、本学では、教員の年齢構成のバランスに関して、30歳から70歳までバランスよく配置している。表5-1-3は、本学における教員の年齢構成表である。

清 和 大 学

＜表 5-1-3 平成 22 (2010) 年度教員の年齢構成＞

	80～	71-80	61-70	51-60	41-50	31-40	21-30	計
専任教員	1(0)	0(0)	5(1)	8(1)	3(1)	8(1)	1(0)	26(4)
(比率)	(3.8)	(0)	(19.2)	(30.8)	(11.6)	(30.8)	(3.8)	(100%)
兼任教員	1(0)	0(0)	6(0)	3(1)	13(2)	9(1)	3(2)	35(6)

※ () は女性

(2) 5-1 の自己評価

本学の教育課程を適切に運営するための必要専任教員数は、大学設置基準上の必要専任教員数を満たしており、また、教授数も設置基準上の必要教授数を満たしている。

本学は法律系の単科大学であるが、教育課程は「3 コース制」をとっており、さらには「教職課程」並びに「公務員受験・各種資格対策講座」を有していることから非常勤教員を多く採用して運営している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）の策定

今後も引き続き、学生や社会のニーズに対応するため開講科目の見直し（スクラップ&ビルド）を行い、本学の特色を視野に入れながら教育課程の充実を図っていくが、男女比についても考慮に入れて教員の配置を行っていく。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

＜5-2 の視点＞

(1) 5-2 の事実の説明（現状）

5-2-1 ① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学では、専任教員及び兼任教員の採用方針に関しては、欠員が生じた場合にのみ補充採用することを原則とし、それ以外では、新コース等の設置・改廃により教員の補充が必要な場合にのみ採用するという基本方針が学内に対して明確に示されている。また、教員の採用の場合には、「教育能力に優れ、人物が信頼でき、学務に貢献できる人物」を採用方針としており、学内に周知されている。

採用の方法も、専任教員及び兼任教員共に、原則として公募により広く人材を募集した後、学長室構成員(学長、副学長を除く)によって選考会議が開催され、公正で透明な選考がなされていることは本学の誇りの一つである。

本学における教員の昇任については、大学設置基準並びに「清和大学教員任用及び昇任規程」（以下「任用及び昇任規程」という。）において明示する、教授、准教授、講師等の資格基準を満たす場合に、学長が教授会で昇任対象者の発議をすることになっており、かつ運用に当たっても適切に実施している。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

本学では教員の採用・昇任の方針に基づく規程を定めて適切に運営している。専任教員の採用にあたり、その選考に当たっては「任用及び昇任規程」第1条において、「大学設置基準に定めるところのほか、本規程によるものとする」と明確に規定されており、選考手続も「清和大学教員の任用に関する手続規程」（以下「任用に関する手続規程」という。）に基づき適切に運用している。特に専任教員の採用の場合には、採用しようとする教員の専攻分野に応じて教授若干人をもって教員候補者選考委員会（以下「委員会」という）を設けており、学内に委員会を構成する人材が不足する場合には他大学等学外から委員を招致して厳正に運用している。

また、非常勤講師の採用の場合にも、その選考に当たっては、「非常勤講師の任用に関する内規」に明確に示されており、かつ実際の運用も適切に行われている。

本学における教員の昇任については、「任用及び昇任規程」において教授の資格、准教授の資格、講師等の資格が明確に示されており、かつ運用に当たっても「任用及び昇任規程」を基本としつつ、学長が学長室会議の議を経て昇任予定者の選考を教授会に発議しており、その手続も「清和大学教員の昇任に関する手続規程（以下「昇任に関する手続規程」という。）」に基づいて適切に行われている。

また、専任の准教授、講師の職に有るものが、「任用及び昇任規程」に基づく上位の職に該当すると自ら認めるときは、学長に対して昇任のための発議を申請することができる」と規定されており、救済の途が開かれている（「昇任に関する手続規程」第2条第2項）。

(2) 5-2の自己評価

本学では、教員の採用・昇任の方針は「任用及び昇任規程」によって明確にされており、この方針をもとに作成された「任用に関する手続規程」及び「昇任に関する手続規程」に基づいて適切に運用されている。教員の採用に関しては、原則として公募により広く人材を募集している。教員の昇任に関しても、学長が学長室会議で昇任対象者を踏った後、教授会で最終的な審議を経ており、公正性・透明性が確保されている。また、専任の准教授・講師の職に有るものが、任用規程に基づく上位の職に該当すると自ら認めるときは、学長に昇任のための発議を申請することができる」と規定されており、救済の途も開かれている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）の策定

教員（専任・非常勤）の採用・昇任については、引き続き現在の方針を継続しつつ、今後、大学の諸改革（学部等のあり方、教育課程の見直し等）の必要が生じた都度、柔軟な対応をしていく方針である。

5—3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5—3 の視点》

(1) 5—3 の事実の説明（現状）

5—3—① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

教員の教育担当時間について、本学では、「専任教員の授業負担に関する取決め（以下「取決め」という。）」の規程があり、この「取決め」を原則にして教員の教育担当時間が配分されている。

本「取決め」では、専任教員の教育担当時間は、特定の教員に過度の負担がかからないように、全専任教員に対して年間を通して週 6 コマ（前期・後期合算 12 コマ）を基準にすることとされている〔※1 コマとは、半期（2 単位）1 科目をいう〕。これは、他大学に比較して決して重い負担ではないものといえる。

また、本「取決め」では教務上やむをえない事情がある場合には年間 1～4 コマの増担を専任教員は受け入れることとされており、前・後期合算して 12 コマを超える授業負担に対しては、大学より超コマ手当が支給されている。

5—3—② 教員の教育研究活動を支援するために、T A（Teaching Assistant）・R A（Research Assistant）等が適切に活用されているか。

本学は少人数教育を実施しており、特に演習系授業科目では授業内容に応じて履修学生数に上限を設定している。また、コンピュータ等の機器を利用する授業では、1 学生 1 台を前提にしている。したがって、コンピュータ演習室には機器 65 台が設置済みであり、例えばコンピュータ演習室を利用する必修科目「情報リテラシー」では 35 人程度の学生数を 1 クラスとしており、担当教員 1 人で何ら問題なく授業進行が可能な状況である。よって、現在まで授業支援のための TA 等の活用は必要がないため活用していない。

5—3—③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

本学では、教育研究目的を達成するための資源（研究費等）として、「教員研究費」、「共同研究費」及び「在外研修又は国際学会派遣費」があり、適切に配分されている。

1) 教員研究費

「教員研究費」は、「清和大学教員研究費規程」に定められており、「研究費」と「研究旅費」に区分されている。平成 22(2010)年度は専任教員 1 人当り教員研究費 420,800 円が支給されている。

2) 共同研究費

「共同研究費」については、「清和大学共同研究等経費の取扱いについて」に規定されており、学園理事長裁定による「共同研究等経費」が平成 7(1995)年度より計上されている。

共同研究等経費は、「共同研究費」及び「研究室特別整備費」に区分されるが、平成 21(2009)年度迄は研究室特別整備費は計上されていない。共同研究費は、教員研究では実施することが困難な本学教育研究の一層の充実発展を図るための適切なプロジェクトに対して経費が支給されるものである。平成 21(2009)年度は総額 150 万円の共同研究費が 5 プロジェクトに配分されている。

3) 在外研修及び国際学会派遣費

「在外研修及び国際学会派遣費」についても、学園理事長裁定による「清和大学在外研修（短期）要項」及び「清和大学国際学会派遣要項」に規定されている。専任教員が在外研修（短期）及び国際学会派遣を目的として外国に出張する場合に、教員研究費とは別に、本基準により「外国出張旅費」が支給される。平成 21(2009)年度は総枠 336,000 円のうち、301,840 円が 1 人の専任教員に配分されている。

(2) 5-3 の自己評価

教員の教育担当時間については、「専任教員の授業負担に関する取決め」のルール（規程）に基づき、適切に配分されている。すなわち、専任教員のうち特定の教員に過度の負担がかからないように、全専任教員に対して年間を通して週 6 コマ（前期・後期合算 12 コマ）を基準にすることとされている。

また、TA・RA 等については、本学は少人数教育を実施しているため、担当教員 1 人で問題なく授業進行が可能な状況であることから、現在まで同制度の活用は必要がなく実施していない。

教育研究目的を達成するための研究費等の配分については、「教員研究費」、「共同研究費」及び「在外研修又は国際学会派遣費」のいずれについても、それぞれの規程に基づき適切に配分している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育担当時間については、現在は、専任教員のうち特定の教員に過度の負担がかからないように配分されているが、最近の傾向として社会的な存在である大学は多様な取組をしていく必要がある関係から、専任教員にとって委員会活動等の負担が増大しつつある。さらには、大学全入時代を迎えて入学者の基礎学力低下に対する方策が求められており専任教員の負担が益々増大する傾向にあるが、兼任教員の活用などを図ることによって専任教員の負担を少しでも軽減する取組みを行っていく。

本学は、平成 17（2005）年度の 3 コース制実施により、「スポーツ法コース」在籍学生を主対象とする「保健体育」科目の中でも特に実技を伴う授業科目の充実を図ってきた経緯にある。実技中心の科目では履修者数が多くなる傾向があるが、よりきめ細かな指導を行うために、今後、担当教員だけでなく TA 等の活用を検討していく。また、全学生に対する e-Learning によるリメディアル教育の場で TA 等を活用することも検討する。

教育研究目的を達成するための研究費等の配分については、特に「共同研究費」の配分について、従来にも増して各研究チームのテーマや業績を検討して適切な配分をしていく。

5-4 教員の研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

《5-4 の視点》

(1) 5-4 の事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

本学では、教育研究活動の向上のために、Faculty Development（以下「FD」という。）等組織的な取組みを実施している。

1) 学則の改正

「大学設置基準の一部を改正する省令等の施行について(通知)」（平成 19《2007》年 7 月 31 日付 19 文科高第 281 号）」及び「大学設置基準第 25 条の 3」の規定に基づき、平成 20（2008）年 4 月より、FD活動が義務化された。この趣旨を受け、本学では、FD活動を全学一体となって組織的に取り組むため、学則上に下記のとおり、「教育内容等の改善のための組織的研修等」（第 1 条の 2）を新設した。（平成 20《2008》年 10 月 9 日）

（教育内容等の改善のための組織的研修等）（本学学則）

第 1 条の 2 本学は、授業の内容及び方法の改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するため、ファカルティ・デベロップメント活動を実施するものとする。

2 ファカルティ・デベロップメント活動の実施体制並びに運営等については、別に定める。

2) FD委員会の設置

本学では、学則第 1 条の 2 第 2 項を受けてFD委員会を設置し（平成 20《2008》年 10 月 9 日）、同委員会規程第 5 条において、FD委員会の管掌事項として次の事項を掲げている。

- ①FD活動の企画及び実施計画の立案
- ②FD活動の評価
- ③FD活動に関する情報の収集及び提供
- ④その他、学長から諮問された事項

同委員会は、原則として、月 1 回定期的に開催し、議事録を作成することとしている。

3) FD研修会の実施

FD委員会の発足に先立ち、平成 20（2008）年 3 月に「自己点検・評価並びに振興委員会」の主催によって「FD研修会」が開催され、専任教員のアンケート結果に基づき、「授業中における学生の私語に対する対応」等に関して広く意見交換が行われた。

次に、「学内情報共有化の前提としての PC リテラシーの向上」をテーマに、平成 20（2008）年 10 月 2 日に第 1 回FD研修会が開催され、その後も、同研修会は全専任教員が出席し、原則として、月 1 回定期的に開催し、議事録を作成することとしている。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

1) 学生による授業評価

本学では、平成 21 (2009) 年度後期から毎年学期ごとに学生による授業評価を実施している。これはFD委員会が全専任教員に対してアンケート調査等を実施した結果、「学生による授業評価を優先的に実施すべき」との結論を得たことによる。

実施に当たっては、FD委員会において「授業評価表」や「フィードバックシート表」の様式を詳細に検討・作成して行った。

2) 専任教員による学内研究発表会

本学では、平成 21 (2009) 年 10 月より、本学紀要の発行を担当する「法学会運営委員会」が主催する学内研究発表会を実施している。これは専任教員全員が順番に自己の研究を発表するものであり、各教員の専門領域における研究活動の促進並びに教員の相互啓発を図るものである。

- ・第 1 回「瀬取りによる密輸入罪の実行の着手について」(平成 20. 3. 4 最判を契機に)
- ・第 2 回「健康教育の現状と課題」
- ・第 3 回「民法 724 条(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限) 後段について」
- ・第 4 回「中国における 1930 年代の詩人について」

(2) 5-4 の自己評価

平成 20 (2008) 年 4 月よりFD活動が義務化されたことを契機に、本学では、教育研究活動の向上のために、FD等の組織的な取組みを行ってきている。特に、学則上、「教育内容等の改善のための組織的研修等」の条項を新設し、FD委員会規程に基づきFD委員会を設置した。FD委員会での決定事項は、全専任教員が参加するFD研修会において更に検討・審議され、FD研修会で最終決定された事項については、FD委員会が施策を執行していくという体制をとっている。

また、本学では、教員の教育研究活動を活性化するため、平成 21 (2009) 年度後期から毎年前学期・後学期に学生による授業評価を実施している。

さらには、平成 21 (2009) 年 10 月より、「法学会運営委員会」が主催する学内研究発表会を実施し、各専任教員の専門領域における研究活動の促進並びに教員の相互啓発を図っている。

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

FD活動の主たる目的は、本学が自ら設定した教育理念や教育目標に基づき、授業方法(技術)や内容を改善し、向上させるための組織的な取組みを継続実施することにある。従来は、とかく研究面に重点が置かれ、教育面については、「改善・向上の重要性はわかっているが、実行するのが面倒」という教員が多かった。しかし、今後、18歳人口が増えないわが国にあって、教育面の改善・向上こそが、大学が学生や社会に果たすべき重大な役割であることを全教員が共通認識するためにも、今後も、引き続きFD活動の組織的な取

組みを行っていく。

〔基準5の自己評価〕

教育課程を適切に運営するための必要な教員数については、本学は大学設置基準上の必要専任教員数を満たしており、また、教授数も同設置基準上の必要教授数を満たしている。

本学では、教員の採用・昇任の方針は「任用及び昇任規程」によって明確にされており、この方針を受けて作成された「任用に関する手続規程」及び「昇任に関する手続規程」に基づいて適切に運用されている。教員の採用に関しては、原則として公募により広く人材を募集しており、教員の昇任に関しても、学長が学長室会議で昇任対象者を諮った後、教授会で最終的な審議を経ており、公正性・透明性が確保されている。

教員の教育担当時間については、「専任教員の授業負担に関する取決め」の規程に基づき、適切に配分されている。すなわち、特定の教員に過度の負担がかからないように、全専任教員に対して週6コマ（前・後期合算12コマ）を基準にすることとされている。

教育研究目的を達成するための研究費等の配分については、「教員研究費」、「共同研究費」及び「在外研修又は国際学会派遣費」のいずれに関しても、それぞれの規程に基づき適切に配分している。

平成20（2008）年4月よりFD活動が義務化されたことを契機に、本学では、教育研究活動の向上のために、FD等の組織的な取組みを行ってきている。また、本学では、教員の教育研究活動を活性化するため、平成21（2009）年度後期から毎学期ごとに学生による授業評価を実施している。さらに、平成21（2009）年10月より、「法学会運営委員会」が主催する専任教員による学内研究発表会を実施し、各教員の専門領域における研究活動の促進並びに教員の相互啓発を図っている。

〔基準5の改善・向上方策（将来計画）〕

教員の配置については、今後、学生や社会のニーズに対応するため、開講科目の見直し（スクラップ&ビルド）を随時、実施し、本学の特色を視野に入れながらカリキュラムの改廃を実施していく。

教員（専任・非常勤）の採用・昇任については、引き続き現在の方針を継続しつつ、今後、大学の諸改革（学部等のあり方、教育課程の見直し等）の必要が生じた都度柔軟な対応をしていく。

教員の教育担当時間については、専任教員にとって委員会活動等や大学全入時代を迎えて入学者の基礎学力低下に対する方策が求められており、専任教員の負担が益々増大する傾向にあるが、兼任教員の活用などを図ることにより専任教員の負担を少しでも軽減していく。

TA等の活用については、「スポーツ法コース」在籍学生の実技科目等や、全学生に対するe-Learningによるリメディアル教育の場で活用することを検討していく。

教育研究目的を達成するための研究費等の配分については、特に「共同研究費」の配分について、従来にも増して各研究チームのテーマや業績を比較検討し適切な配分をしていく。

清 和 大 学

清和大学事務局（以下「本学事務局」という。）の所掌事務については、「組織規程」第11条に基づく「清和大学事務組織及び事務分掌規程」により定められている。

本学事務局には、総務課、教学課、入試戦略会議室、学生生活課、医務室、進路指導室、図書館事務室及び入試広報センターの3課、4室及び1センターが置かれ、事務職員の配置内訳数については、表6-1-2のとおりである。

＜表6-1-2 清和大学事務職員内訳（平成22年5月1日現在／単位：人）＞

	事務職員数		管理職員 (再掲)		嘱託事務職員 (再掲)		備 考
	男	女	男	女	男	女	
事務局長	1	0	1	0	0	0	
総務課	1(1)	2	(1)	1	0	0	事務局長が兼任
教学課	2	3	2	0	0	0	
入試戦略会議室	1	0	1	0	0	0	
学生生活課	4	1	3	0	0	0	
医務室	0	1	0	0	0	0	
進路指導室	2	1	1	0	0	0	
図書館事務室	0	3	0	1	0	0	
入試広報センター	0(2)	0	(2)	0	0	0	教学課長、入試戦略会議室 課長補佐が兼任
小 計	11(3)	11	8(3)	2	0	0	
合 計	22(3)		10(3)		0		

() は兼任の数

6-1-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用・昇任・異動については、学園総務部及び大学の学長・副学長（学部長）・事務局長等で検討し、本学の取り組むべき課題や職員の適性等を踏まえ、本学の予算も考慮に入れて6-1-③に記述する規程等に基づき、適切に実施している。

6-1-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

1) 採用について

職員の採用については、「学校法人君津学園職員の採用及び昇任に関する規則」（以下「職員の採用及び昇任に関する規則」という。）及び「清和大学就業規則」第31条第1号から第3号及び第8号に掲げる書類に基づき、応募者に対して面接及び（必要な場合には）適性試験を実施して候補者を選定し、理事長に採用の申請をし、理事長が採用を決定している。

2) 昇任について

昇任については、「職員の採用及び昇任に関する規則」に基づき、毎年1月から3月にかけて、次のように適切に運用されている。

a) 課・室長以上の職員について

本人の取り組むべき重要課題の達成状況、リーダーシップ、職務への積極性等を勘案し、学長、副学長（学部長）及び事務局長で検討し、昇任対象者を決定している。昇任決定の場合には、学長から学園理事長へ推薦し、理事長が決定する。

b) 課長補佐以下の職員について

各課・室長が昇任候補者を推薦し、学長、副学長（学部長）及び事務局長等で昇任対象者の是非を検討し、昇任決定の場合には、学長から学園理事長へ推薦し、理事長が決定する。

3) 異動について

異動については、大学の職員は君津学園の職員であるという位置づけから、毎年1月から3月にかけて、学園総務部において学園全体の業務運営の必要性から、本人から提出された「身上及び校務分掌申告書」を参考に、本人の能力、勤務状況、適性等を踏まえて慎重に検討が行われ、本学の職員の異動もその一環として行われる。なお、この「身上及び校務分掌申告書」の趣旨は次のようになっている。

〔身上及び校務分掌申告書の提出について〕

身上及び校務分掌申告書は、教職員各位から理事長に直接意見、要望を提出していただき、今後の学園の充実発展に資するものであります。申告書は個人を評価するものではありませんので忌憚のない意見、要望を提出されますようお願いいたします。（身上は継続勤務するか退職するか、校務分掌は現在の職務を継続したいか、希望する校務分掌があるか）

なお、この場合でも、本学職員の異動については、理事長（学長）より事前に副学長（学部長）及び事務局長に打診があり、大学と学園本部との連携が図られている。職員が異動を命じられた場合には、就業規則第35条の規定に定めるところにより、速やかに事務引継ぎを行い、新任部署に就かなければならない。

(2) 6-1の自己評価

本学職員の組織編制は、各部署の業務内容等に即して、必要な人員が確保され、適切に配置されている。採用・昇任・異動については、事務局長が各部署の業務運営状況を常時把握しながら、副学長（学部長）及び学長（理事長）と協議しながら適切な人事を行っている。また、大学だけでなく、学園全体的な観点から行われる人事についても、理事長（学長）から事前に副学長（学部長）及び事務局長に相談があり、適切に運用されている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

少子化による18歳人口の減少や、社会的ニーズの多様化を受け、大学運営が高度・複

雑化しており、特に大所高所から大学の将来を企画できる人材や、教学組織を担う職員の養成が急務となっている。今後、職員的能力・意欲向上のための組織作りを行い、高度・複雑化する大学運営に対処していく方針である。

6-2 職員資質・能力向上のための取組み(SD等)がなされていること。

《6-2の視点》

(1) 6-2の事実の説明(現状)

6-2-① 職員資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

本学における職員資質・能力の向上のための研修は、基本的にはOJT(On the Job Training)である。また、このほかに学外諸団体が実施する研修会や会合への積極参加、又は必要に応じて実施される学内研修会がある。例えば、平成21(2009)年度に実施した「教員免許講習会」の準備については、大学及び短期大学部の教職員が合同で勉強会を開催したことが挙げられる。このように、本学は小規模単科大学であり、職員数も少ないため、SDの取組みは行っていないが、学外諸団体が実施する研修会への積極参加や必要に応じて実施される学内研修会等により職員資質・能力の向上を図っている。

また、各課・室の代表が出席する「清和大学事務局会議」(以下「事務局会議」という。)が、原則として毎月1回、定例的に開催され、次のような事項について検討を行っている。

- (a) 教授会の運営・進行に関する事
- (b) 委員会の日程調整、報告に関する事
- (c) 各課・室の業務連絡調整に関する事
- (d) 事務職員の研修、資質・能力向上のための取組みに関する事
- (e) 大学の教育研究支援のための事務体制に関する事
- (f) 学園事務局並びに系列学校の連絡調整に関する事
- (g) その他本学組織の調整に必要な事

(2) 6-2の自己評価

本学における職員資質・能力の向上のための研修は、OJT(On the Job Training)を基本としながら、学外諸団体が実施する研修会や会合への積極参加や必要に応じて実施される学内研修会等により適切に行われている。

さらに、各課・室の代表が出席する「事務局会議」が、原則として毎月1回、定例的に開催され、大学の業務遂行や事務面に関する諸問題について継続的に検討を実施している。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

本学は小規模単科大学であり、職員数も少ないため、SDの取組みは行っていない。しかし、今後は、本学職員資質・能力の更なる向上を図るため、教員組織によるFD研修

会と合体したSD等の取組みを実施することを検討する。また、その場合には、外部講師を含めた講師の選定やテーマの選定に知恵を絞っていく方針である。また、従来にも増して、学外諸団体が実施する研修会や会合へは積極的に参加していく。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3の視点》

(1) 6-3の事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

本学事務局の所掌事務については、君津学園組織規程第11条に基づく「清和大学事務組織及び事務分掌規程」により定められている。

本学の教育支援のための事務組織は、総務課（総務、庶務、経理、教員研究費、管理関係等）、教学課（教務、入試事務、教務システムの運用管理）、入試戦略会議室（学生募集に関する企画・検討）、学生生活課（学生サービス、学習支援及び厚生補導など）、医務室（医療、心身相談）、進路指導室（進路、就職）、図書館事務室（図書関係全般）及び入試広報センター（学生募集及び広報の実施）の3課、4室及び1センターから構成されている。

このうち、教育支援に関しては、教学課及び学生生活課が連携して担当しており、学期初めの新入生及び全在学生に対するガイダンス、学生への履修指導、教員との連携による学習支援、教員への連絡、学生本人及び保証人への情報提供等を適切に実施している。また、教務システムの運用・管理並びに学生や教員からの質問に対しても、情報機器管理や担当教員との連携・連絡を密にすることにより、適切に支援を行っている。

また、教学課職員は教学委員会、教職課程委員会、FD委員会等に幹事として出席し、教育支援を行っている。

図書館においては、法律学を中心に幅広い分野の専門書・雑誌などが揃っており、インターネットによる判例検索、文献検索及び新聞記事検索も可能となっている。また、法律学の学習に必要な文献検索方法については、授業（少人数で実施される必修科目「プレゼミⅠ」）の中でも指導が行われている。これらの事務や管理を適切に運営することによって教育研究支援を行うのが図書館事務室であり、図書館サーバーには端末7台が接続し、そのうち、閲覧者用学内蔵書検索用端末(OPAC)が4台とCD-ROMによる情報検索端末が設置されている。

総務課職員は科研費等研究支援に関する事務を取り扱っており、教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能している。

(2) 6-3の自己評価

本学の教育研究支援のための事務組織は適切に構成され、教育支援を担当する職員は学生の教育、学生生活、健康管理、進路・就職等の業務について、それぞれの関係委員会等

に出席するほか、教員と日常的に連携・連絡を密にして支援を行っている。

また、研究費の面から支援する事務を担当する職員は、外部研究資金の獲得に関しても各種の情報提供を行って教員の研究活動を支援しており、適切に機能している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生や社会的ニーズが多様化しており、また、大学運営が高度・複雑化していることから、今後、一層の教育支援の充実を図るために教員組織と事務職員組織の連携が重要である。そのためには、教員組織であるFD委員会と職員組織である各種研修会とが相互乗り入れの形で実施されることが好ましいので、両会議には必ず教員又は職員が各数人ずつ出席することとしたい。

また、研究支援の活性化を図るため、科研費等の外部資金の獲得状況を教授会等で定例的に報告し、教員全員の関心と士気を高めることとする。

〔基準6の自己評価〕

本学の職員の組織編制は各部署の業務内容等に即して必要な人員が配置され、適切に機能している。

また、採用・昇任・異動についても、事務局長が各部署の業務運営状況を常時把握しながら、副学長（学部長）及び学長と相談しながら適切な人事を行っている。さらに、大学だけでなく、学園全体的な観点から行われる人事についても、理事長（学長）から事前に副学長（学部長）及び事務局長に相談があり、適切に運用されている。

本学における職員の資質・能力の向上のための研修は、OJTを基本としながら、学外諸団体が実施する研修会や会合への積極参加や必要に応じて実施される学内研修会等により適切に行われており、さらに、教員組織が主体となって運営されるFD委員会との連携を図っている。

〔基準6の改善・向上方策（将来計画）〕

少子化による18歳人口の減少や、学生及び社会的ニーズの多様化を受け、大学運営が高度・複雑化する傾向にあり、教育支援に関する事務体制については、今後、一層の充実を図る必要がある。このため、今後は、教員組織によるFD研修会と合体したSD等の取組みを実施することを検討する。

また、研究支援の活性化を図るため、今後も継続して、科研費等の外部資金の獲得状況を教授会等で定例的に報告し、教員全員の関心とお互いの競争意識の高揚を図ることとする。

基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1 の視点》

(1) 7-1 の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

1) 法人の管理運営体制

清和大学の目的を達成するために、学校法人君津学園においては管理運営に関する事項について、「学校法人君津学園寄附行為」及びこれに基づく学園各種規程、大学学則、その他の規程又は規則において明確に定め、これらに基づき業務を遂行している。

本学園には、現在、寄附行為に基づき理事 6 人、監事 2 人の計 8 人の役員が置かれ、理事のうち 1 人が理事長に選任され、理事長の指名より 1 名が副理事長となっている。本学園の代表権は理事長のみが有しており、理事長はこの法人を代表し、その業務を総理し、副理事長は理事長を補佐し、担当事務を処理するものとされている。

本学園における重要事項については、寄附行為の定めにより、理事会に付議するものとされている。理事により構成される理事会は、通常、年 2 回（3 月及び 5 月）定例会が開催され、その他必要に応じ臨時会が開催される。理事会で審議決定される主な事項は次の通りである。

- ・ 寄附行為の変更
- ・ 学園全体の予算及び事業計画
- ・ 決算及び事業報告
- ・ 財産の管理
- ・ 主要人事
- ・ 重要な規程等の制定改廃
- ・ 各設置校の学則・収容定員及び入学定員・授業料等学納金の改定
- ・ その他本学園の業務に関する重要な事項

監事は理事会に出席し、本学園の法人業務及び財産の状況を監査し、毎月 5 月の定例理事会にて監査報告を行い、意見を述べている。

また、本学園には、17 人以上 22 人以内の評議員で構成される評議員会が置かれている。評議員会は諮問機関であり、通常理事会開催の前後に開催されており、寄附行為の定めにより、学園の予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散、寄附金募集、その他本学園の業務に関する重要な事項について、あらかじめ理事長の諮問に応じている。

2) 大学の管理運営体制

清 和 大 学

大学の管理運営については、その重要事項を検討・企画・立案を行う「学長室」が協議調整し、教授会の議を経て、学長が決定するという基本体制がとられている。さらには、大学の各種諸問題を検討・立案するために各種の委員会を設置するなど、管理体制が整備され、適切に機能している。

i) 学長室

「学長室」は、大学の運営に関する重要事項を検討・企画・立案を行う機関として設置されており、毎月1回定例的に開催される。学長、副学長（学部長）及び学長が選出した専任教員若干人をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合には、その他の教員・職員を参加させることが出来る。検討の対象となる重要事項は大学学則第8条第3項に列挙されている。

ii) 教授会

大学（法学部）の教授会は、大学の重要事項を審議するために置かれ、構成員は原則として学長及び専任教授であるが、通常は准教授、専任講師及び職員も参加して構成され、合理的かつ円滑に運営されている。毎月1回定例的に開催され、必要がある都度、臨時的にも開催される。教授会の審議事項については、学則第9条第3項に列挙されている。

iii) 各種委員会

大学には、学長室を含め、14の委員会等が設置され、万全の体制を敷いている。教育課程及び入試事務に関する事項を審議・運営する「教学委員会」、学生サービス・支援等に関する事項を審議・運営する「学生委員会」、図書館の管理運営に関する事項を審議・運営する「図書館委員会」、スポーツ学生に関する事項を審議・運営する「スポーツ部運営委員会」、教職課程に関する事項を審議・運営する「教職課程委員会」、FD活動の企画及び実施計画の立案等を担当する「FD委員会」、学生の就職・進路に関する相談、公務員受験・各種資格試験対策及び進路指導室の業務等にかかる事項の審議・運営を担当する「キャリアサポート委員会」、学生募集のための戦略及び広報戦略等の立案を担当する「入試戦略会議」、学生募集及び入試広報の遂行を担当する「入試広報センター」、本学における教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行う「自己点検・評価並びに振興委員会」、本学における研究活動の促進及び対外広報として紀要の発行を担当する「法学会運営委員会」、本学における留学生等に関する事項の審議・運営を担当する「国際交流委員会」である。

iv) 事務局

本学の事務局は、学校法人君津学園における「君津学園事務組織規程」に基づき適切に組織編制されており、教育・研究等に関する審議・運営を行う各種委員会等の組織をサポートする体制が構築され、教員組織と事務局が協働して大学運営に当たっている。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

本学園の役員及び評議員については、寄附行為においてその選任に関し必要な事項が定

清 和 大 学

められており、これに基づき選任が行われている。

1) 理事の選任

役員のうち理事の定員は7人（内理事長1人、副理事長1人）とされ、次に掲げる者から選任される。

- ① 清和大学の学長
- ② 清和大学短期大学の学長
- ③ 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者3人
- ④ この法人に功労のあった者又は学識経験者のうちから前各号に規定する理事の過半数以上をもって選任された者2人

なお、寄附行為の定めにより、上記①及び②に規定する理事を兼務する場合は、理事総数を1人減ずることとなっており、現在、清和大学学長及び清和大学短期大学部学長は同一人物であるため、この規定の適用により、理事の定数は6人となっている。

理事長は、理事のうちから、理事総数の過半数の議決により選任され、理事長は本学園を代表し、その業務を総理するものとされている。副理事長については、理事会の議を経て理事長より指名され、理事長を補佐し、担当事務を処理するものとされている。

2) 監事の選任

監事の定員は2人とされ、本学園の理事及び職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。現在はこの規定に基づき2人の監事が選任されている。監事は、理事会に出席し、本学園の法人業務及び財産の状況を監査し、毎年5月の定例理事会にて監査報告を行い、意見を述べている。

3) 評議員の選任

評議員は17人以上22人以内とされ、次に掲げる者から選任される。

- ① 清和大学の学長
- ② 清和大学短期大学の学長
- ③ 清和大学の法学部長
- ④ 清和大学の教学部長
- ⑤ 木更津総合高等学校の校長
- ⑥ 本法人の職員のうちから理事会において選任された者1人以上2人以内
- ⑦ 理事のうちから理事会において選任された者2人以上3人以内
- ⑧ 本法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任された者4人以上5人以内
- ⑨ 本法人の設置する学校の在学者の保護者のうちから理事会において選任された者2人以上3人以内
- ⑩ 本法人に関係ある学識経験者及び功労者で前各号に規定する評議員の過半数以上を持って選任された者3人以上4人以内

なお、寄附行為の定めにより、上記①、②及び⑤に規定する評議員を兼務する場合は、

清 和 大 学

評議員総数より2人減ずることとなっており、現在、清和大学学長、清和大学短期大学部学長及び木更津総合高等学校校長は同一人物であるため、評議員定数は15人以上20人以内となっている。

現在の評議員は①、②、⑤によるものとして1人、③、④、⑥によるものとしてそれぞれ1人、⑦によるものとして2人、⑧によるものとして4人、⑨によるものとして3人、⑩によるものとして3人、合計16人が選任されている。

大学の管理運営に関する学長及びその他の教員管理職の選任は次のとおりである。

1) 学長の選任

学長の選任については「清和大学学長の任命及び任期に関する規程」の定めに基づき、理事長が学長候補者選考委員会の推薦に基づき、理事会の承認を得て任命するものとされている。学長の任期は4年である。

2) 副学長、学部長の選任

副学長、学部長の選任については、「清和大学副学長（又は法学部長）の任命及び任期に関する規程」の定めに基づき、専任教授の中から学長が選考し、教授会の議を経て、理事長に推薦し、理事長が任命するものとされている。副学長及び学部長の任期は3年である。

3) 役職者の選任

教学部長、学生部長、図書館長等の役職者の選任については、「清和大学教学部長（又は学生部長、図書館長等）の任命及び任期に関する規程」の定めに基づき、専任教授の中から学長が選考し、教授会の議を経て、理事長に推薦し、理事長が任命するものとされている。教学部長、学生部長、図書館長等の役職者の任期は3年である。

(2) 7-1 の自己評価

本学の目的を達成するために、法人及び大学は寄附行為、大学学則及び諸規程等により管理運営体制が整備されており、適切に機能している。

また、管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されている。本学園における理事、監事、評議員の選任については、寄附行為に基づき定数どおり選任されている。なお、その選任に当たっては、地域の財界、卒業生、各設置校など、各方面からの意見が聞けるように考慮して行っている。

学長等の選任についても、関係規程等に基づき、適正かつ厳格に実施されている。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

理事会については、より効率的な運営を可能とするため、常任理事会の設置等を検討している。監事については、今後その職務の重要性が更に増してくるものと考えており、公認会計士等との連携を強化していく。また、教学部門に対しても、従来にも増して積極的に意見を求めていく方針である。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2 の視点》

(1) 7-2 の事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

現在、学校法人君津学園理事長と清和大学学長は同一人物であり、理事長である学長のリーダーシップにより、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。理事会で決議された学園の運営に関する事項は、学長を通じて教学部門の最高意思決定機関である教授会に報告され、教授会で審議された教学に関する重要事項等については、学長より理事会に報告されている。

(2) 7-2 の自己評価

上記の通り、本学においては理事長と学長が同一人物であるため、管理部門と教学部門の連携については充実したものとなっている。さらに理事長は、教学部門の最高責任者である学長としての立場と法人の責任者である理事長としての立場をそれぞれの場面に応じて使い分けることにより、管理部門と教学部門の運営を適切に実施してきている。このように管理部門と教学部門の連携が適切に行われていることから、教学部門において審議された教学に関する重要事項等を速やかに理事会で決議することが可能となり、学園運営が非常に効率的に行われている。

(3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

現段階において、管理部門と教学部門との連携は適切に行われているが、近年の少子化等の影響でますます厳しくなる私学情勢を考えた場合、さらなる管理部門と教学部門の連携が必要になると考えられる。今後は、理事長である学長のリーダーシップによる一層の連携の強化を強めるとともに、より広く、管理部門の担当者と教学部門の担当者が連携できるような体制を構築していく方針である。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3 の視点》

(1) 7-3 の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学における恒常的な自己点検・評価の実施体制に関するこれまでの経緯は次のとおりである。

清 和 大 学

本学「自己点検・評価委員会」は、平成6(1994)年4月に発足し、第1回報告書は平成12(2000)年1月「清和大学 新しいアカデミーへの挑戦—自己点検・評価報告書1999—」として公表された。

その後、平成13(2001)年4月大学体制の変更もあって、自己点検・評価委員会も一時活動休止となり2ヵ年が経過したが、平成15(2003)年4月には活動再開となり、名称も「自己点検・評価並びに振興委員会」(以下「同委員会」という。)と改めた。

平成15(2003)年4月より、同委員会規程に基づき活動を再開し、平成16(2004)年3月第2回報告書「21世紀の真心教育」が公表された。

現在、同委員会の構成員は委員長代理(学長委嘱)及び委員5人から成っている。本学の専任教員は学長を含め26人という少人数であるため、委員長代理及び委員がそれぞれ学長室構成員、教学委員会委員、学生委員会委員、図書館委員会委員等との兼務をしていることもあって各部署の課題は十分に拾い上げられている。同委員会は、原則として月1回定例的に開催されており、委員の任期は2年である。

なお、平成19(2007)年度後期から平成21(2009)年度前期までの間は、同委員会の全体会議は開催されていないが、これは、平成22(2010)年度に本学が(財)日本高等教育評価機構(以下「機構」という。)の「大学機関別認証評価」(以下「大学認証評価」という。)を受審する関係上、平成19(2007)年10月から、機構へ提出する「自己評価報告書」等の作成のため、各委員が主体となって自己評価報告書の各基準に対する点検作業に専念したためである。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

「自己点検・評価並びに振興委員会」(以下「同委員会」という。)の検討事項は多岐に亘るが、特に、学長室、教学委員会、学生委員会及びFD委員会の所管事項と深い関わりを有している。本学では、7-3-①で既述したように、同委員会の委員は他の委員会委員と兼務しているため、自己点検・評価の結果が教育課程(カリキュラム)の検討、授業アンケート実施方法等の企画、FD活動による教員の教育方法の改善策等々に対しても、兼務の委員を通じてより直接的に影響を与えて教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につながるよう体制が構築されており、かつ適切に機能している。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

これまで作成され、公表された「自己点検・評価報告書」は次の2点である。

- ・平成12(2000)年1月 第1回報告書「清和大学 新しいアカデミーへの挑戦—自己点検・評価報告書1999—」(<http://www.seiwa-univ.ac.jp/local/committee.html>)
- ・平成16(2004)年3月 第2回報告書「21世紀の真心教育」(http://www.seiwa-univ.ac.jp/local/committee_2004.html)

いずれも、学内外の関係先に配布されているほか、それぞれの報告書(抄)については、清和大学ホームページ上で公開している。

(2) 7-3の自己評価

本学は、併設校を擁する学校法人君津学園が設置・運営する大学であり、少子化等の影響により全国私立大学の存亡の危機が報道される昨今、学園本部と緊密な連絡を取りながら大学改革を進めている。収容定員 790 人という小規模大学ではあるが、平成 22 (2010) 年度入試では入学定員に及ばなかったが、この数年は漸く入学定員確保の努力が実を結んでいる。

本学では、恒常的な自己点検・評価の実施体制が確立されており、また、その結果として、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築されている。その例としては、学部の「3 コース制」導入、教職課程の設置、教育課程（カリキュラム）の改革、FD 活動による教員の教育方法の向上、学生による授業評価アンケートの導入、積極的なオフィスアワーの活用による学習支援体制の充実等が挙げられる。また、本学における自己点検・評価の結果は、学内外の関係先に配布されているほか、清和大学ホームページ上で公開している。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

平成 21(2009)年 4 月からのキャリアセンター設立（従来は「進路指導室」）により進路・就職指導体制の全学的支援体制が構築され、さらには平成 22(2010)年 4 月から、法学・スポーツ法・IT ビジネス法の 3 コース制に代えて、法学・スポーツ法・経営法の 3 コース制に改編された。これに伴って、教育課程（カリキュラム）の編成に関しても最新のものとなっているなど、制度面では当面見直す段階にはない。

しかし、近年指摘されているように、学士力確保のためのFD活動等を通じての教員の教育方法等の向上、授業評価やオフィスアワー制度を通じて学生の学習に関する意見・相談等を積極的に汲上げる機会を持つこと等、「自己点検・評価並びに振興委員会」の役割は大きい。したがって、今後は Semester 毎にそのレビューを行い、関係委員会と密接に連携しながら自己点検・評価活動を継続強化していく。

〔 基準 7 の自己評価 〕

大学の目的を達成するために、法人及び大学の管理体制は寄附行為、大学学則及び諸規程等が明確に定められ、これらの規程に基づいて選出された管理運営に関する役員等により、各組織は適切に機能し、運営されている。

また、本学においては理事長と学長が同一人物であることから、管理部門と教学部門の連携については充実したものとなっている。このように管理部門と教学部門が適切に連携されていることから、教学部門において審議された教学に関する重要事項等を速やかに理事会で決議することが可能となり、学園運営が非常に効率的に行われている。

本学は、併設校を擁する学校法人君津学園が設置・運営する大学であり、少子化等の影響により全国私立大学の存亡の危機が報道される昨今、学園本部と緊密な連絡を取りながら大学改革を進めている。

また、本学では自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、その結果として、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につながる成果を生み出しており、今後も、「自己

点検・評価並びに振興委員会」の活動を主体に大学改革を実現していく。

〔 基準7の改善・向上方策（将来計画）〕

大学及び法人の管理運営体制は整備され、適切に機能している。また現状、管理部門と教学部門との連携は適切に行われているが、今後益々厳しくなる私学情勢を展望し、さらなる管理部門と教学部門の連携強化を目指す。そのために、より広く、管理部門の担当者と、教学部門の担当者が連携できるような体制を構築し、実施していく。

また、本学は、全学的なFD活動等を通じての教員の教育方法等の向上や、学生の学習に関する意見・相談等を積極的に聴く機会としての授業評価やオフィスアワーの制度が整った段階にある。そのため、セメスター制を採用している本学としては、セメスター毎にそのレビューをきめ細かく実施し、教育研究を始め大学運営の改善・向上につなげるため、関係委員会及び法人と共に密接に自己点検・評価活動を継続強化していく。

基準 8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《8-1 の視点》

(1) 8-1 の事実の説明 (現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学は平成 6 (1994) 年に開学し、約 15 年間運営を行ってきた。本学は設立以来、借入金に全く依存しない運営を続けてきており、現在もその方針に変更はない。この方針を維持し続けることが可能であったのは、本学における予算計画により収入と支出のバランスを考慮した運営を行ってきた結果である。しかしながら、このような運営を続けていく上で必要不可欠である入学定員確保については、昨今の少子化等の影響を受けて、本学においても非常に困難な問題として検討されていた時期があった。本学においては平成 12 (2000) 年から平成 15 (2003) 年にかけて入学者が減少し、収容定員充足率も減少を続けていた。この対策として、より多様な学生を受け入れる体制を構築するために、学科内に「法学コース」、「IT ビジネス法コース」、「スポーツ法コース」の 3 コースを設置し、それぞれのコースの特性に合わせてより実践的、実用的授業を展開していった。これに併せて、文武両道を実現することにより、警察官をはじめとした公務員を多く輩出することを目的として、4 つの強化指定運動部を設け、全国的に学生募集を行った。これら改革の実施により、平成 16 (2004) 年度より入学者数は増加に転じ、平成 19 (2007) 年度には入学定員を充足することとなった。これに伴い収容定員充足率も年々上昇を続け、平成 22 (2010) 年 5 月 1 日現在では 88.2% の定員充足率にまで回復している。このような成果をあげることが出来たのは、早期に対策に踏み切ったことに加えて、設立当初から予算計画に基づいた安定的な運営を続けてきたことにより、改革に必要な財政基盤が確立されていたことに尽きる。上記の様な改革を行なうために、施設、設備の充実を始め、専門スタッフの補充、スポーツ特待生制度の導入などを実施し、それにより、かなりの財政的な支出が生じた。そのため、ここ数年については、流動資産の減少に加え、人件費及び奨学費支出が増加したことにより、一時的ではあるが、支出超過の状態が続いている。しかしながら、これらの改革に伴う設備投資については、概ね完了したものと考えており、当面の間は大規模な施設や設備支出は計画していない。また、強化指定運動部についても、徹底した指導体制の下に、全国的にも好成績を残すに到り、また、多くの卒業生が、卒業後、各界で活躍をしている影響によって、本学の運動部は全国的に知名度も上がり、年々入部希望者が増加し、ますます充実してきている。特に、清和大学剣道部の卒業生である、本学の女子職員が日本代表として平成 21 (2009) 年 8 月ブラジルで開催の「第 14 回世界剣道選手権大会 女子個人戦」に出場し、優勝したことは、剣道の道を志す多くの学生に対して、多大なる影響を与える功績であったと確信している。このように、着実に運動部としての実績を積

み重ねてきたことにより、県内外を問わず、多くの高校生達が本学への入学を希望するようになったことから、現在、スポーツ特待生制度の見直しを行い、奨学費支出の抑制のための方策を進めている。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学の会計処理については、学校法人会計基準に基づいて適正に処理を行っている。本学においては、学校法人会計基準に準拠した君津学園経理規程があり、日常の会計処理についてはすべてこれらに基づいて行っている。更に、経理担当者は、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団の主催する研修会には必ず参加するようにしており、常に最新の会計処理が行えるように努めている。

8-2-③ 会計監査等が適切に行われているか。

会計監査については、監事及び公認会計士による監査が実施されている。本学には2名の監事がおり、予算、決算及びその他学園に関する重要な事項に関わる理事会には必ず出席し、それぞれの業務についての確認、助言等を行っている。昨今では、公認会計士との連携も強まり、本学の運営状況及び財務状況等について意見交換も行っている。監事からの監査報告として、毎年5月に本学理事会に対して監査報告書が提出されている。

(2) 8-1の自己評価

本学においては、大学の教育研究目的を達成するために、収入と支出のバランスを考慮した予算管理が実施され、運営されている。しかしながら、ここ数年間においては、8-1-①に既述したとおり、いくつかの改革を実施したことに起因して、若干支出の割合が増加しているが、これらの対策については既に実施しているところであり、ここ数年で効果が現れるものといえる。

会計処理については、現段階では適正に処理が行われており、会計監査等についても適切に実施されている。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

収入と支出のバランスを考慮した運営を適切に行っていくためにも、今後は、入学定員を確保し、収容定員充足率を高めることにより、財政基盤を更に充実させていくことが必要である。また、8-1-①に既述したとおり、今後は、スポーツ特待生制度を見直すことにより、奨学費支出を抑制することに加え、教職員の配置等を再度見直し、適材適所を実現することにより人件費比率の改善にも努めていく。将来的には、定年の見直し、任期制の導入、人事考課等の徹底などを考えている。また、中長期の財務計画についても早急に整備をし、より計画的な財務運営を実施する体制を構築していく。

会計処理については、常に最新の会計処理情報を把握し、経理担当者の資質向上を目的とし、今後も継続的に研修会等に出席する方針である。

監査については、監事の機能をより強化し、学園の財務状況に加えてその他運営体制全般についてもより広く意見を求められる体制を構築していく。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《8-2の視点》

(1) 8-2の事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

本学においては、私立学校法第42条に基づき、平成17（2005）年4月1日より「学校法人君津学園財務書類等閲覧規程」を制定した。これにより、平成16（2004）年度分からの財務情報の公開を行っている。公開する書類は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書であり、公開方法は、学校法人君津学園設置校の各事務所に書類を備え付け、申請により閲覧可能な体制を取っている。閲覧希望者は所定の申請書に必要事項を記入の上、それぞれの事務室にて閲覧を行うことが出来る。また、記載事項について質問等がある場合には、その都度職員が説明を行い、より財務状況を理解してもらえよう努力を行っている。

(2) 8-2の自己評価

財務情報の公開については、「学校法人君津学園財務書類等閲覧規程」により、利害関係者等に対して公開を行っている。しかしながら、公開方法が、閲覧希望者が申請を行い、事務局にて閲覧するというものであるため、より広く財務状況を公開していくという観点からは、やや積極性に欠けるところがある。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

今後は、本学のホームページに財務情報を掲載することを検討している。更に、公開する書類等についてもそれぞれに解説等を加え、初めて見る方々にも分かりやすいものを作成していく方針である。また、在学している学生や保護者向けの説明会や教職員に対する説明会等も随時実施していく。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3の視点》

(1) 8-3の事実の説明（現状）

8-2-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP(Good Practice)など外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

本学における教育研究活動の充実のための外部資金については、科学研究費補助金の獲得、寄附金収入、資産運用収入、施設設備利用料収入、補助活動事業収入などが考えられる。科学研究費補助金については、ここ数年、毎年採択されるようになり、それにより充

実した研究活動を実施することが出来ている。寄附金収入については、現在、入学者やその関係者からの募金活動は行っておらず、また、大学としての歴史も浅いため同窓会等の組織も未だ発展途上にあり、卒業生に対する寄附金募集活動についても特別に行っていない。資産運用収入については、金融資産については寄附行為等に基づき流動性及び安全性を考慮に入れた運用を行ってきたが、昨今の経済状況等により運用収入については減少傾向にある。また、施設・設備については可能な限り開放を行っており、各種試験等の会場として提供したり、屋上を使った携帯電話の基地の設置を認めたことなどにより、若干の施設設備利用料収入が見込まれている。補助活動事業収入としては、大学の学生食堂を大学が直接営業し、学生のニーズに合わせた運営を行うことにより、ここ数年は毎年収入が増加している。

(2) 8-3の自己評価

教育研究の充実のための外部資金の導入がますます求められている中で、本学の対応としては、寄附金の募集について、大学の歴史は浅いが、今後何らかの活動を行っていく必要がある。また、科学研究費補助金等の獲得、補助活動事業収入及び資産運用収入の拡大についても工夫・検討の余地がある。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費補助金については、今後G P (Good Practice) も含め、積極的に申請を奨励していく。また寄附金収入についても、入学者等からの募金体制や、同窓会組織等の強化による卒業生からの募金体制について検討を続けていく。さらには地域社会との関係をより密接にし、より幅広く教育活動の場として大学を開放していく。補助活動事業収入及び資産運用収入についても、今後、少しでも多くの収入を獲得できるような体制を作っていく方針である。

[基準8の自己評価]

本学では、大学の教育研究目的を達成するために、収入と支出のバランスを考慮した予算管理を徹底することにより、借入金等に頼ることなく運営を行うことが出来ている。しかしながら、ここ数年の諸改革等の影響で支出超過となっているが、そのための対策は既に実施しているところである。

また、会計処理及び会計監査等は適切に実施されており、財務情報の公開もなされているが、今後、ホームページでの公開を実施するなど更に充実させていく必要がある。

外部資金の導入については、今後は特に科学研究費補助金の獲得に注力する方針である。当該補助金については、ここ数年、毎年採択されるようになってきているが、毎月開催される定例教授会等で、全教員に対してその重要性を説明し、意識の高揚を図っていく。

[基準8の改善・向上方策（将来計画）]

大学として充実した教育研究活動を行っていくためには、財務的な充実を図っていくことが必要であり、常に安定した運営を行うためには、財政面が健全でなくてはならない。

清 和 大 学

そのためには、定員確保による学生納付金収入の安定的な確保を達成すると同時に、従来にも増して限られた財源を適正に配分するための予算管理をより徹底していく。予算管理の徹底を行う中で、無駄な支出の削減を図り、中長期計画に基づいた基本金等の組み入れも実施していく方針である。

また、より充実した教育研究活動を行うための外部資金の獲得についても積極的に検討していく。特に寄附金収入を増加させるために、卒業生や近隣の企業等とも連携し、地域社会における教育研究活動の拠点としての位置付けを強化していく方針である。さらに外部資金を獲得していくためには、財務公開についてもより積極的に公表していく必要があり、財務情報をホームページ等に掲載することによってより広く一般的に公開していく方針である。

基準 9. 教育研究環境

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1 の視点》

(1) 9-1 の事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学は、市内を一望できる高台に位置し、キャンパス内も緑にあふれ、学生生活を営む上で最適な環境にあるといえる。同キャンパス内には学校法人君津学園の併設校である「清和大学短期大学部」及び「木更津総合高等学校」もあり、キャンパス内は学生、生徒達によって活気にあふれている。

1) 校地校舎等

校地校舎の配置については、〈図 9-1〉に示すとおりである。また、校地及び校舎の面積については、〈表 9-1〉で示すとおり、大学設置基準を十分に満たしている。

校舎については、鉄筋コンクリート造 5 階建て、大教室、中教室、小教室、演習室、研究室、コンピュータ教室、視聴覚室、図書館、大学事務室等からなる「本校舎」と、「体育館」、柔剣道場である「真武殿」、多目的会議室である「報恩館」、学生ホール及び部室としても使用できる「真板幸男記念学生会館」を有する。

本校舎については、主に講義及び演習に使用されており、大小様々な教室を有し、本学で開講する授業の特性に合わせて適切な規模での開講が可能となっている。その中でも、本学の特色である少人数教育を実施するために、ゼミ形式で授業を行うことができる演習室を多数設置しているのが特徴的である。また、昨今は IT 機器を使用した授業が多く開講されるようになってきたため、大教室及び視聴覚室については、プロジェクターと大型スクリーンを設置し、有効に活用されている。

2) 情報機器施設

本学では、基本科目としての ICT (Information & Communication Technology) 関連の授業を実施するために、コンピュータ教室の整備についても適切な計画に基づいて更改を行っている。コンピュータ室には合計 65 台のコンピュータを設置しており、また、授業時間以外においても学生は必要に応じてこれらの機器を使用して学習を行うことが可能である。

3) 図書館

図書館については、地上 1 階と地下 1 階に一部分から構成され、床面積は 694 m²である。蔵書数は約 70,000 冊であり、専門書から学術雑誌、一般書まで所蔵している。また、法令・判例検索システム及び新聞記事検索システムを導入しており、有効に活用されている。

清 和 大 学

図書の購入については、毎年図書館委員会によって、学生の要望等を考慮して、新規に購入を行っている。図書館の開館時間は、平日は午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 5 時 40 分までとなっており、学生が学内にいる時間帯については最大限活用できるような体制を取っている。なお、閉館後であっても、学生が自宅で図書館の蔵書の有無を確認できるようにホームページ上に蔵書検索を公開するシステムを導入して対応している。また、学外の方についても所定の手続きを行うことにより、図書館の利用が可能となっている。図書館の閲覧座席数（111 席）も、本学の在籍学生数（約 700 人）に照らし、十分である。

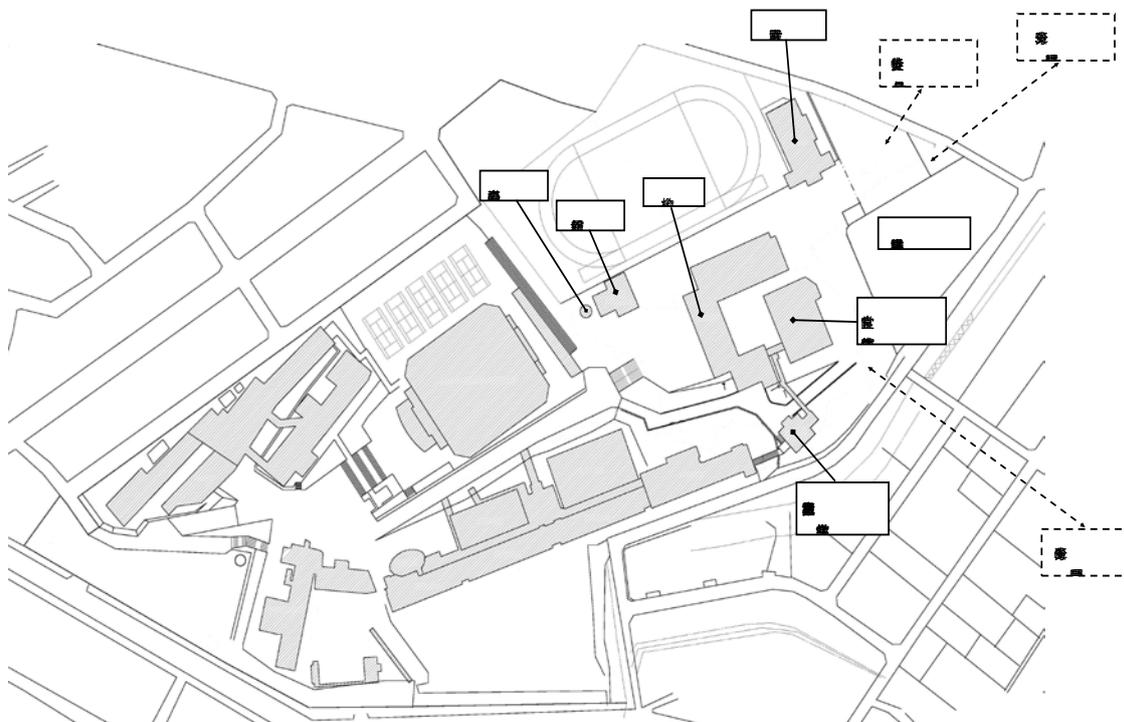
4) 体育施設

体育施設については、体育館及び真武殿（柔・剣道場）に加えて、平成 20（2008）年度からトレーニング室が設置された。本学は、スポーツと法律の融合を目指したスポーツ法コースを設置しており、体育関係の授業も充実している。これらの授業を実施するために体育施設設備については、授業内容に応じた整備計画を立案し適切に実施してきている。

5) スクールバス

さらに、本学においては、学生の通学の便を考慮して、最寄りの駅からスクールバスを定期的に運行しており、多くの学生がスクールバスを利用して通学を行っている。また、学生用の駐車場も完備しているため、交通の便が悪い地域に在住の学生も自家用車を利用した通学が可能となり学生の経済的負担の軽減及び通学時間の短縮に大いに役立っている。

<図 9-1 清和大学キャンパス配置図>



清 和 大 学

＜表 9-1 校地、校舎の設置基準面積及び現有面積＞

区分	基準面積	現有面積	過不足	主要施設
校地	7,900.00 m ²	73,677.00 m ²	65,777.00 m ²	校舎敷地、中尾運動場、矢那運動場、野球場、テニスコート、学生駐車場
校舎	4,916.67 m ²	11,791.00 m ²	6,874.33 m ²	講義室、実習室、研究室、図書館、体育館、真武殿、真板幸男記念学生会館

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備が、適切に維持、運営されているか。

施設設備等の維持運営については、電気関係、空調設備関係、エレベーター設備関係、清掃業務関係、警備関係、消防設備関係、電話交換設備の保守点検、植栽等の維持管理業務等についてそれぞれ専門業者と委託契約を締結し、定期的に点検を実施し、関係法令を遵守して安全管理に努め、適切に運営している。

情報関係施設や機器の整備・運営についても、専門業者と保守契約を締結するとともに、連携をとりながら維持・管理を適切に行っている。

(2) 9-1 の自己評価

本学においては、教育研究目的を達成するために必要なキャンパスの整備、維持及び管理については、適切に行われている。特に本学は、スポーツと法律の融合を目指した「スポーツ法コース」を設置している関係から、平成 20 (2008) 年度にトレーニング室を設置したが、一般学生にも開放している。施設、設備の活用については、学生にとって少しでも充実した教育環境を提供するという視点に立って検討を行ってきており、今後もその視点を維持していく方針である。

(3) 9-1 の改善・向上方策 (将来計画)

校地、校舎等は、大学設置基準を上回って整備されており、その維持及び管理についても計画的に行っている。今後も適切な維持管理計画を立案し、学生に対して、常に良好な教育環境を提供していく。特に、学生が授業時間以外においてもより有効に学内で学習できる体制を構築し、学生の学習意欲の向上に努めていく。

また、今後は、地域の教育活動の拠点として、キャンパス内の施設、設備について、より積極的に地域社会に開放を行っていくことも検討する。

9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

＜9-2 の視点＞

(1) 9-2 の事実の説明 (現状)

9-2-① 施設設備の安全性 (耐震性、バリアフリー等) が確保されているか。

本学の施設設備については、法人管理部及び清和大学総務課によりその管理がなされている。電気設備、消防設備、エレベーター等については、専門業者と委託契約を締結し関

係法令を遵守して安全管理に努めている。

主に火災を対象とした避難訓練については、毎年所轄消防署の協力を得て、防災避難訓練を実施し、学生及び教職員に対して適切な指導を行っている。また、日常的に自衛消防組織を編成し、避難器具等の自主点検及び火元責任者を設け、防災点検を行っている。

耐震性に関しては、本学の創立は平成 6（1994）年であることもあり、校舎等に関しては全て昭和 57（1982）年施行の新耐震基準を満たしており、安全性は満たしている。

アスベストに関しては、全施設の調査を実施し、使用実績がないことを確認している。また、バリアフリー対応については、本校舎入口スロープ、エレベーター、障害者用トイレ等も完備している。防犯対策としては、学外からの来客に対してはすべて事務局で受け付けており、本校舎について、夜間・休日には警備会社による機械警備を行っている。以上の見地から本学の施設設備に関しては安全性が確保されている。

(2) 9-2 の自己評価

本学の施設設備については、安全性及び利便性を考慮して計画的に整備を実施してきた。特に安全面については、施設設備の点検について専門業者と委託契約を締結し、関係法令を遵守して万全を期すよう努めている。

また、その実施に当たっては、法人管理部及び清和大学総務課が連携して行い、管理がなされている。

(3) 9-2 の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の整備は継続的に行っていくものであり、今後も計画的に実施していく。特に学生がより快適に学べる環境を提供していくためにも、アンケート等を実施することにより、学生の意見を積極的に取り入れていく方針である。また、地震等の災害対策等については、今後ますます重要度が増すものと考えており、引き続き検討を進めていく。

9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

《9-3 の視点》

(1) 9-3 の事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

本学の教育研究環境については、既述の通り、緑あふれるキャンパスの中で、快適な教育研究環境が提供されている。学生達はコンピュータ室、図書館、体育館などの教育施設を授業時間以外においても利用することができることに加え、平成 12（2000）年には、学生のための施設として、「真板幸男記念学生会館」が建設された。この建物は、1階はホールとしての機能を有しており、主に文化系の部活動が使用し、2階は学生達の懇談のためのスペースとなっている。更に地下には各種の部活動の部室や学友会室が備え付けられ

清 和 大 学

ており、クラブ活動等のために有効に利用されている。また、校地の中には、本学のシンボルである「真心の塔」が立ち、学生達はそこからの景観を楽しみ、憩いの場所として人気の場所である。更に、平成 19（2007）年には学内にトレーニングルームが設置され、体育の授業や部活動での使用のほか、学生達が自由に利用できる時間帯を設けている。

また、学生達の通学の便を向上させるために、定期的なスクールバスの運行に加え、自転車又は自家用車で通学する学生のために、駐輪所や駐車場についても整備を行っている。

(2) 9-3 の自己評価

教育研究環境については、快適な教育研究活動を行うことができるように、学生等の要望を聴取しながら整備を行ってきた。現段階においては、キャンパスの特性を活かし、学生に対して快適な環境を提供している。

(3) 9-3 の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の整備は継続的に行っていくものであり、今後も計画的に実施していく。特に学生がより快適に学べる環境を提供していくためにも、アンケート等を実施することにより、学生の意見を積極的に取り入れていく。また、既存の施設等についても、学生の利便性が増すようにその運用形態についても引き続き検討を行っていく。

[基準 9 の自己評価]

教育研究目的を達成するためのキャンパスについては、適切に整備されており、その維持、管理についても問題がない。本学においては、学生がより快適な学生生活を送ることを目的とし、必要な教育環境を提供している。特に本学において長年の検討課題であった交通の便についても、スクールバスの更なる充実に加え、駐輪所及び駐車場の整備により解決されている。

[基準 9 の改善・向上方策（将来計画）]

施設設備については、大学開学からまだ 15 年程度しか経過していないため、老朽化も進んでおらず、安全面でも問題が無い。しかしながら、今後については、計画的に改修等に加え、より利便性や安全性が向上するように検討していく。また、施設設備については、授業時間以外についても最大限学生に開放できるように検討を進めていく。

基準 10. 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10-1 の視点》

(1) 10-1 の事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

1) 社会人入学者の受入れ

本学の施設・設備の社会への開放の具体例としてまず挙げられるのが、夜間主コースの設置による社会人入学者の受け入れである。この制度により、若干名であるが正規学生として実社会で培った問題意識を背景として学んでいる。

また、この他に科目等履修生として受講している者もいる。とりわけ、本学が開校時より経済的支援等を受けてきた近隣の4市（木更津、君津、袖ヶ浦、富津）等からは、委託生制度によって、ほぼ毎年、市の職員が委託生として派遣されてきている。加えて、本学教員の主宰する研究会（ゼミ）に出席し、派遣終了後も積極的に学んでいる者もいる。

2) 図書館

図書館については、本学関係者以外であっても、図書館長が特に認めた場合には利用することが可能である。

3) 教員免許更新講習

本学は、平成 21（2009）年度より実施された教育職員免許法第 9 条の 3 に規定する免許状更新講習（以下「更新講習」という。）の受講者に対して最新の教育知識又は技能を授け、地域社会に貢献することを目的として、更新講習を実施している。

本学は、千葉県内において、教職課程を設置する大学として最南端に位置しており、周辺 4 市のほか、南房総地域の学校及び教員のニーズに応えるためにも、小規模校ながらも多くの講座を開講し、本学の有する物的・人的資源を社会に提供する努力を行っている。また、本学短期大学部も本学と同時に更新講習を実施しており、今後も短期大学部と連携して、より充実した講座の開設にも努めていく。実施概要は<表 10-1-1>のとおりである。

<表 10-1-1 教員免許更新講習の実施概要>

項 目	実 施 概 要
開設時期	必修講習：8 月夏期休業期間中及び 9 月の日祭日 選択講習：6 月平日 3 日間（17:50～の夜間時間帯） 8 月夏期休業期間中、12 月、2 月の土曜日
開設講座数	必修講習：2 講座、選択講習：13 講座 必修講習：延べ 320 人（1 講座あたり 80 人×2 講座）

清 和 大 学

受入人数	選択講習：延べ 691 人 必修講習：全教諭
対象教員	大 学：社会科教諭向け 6 講座、全教諭向け 6 講座、保健体育教諭向け 1 講座
開設時期	必修講習：8 月夏期休業期間中及び 9 月の日祭日 選択講習：6 月平日 3 日間（17:50～の夜間時間帯）、8 月夏期休業期間中、12 月、2 月の土曜日

4) 市民公開講座

本学と木更津市が共催する市民公開講座については、本学が所有する知的（人的）資源を地域社会へ還元しながら生涯学習等に貢献することにより、地域社会の発展に寄与するという重要な役割を担うものと位置づけている。平成 7（1995）年以来、年間 7 講座を設けており、〈表 10-1-2〉に示すように、年間、平均して延べ 530 名程度の参加を得て、好評のうちに終了している。

〈表 10-1-2 市民公開講座の実績〉

- ・各年度、各回とも土曜日の 14:30～16:00 に実施
- ・平成 21（2009）年度：テーマ「身近なテーマを清和大学で」受講登録者数 129 人（参加延べ 572 人）

実施回（実施日）	テーマ 担当者(分野)	参加人数
第 1 回(8/1)	最近の刑事裁判の動向をさぐる～裁判員制度の概要と課題を中心として	100 人
第 2 回(8/8)	民事裁判と紛争の解決～対話型審理	81 人
第 3 回(8/29)	人生いろいろ、民法もいろいろ～民法は愛すべき伴侶？	78 人
第 4 回(9/12)	カラダリセット、ココロリセット～丹田呼吸法を含むリズム性運動とセロトニン神経～	85 人
第 5 回(9/26)	アメリカと国際政治～オバマ大統領でアメリカはどう変わるか～	86 人
第 6 回(10/3)	名言名句で読む『三国志』～日・中詩歌に登場する名場面を垣間見つつ～	76 人
第 7 回(10/17)	ネットトラブル～あなたのパソコンは狙われています～	66 人

5) 大学入試センター試験

本学では、毎年 1 月の 2 日間に亘って実施される大学入試センター試験の会場校として、校舎・校地を提供している。本センター試験の実施に当たっては、毎年多くの教職員が試験の実施が円滑に行われるように、大学入試センターの指示に従い、事前の数回に亘る詳細な打合せと入念な準備を行って受験生を迎えている。本学では、平成 7（1995）年度より大学入試センター試験の会場校を担当してきたが、実施以来、無事故のうちに無事 2 日

間の試験を終了しており、受験生・保護者や大学入試センターから感謝されている。

6) 各種検定試験主催団体やTV各社等への施設の提供

本学では、毎年実施される漢字検定試験等の会場として、各主催団体に対して教室を提供している。さらには、時々、テレビ各社が放映するテレビの撮影現場として、本学の校地・校舎を提供している。

7) 本学教職員の地方自治体等への派遣

本学では、地方自治体等からの要請を受けて、毎年、本学教職員を地方自治体等における各種審議会や委員会に派遣を行っている。なお、委嘱を受けた委員会・審議会等は<表10-3-1>のとおりである。

(2) 10-1 の自己評価

本学が保有する物的・人的資源を社会に提供する努力については、10-1-①で既述のとおり、本学の施設・設備の開放や各種公開講座等を通じて幅広く実施しており、地域社会の文化と教養の高揚に貢献している。

特に、市民公開講座については、本学開設の翌年である平成 7 (1995) 年以降、毎年継続的に実施しており、開講式及び閉講式には学長や市長をはじめ市の教育長等も出席し、受講者（市民）に対して本公開講座への参加の御礼並びに本公開講座の意義について訓辞を行っている。さらには、公開講座の終了後、毎回受講者からアンケートをとり、次回の公開講座への参考にしている。また、受講者の反応も好評のうちに終了している。

また、本学教職員の地方自治体等への派遣についても授業等に支障のない限り、積極的に協力を行っている。

(3) 10-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 21 (2009) 年度より全国的に免許状更新講習が実施されたが、初回ということもあって受講者は全国的に低調であったと報じられており、本学においても、受講者は予想を下回るものであった。しかし、本学は、千葉県内において教職課程を設置する大学として最南端に位置していることから、周辺 4 市のほか、南房総地域の学校及び教員のニーズに応えるためにも、今後、更新講習を継続実施していく方針である。

図書館の開放については、本学関係者以外であっても、図書館長が特に認めた場合には利用することが可能である。しかし、今後は、周辺 4 市等と提携し、一定の条件を有する市民に対して事前に本学図書館利用カードを配布する等、利用者の増加を図る検討も行っていく。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2 の視点》

(1) 10-2の事実の説明(現状)

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

本学では、企業や他大学との交流を次のとおり実施しており適切な関係を構築している。

1) 企業との連携

i) インターンシップ

インターンシップは、学生が本格的な就職活動を始める前に、実際に社会や企業の中で仕事を通じて自己の適性や適職を発見するとともに、企業理解を深め、キャリアプランの形成に役に立てることを目標としている。本学では、平成15(2003)年度からインターンシップを実施しており、平成21(2009)年度は14人の学生が実習に取り組んでいる。平成21(2009)年度の受入れ先数は、8事業所(企業6 自治体2)となっている。

インターンシップの対象は3次年生、実施期間は夏期休暇中に限定しており、修了した学生には、キャリアセンター開講科目として2単位が与えられる。インターンシップ実習先は近隣企業・自治体が中心であり、大学独自による開拓と、(社)千葉県経営者協会、(社)千葉県経済協議会、(社)千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、千葉大学、千葉県大学就職指導会、独立行政法人雇用・能力開発機構千葉センターの8団体より設立されたインターンシップ事業の委託事業体「千葉県インターンシップ推進協議会」との密接な連携のもとインターンシップ受け入れ先を確保している。

ii) 学内外における「企業合同就職説明会」への積極参加

学生に対する就職支援の全体指導行事として、例年、3年次生を対象に1月下旬に学内における業界別就職説明会を実施している。業界別に金融、商社、小売、製造、セキュリティ、サービス、IT、陸運交通、公務などの採用実績のある県内の事業所を中心とした13~15事業所を学内に招いて実施している。実施形態は、主に学生会館を活用して会場をセッティングし、時間指定のブース形式で、学生が自由に興味ある事業所の説明が受けられるよう配慮している。例年、就職希望者のほぼ全員が出席している。平成22年(2010)年1月21日に実施した企業合同就職説明会には、13事業所、学生136人の参加があった。また、県内の各大学とも連携を図り、同様の就職説明会(主催：千葉県大学就職指導会)を12月に学外会場で実施している。大学からは往復の交通手段としてスクールバスを用意し、全員が参加するよう呼びかけている。

iii) 企業人事担当者を招待してキャリアセンター科目での講義

本学キャリアセンター開講科目「キャリアサポート講座Ⅱ」(3年次対象)の業界研究という分野において、業界企業の人事担当者をゲスト講師として招き、講義を実践している。これにより、就職希望の学生は、事前に業界の生の情報に触れることができ、進路選択の一助となっている。

2) 大学間連携

i) 単位互換制度

本学は、千葉県私立大学単位互換協定を千葉県下38校と結んでおり、広く千葉県下の

清 和 大 学

他大学生の受け入れに取り組んでいる。

ii) 大学入試センター試験の会場校としての連携

平成 22 (2010) 年度大学入試センター試験より、近隣の国際武道大学との共同開催 (会場は本校) という形式で実施することになったが、本試験の準備や受け入れ態勢について、平成 21 (2009) 年度より本学教職員が同大学の教職員に対して懇切・丁寧な指導を実施してきた。

iii) 非常勤講師として他大学へ派遣

教育研究上における、他大学との連携のひとつは非常勤講師としての交流があげられる。広い視野を持って教育研究にあたるという点において、他大学の同領域の教員との交流は教育研究上有意義であり、また、他大学学生と講義において指導・交流することによって、教育上の新しい課題の発見の契機となり、それが本学の教育上の改善に繋がると考えている。本学では他大学等における非常勤派遣を、本学の学務に支障のない範囲で認めており、今後も、非常勤講師としての交流が他大学との連携を一層深め、他大学との共同研究や学会での共同発表などにも繋がっていくものと期待している。

(2) 10-2 の自己評価

企業との連携については、特にインターンシップに注力してきたが、平成 15 (2003) 年の開始より 6 年間で 130 人の参加実績となっている (大規模の大学に比較しても遜色はない)。また、毎年、企業が合同で主催する千葉県大学就職説明会へも積極的に参加しており、学生の就職先の発見に努めている。さらには、本学が実施する就職説明会に企業の人事担当者を招待して「就職に当たっての心構え」を講演してもらい、学生の就職活動の一助としている。

他大学との連携については、千葉県私立大学間での単位互換協定や、本学の教員を他大学へ非常勤講師として派遣することにより教育研究上における連携を図っている。

(3) 10-2 の改善・向上方策 (将来計画)

企業との連携に関しては順調に実施してきており、今後は、インターンシップの一層の強化によって、学生の就職に対する意識高揚を図っていく。

大学間の連携については、現在、海外高等教育機関との連携についての取組みが行われていないが、国際化時代を踏まえ、今後、「国際交流室」を中心に学園と連携をとりながら、海外高等教育機関との連携について検討をしていく。

10-3 大学と地域社会の協力関係が構築されていること。

◀10-3 の視点▶

(1) 10-3 の事実の説明 (現状)

清 和 大 学

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

1) 近隣地方公共団体審議会等への委員派遣

本学は創立に際し、木更津、君津、袖ヶ浦、富津の4市の協力を得ているため、設立当初から、地域との繋がりを重視してきた経緯にある。本学は、教員スタッフに多くの法律分野の専門家を擁していることから各市をはじめとする審議委員会等委員への就任依頼も多く、微力ながらそこでの政策形成に寄与している<表 10-3-1>。

<表 10-3-1 各種審議会等への委員の派遣状況>

国	経済産業省 日韓電子商取引法律専門家ラウンド・テーブル調査員 経済産業省 日越電子商取引法制度強調会合調査員
都道府県	千葉県 麻薬中毒審査会委員
市町村	木更津市 社会教育委員会委員 木更津市 情報公開総合推進審議会委員 木更津市 情報公開個人情報保護審査会会長 木更津市 市議会運営委員会委員 木更津市 男女共同参画推進委員会委員長 木更津市 都市総合開発審議会副委員長 木更津市 行政改革推進審議会委員 木更津市 学校評価システム構築事業運営委員会委員 木更津市 小中学校通学区域変更審議会委員長 木更津市 小中学校適正規模審議会委員 君津市 放置自動車廃物判定委員会委員 君津市 情報公開個人情報保護審査会会長 君津市 情報公開個人情報保護審議会委員 富津市 情報公開・個人情報審査会委員 富津市 複合施設整備基本計画策定懇談会委員 袖ヶ浦市 情報公開審査会委員 館山市 情報公開個人情報保護審査会委員 館山市 情報公開個人情報保護審議会委員
その他公共団体	(財)国際情報化協力センター アジア地域ECの連携に関する調査研究客員主席研究員 (財)自然環境研究センター 丹沢大山総合調査情報活用に関するルール作成検討会委員 (財)日本情報処理開発協会 海外におけるEC推進状況調査委員 (財)日本情報処理開発協会 プライバシーマーク付与認定審査会委員 (財)日本情報処理開発協会 情報共有化ルール検討委員会委員 君津郡市広域市町村圏事務組合 職員研修 講師 君津郡市広域市町村圏事務組合 情報公開個人情報保護審査会会長 君津郡市広域市町村圏事務組合 情報公開個人情報保護審議会会長 三芳水道企業団 情報公開・個人情報保護審査会委員委員

2) 市民公開講座の実施

本学は木更津市と共同で市民公開講座を実施している。本学開設の翌年以降、毎年継続的に実施しているものであり、受講者（市民）に対する生涯教育の一翼を担っている。会場は本学大教室にて行われる。

3) 諸行事への本学施設の開放

本学では、地域社会が行う諸行事に対して積極的に施設を開放している。毎年実施される「市民公開講座」、君津学園が主催し近隣市教育委員会が後援する「中学生英語スピーチコンテスト」、各団体が主催する諸検定試験、大学入試センター試験等の会場として、本学の教室を開放している。

4) 木更津市との緊密化

本学では、永年に亘り、特に木更津市との緊密化を計っており、本学学長（学園理事長）である真板益夫が、木更津市に対する永年の功績が称えられ、平成 17（2005）年、木更津市から「名誉市民」の称号を与えられるという榮譽に浴している。

また、本学の剣道部を卒業した本学女子職員が日本代表として平成 21（2009）年 8 月ブラジルで開催の「第 14 回世界剣道選手権大会女子個人戦」に優勝（世界女王の座に就く）し、輝かしい成果を収めたが、直ちに学長及び当該女子職員が千葉県知事及び木更津市長を訪問し、その報告を行っている。（これにより当該女子職員が「千葉県知事賞」及び「木更津市名誉市民賞」を受賞している。）

(2) 10-3 の自己評価

経営者、教職員、学生は大学と地域社会との協力関係を当然のことと理解しており、したがって、本学の有する物的・人的資源の多くは、総じて地域社会に提供されている。

しかも本学は設立に際し、地域社会の協力を得て開校した経緯にあるため、設立当初から地域社会との繋がりを重視してきている。各市をはじめとする審議委員会等委員への就任依頼も多いが、授業に支障のない限り、極力、その依頼に応えている。

また、大学や学園の慶事の際には、必ず千葉県知事や近隣市町村長へ報告を行っており、本学と地域社会との協力関係は緊密に維持されている。

(3) 10-3 の改善向上方策（将来計画）

大学と地域社会との協力関係については、地方自治体等の各種審議会委員や政策委員会委員などへの就任要請に対して積極的に協力しており、良好な協力関係が構築されている。また、これにより本学の社会的評価の向上にも繋がっている。

市民公開講座については、開学以来 15 年近い実績を誇り、木更津市の協力・支援もあって市民の関心も高いものとなっている。

なお、地域社会が主催する各種行事への学生のボランティア活動等に関しては、まだ不十分である。今後は、地域社会の活動に対する学生の意識向上と積極的参加を図るため、学生委員会等で検討を行っていく。

〔基準 10 の自己評価〕

1) 本学が保有する物的・人的資源を社会に提供する努力について

施設・設備の開放や各種公開講座等を通じて、本学は物的・人的資源を社会に提供する努力を幅広く実施しており、地域社会の文化と教養の高揚に貢献している。特に、市民公開講座については、本学開設の翌年である平成7(1995)年以降、毎年継続実施しており、公開講座の終了後、毎回受講者からアンケートをとり、次回の公開講座への参考としている。本学教職員の地方自治体等への派遣についても授業等に支障のない限り、積極的に協力を行っている。

2) 教育研究上における企業や大学との適切な関係の構築について

企業との連携に関しては適切に実施している。大学間の連携については、現在、海外高等教育機関との連携についての取組みが行われていないが、国際化時代を踏まえ、今後、「国際交流室」を中心に学園と連携をとりながら、海外高等教育機関との連携について検討をしていく。

3) 大学と地域社会との協力関係の構築について

本学の経営者、教職員、学生は大学と地域社会との協力関係の構築は当然のことと理解しており、したがって、本学の有する物的・人的資源の多くは、総じて地域社会に提供されている。また、本学は設立に際し、地域社会の協力を得て開校した経緯にあるため、開校当初から、地域社会との繋がりを重視してきている。各市をはじめとする審議委員会等委員への就任依頼も多いが、授業に支障のない限り、極力、その依頼に応えている。

また、大学や学園の慶事の際には、必ず千葉県知事や近隣市町村長へ報告を行っており、本学と地域社会との協力関係は適切に構築されている。

【基準 10 の改善・向上方策（将来計画）】

免許状更新講習が初回ということもあって、本学においても、受講者は予想を下回るものであった。しかし、本学は、千葉県内において教職課程を設置する大学として最南端に位置していることから、周辺4市の他、南房総地域の学校及び教員のニーズに応えるためにも、今後、更新講習を継続し受講者を増やすよう努力していく。

図書館開放については、今後は、周辺4市等と提携し、一定の条件を有する市民に対して希望者に本学図書館利用カードを配布する等、利用者の増加を図る検討も行っていく。

企業との連携に関しては順調に実施してきているが、今後は、さらにインターンシップの強化を図り、多くの企業との連携を目指していく。

大学間の連携については、今後、国際化時代を踏まえ、「国際交流室」を中心に学園と連携をとりながら、海外高等教育機関との連携について検討を行っていく。

また、地方自治体等の各種審議会等委員や政策委員会委員などへの就任要請に対しても積極的に協力しており、良好な協力関係が構築されている。さらには、市民公開講座についても開学以来15年近い実績を誇り、市民の関心も高いものとなっている。

しかしながら、地域社会が主催する各種行事への学生のボランティア活動等がまだ不十分であるので、今後は、地域社会の活動に対する学生の意識向上と積極的参加を図るため、学生委員会等で種々検討を行っていく。

基準 11. 社会的責務

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1 の視点》

(1) 11-1 の事実の説明(現状)

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は法学部であるという特性から、特に法令遵守（コンプライアンス）が強く求められる。加えて、本学は「真心教育」を基本理念として掲げているため、組織倫理の確立は必然的に最重要項目として位置づけられる。

本学が社会的機関としての職務を果たすための必要な組織倫理については、「学校法人君津学園寄附行為」、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」、「清和大学学則」及び「清和大学就業規則」を基本規程とし、「学校法人君津学園事務組織規程」その他の諸規程が存在し、本学教職員全員が最高学府として相応しい社会的機関としての使命を持って法令遵守に努めている。本学が社会的機関としての職務を果たすための必要な組織倫理規程等には次のものがある。

- ・「学校法人君津学園 寄附行為」
- ・「学校法人君津学園 事務組織規程」
- ・「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」（以下「基本規則」という。）
- ・「学校法人君津学園 教職員倫理規範」
- ・「学校法人君津学園 情報公開等に関する規則」
- ・「学校法人君津学園 危機管理規則」
- ・「学校法人君津学園 個人情報保護規程」
- ・「学校法人君津学園 公益通報者保護等に関する規則」（以下「公益通報者保護規則」という。）
- ・「学校法人君津学園 ハラスメント防止に関する規則」
- ・「清和大学 学則」
- ・「清和大学 就業規則」
- ・「清和大学 セクシュアル・ハラスメントに関する規程」
- ・「個人情報保護法施行と本学の対応方針」
- ・「清和大学における公的研究費の管理・運営に関する規程」（以下「公的研究費の管理・運営規程」という。）
- ・「清和大学 防災規程」
- ・「清和大学 情報システム委員会規程」

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学では、上記 11-1-①の諸規程等に基づき、次のように適切に運営がなされている。

1) 教職員の基本的な倫理

清 和 大 学

本学の教職員の基本的な倫理については、「基本規則」及び「清和大学就業規則」等に定められている。本学就業規則第3条には、「教職員は、大学の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、この規則その他諸規定を遵守して、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない。」と定められている。さらに、第6条には、禁止行為が掲げられており、第53条には、懲戒処分の規定が定められている。その場合には、「学園の懲戒処分に関する規程」に規定されている「懲戒委員会」の意見に基づき、懲戒処分を行うこともあることが周知されている。

また、公益通報については「公益通報者保護規則」に基づき、利益相反については「基本規則」(第12条～第14条)に基づき、それぞれ教職員全員に周知徹底されている。さらに、公的研究費の用途等の厳正な管理を期すため、「公的研究費の管理・運営規程」を整備し、厳正に運用している。

このように、本学では、「基本原則」及び「清和大学就業規則」等に基づき、「学長室会議」において、随時、倫理に関する事項について検討・協議を行い、周知が必要と思われる事項を各委員会や教授会に報告して教職員の倫理に対する意識の向上に努めている。

2) ハラスメント対策

本学では、従来からセクシュアル・ハラスメントの防止に関しては、教授会や各委員会等で徹底していたが、平成20(2008)年12月に、本学における教職員の就業上及び学生等の修学上の良好な環境の確保、維持を図ることを目的として、「清和大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」を定め、さらに徹底を図っている。

また、平成22(2010)年3月には、「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」が制定され、本学も学園と一体となり、ハラスメントの防止に取り組み、良好な環境の確保・維持に努めている。

3) 個人情報保護

本学では、個人情報保護法が平成17(2005)年4月1日から施行されたことを受けて、同年4月に学園が「学校法人君津学園個人情報保護規程」を制定し、併せて、本学が「個人情報保護法施行と本学の対応方針」を定め、個人情報の管理体制をルール化した。その後、本学では、教職員が両規程に基づき、学生又は教職員等の個人情報を適切に取扱うよう努力している。

(2) 11-1 の自己評価

本学では、11-1-①及び②で既述したとおり、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程が整備されており、かつ当該組織倫理規程に基づき、教授会、各委員会、事務打合せ会等により、教職員に対して周知し、適切に運営を行っている。

(3) 11-1 の改善・向上方策(将来計画)

社会的機関として、大学にも組織倫理や法令遵守(コンプライアンス)が厳しく問われ

るようになっており、本学も学園と連携して必要な規程の整備を行ってきた。今後は、さらに組織倫理や法令遵守を徹底するため、各委員会やFD委員会等を通じて教職員全員に対して周知し、意識の向上を図っていく。

11-2 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2 の視点》

(1) 11-2 の事実の説明(現状)

11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学は、学内外に対する危機管理について、次のように実施している。

1) 危機管理全般

本学では、危機管理全般について、「学校法人君津学園 危機管理規程」に基づき、「学長室会議」等で検討し、教授会、各委員会、事務打合せ会等により、教職員に対して周知徹底し、緊急事態発生に対処している。また、安全保持及び災害防止について、清和大学就業規則第45条及び第46条は、危害・災害発生の未然防止に関する教職員の留意事項について定めている。

また、火災その他の災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、防災に関する必要事項（非常時の任務分担や連絡体制等）を定める「清和大学防災規程」が存在する。さらに、毎年、同規程第12条第1項に基づき、所轄消防署の協力のもと教職員並びに学生が参加する自衛消防訓練を実施している。

また、本学は夜間警備システムを導入しており、教職員不在時の時間帯は、本学の上部組織である君津学園の警備員が適宜キャンパス内を警備している。

さらに、大学入試センター試験の会場校となる時期には、問題冊子・答案等の保管・管理のため、警備会社に警備を委託し万全を期している。

2) 学生に対する危機管理

学内での急病人対策として、保健室での看護師の常時配置に加え、平成19年(2007)年度よりAED(自動体外式除細動器)が設置され、取扱い講習会も実施された。

また、平成20(2008)年度より、学生並びに教職員を対象に、麻疹罹患歴・ワクチン接種歴の把握に努めワクチン接種の勧奨も行っている。さらに平成21(2009)年度は、新入生に対して麻疹予防接種証明書の提出を義務付け、上級生に対しては罹患歴があいまいな学生及びワクチン接種後5年以上経過している者に麻疹抗体価検査を実施した。

平成21(2009)年度より感染が流行している「新型インフルエンザ」の対応に関しても、その予防や罹患した場合の処置について学生部及び看護師がきめ細かな指導を行っている。

学生の心身上の悩みについては、本学の上部組織である君津学園に専門カウンセラーを配置し、予約制でカウンセリングを提供している。また、学生のその他の悩みについては、学生部で対応する「学生相談」や投書箱の設置のほか、教職員で実施する「オフィスアワ

一制度」を積極的に利用するよう掲示等で常時呼びかけている。

さらに、退学・除籍を申し出る学生については、主として教学委員会委員や教学課職員並びにゼミ担当の教員が共同でその理由を聴いて、極力、学業を継続するよう説得に当たっている。

学生生活における事故への対応としては、学生教育研究災害傷害保険に全員加入させるとともに、プラスアルファの保障制度にも任意加入させている。また、清和大学駐車場の利用許可証の発行の際には、自動車損害賠償任意保険加入証書の写しの提出を義務付けている（清和大学学生車両等通学規程第2条第1項第4号）。

さらに、新入生に対する啓発活動として、平成19（2007）年度は喫煙の害について、平成20年（2008）度及び平成21（2009）年度は薬物乱用の防止について、それぞれ外部の専門家を招いて講演会を開催し、学生の意識の高揚を図っている。

なお、学生に対する危機管理対策の周知方法の一つとして、学生手帳に、大学生活に関連する注意事項「悪徳商法、飲酒・喫煙、性行為感染症等」を記載して注意を促している。

3) 情報ネットワークに対する危機管理

本学では、情報システムおよびネットワークの管理・運営上のセキュリティ対策として、認証管理サーバ（LDAP）を設置し、一元的なユーザ認証を実施している。また、インターネット側からの不正アクセスおよびウイルス侵入を防止するためのファイアウォール、学内LANからのインターネットアクセスではプロキシサーバを設置し、セキュリティの確保を行っている。

授業などで学生が利用するPC教室等のクライアントPCについてはすべてウイルス対策ソフトウェアをインストールしている。平成22（2010）年5月1日現在、本学では検疫ネットワークの運用ができていないため、学生が持ち込むPCについては学内LANに自由に接続できる環境を、原則として提供しないことでセキュリティを確保している。このため、学生は学内では本学設置のクライアントPCでインターネットアクセスを行う。

教学課で管理する学生の成績については、学内LANとは独立したネットワーク上で専用サーバを設置し、専用クライアントからのみアクセスを行っている。専用クライアントはインターネット非接続および教学課職員以外の利用を認めないことで、情報の漏洩防止に努めている。

(2) 11-2の自己評価

本学では、防災管理をはじめとし、夜間警備システム、情報システム管理並びに学生に対する種々の危機管理など危機管理の体制は整備されており、かつ適切に運営されている。

また、近時クローズアップされた麻疹や新型インフルエンザ対策についても迅速に対応し、予防対策が功を奏している。

さらに、情報ネットワークに対する危機管理についても、適切に実施されている。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

災害への対応は各種規程として整備されているが、災害は予期しない時期、時間、場所で発生するのが常であるため、今後は、教職員全員に対して災害に関する諸規程の精読を

通して非常時の任務分担や連絡体制等について周知徹底させ、かつ災害時の具体的対応について定期的な訓練・講習会（AEDの取扱いも含め）を繰り返し行っていく。

さらに、防災訓練については、今後、学生及び教職員の参加人数を増やすよう徹底していく。

また、災害に必要な物資・器具等の備蓄や、災害対応に関する地域や関係機関との連携について検討を行う。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

(1) 11-3の事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学では、教育研究成果の学内外への広報活動に関し、以下のとおり実施している。

1) 研究紀要

教育研究成果は、本学「法学会運営委員会」の編集により、研究紀要を発刊し、学内における研究論文を学内外に周知している。本学が刊行する紀要は、主として法学専門系の「清和法学研究」（2冊／年）、および法学専門以外の「清和研究論集」（1冊／年）があり、いずれも清和大学法学会の編集委員会の編集による。

2) 清和大学後援会報「清風」

清和大学後援会報「清風」は平成19(2007)年7月に創刊され、現在に到るまで6号を数えている。後援会報「清風」のなかで、教育研究成果を学内外に広報し、学生、保証人、学園教職員にも配布している。

3) ホームページでの情報公開

広報活動の中心は、「清和大学ホームページ」（URL：<http://www.seiwa-univ.ac.jp/>）であり、ホームページのシステム管理は、情報システム委員会が担当し、コンテンツに関しては、それぞれコンテンツを提供した各委員会が責任を担当している（例えば、入試広報関連は入試戦略会議が担当）。

本学では、教育研究成果を学内外に発信するためのツールとして特にホームページを重要視しており、教員の経歴や研究業績に関する情報を積極的に提供している。

4) 土曜講座の開講

本学では、大学と高校との連携を通じて高校生が大学の授業に親しむ機会を設け、高校生の学習意欲の向上及び進路意識の啓発に役立てるため、平成17(2005)年度に、本学講

清 和 大 学

義室において、8日間、計16コマの土曜講座を開講した。

5) 市民公開講座の開催

本学は、開設の翌年である平成7(1995)年以降、毎年継続的に木更津市と共同で市民公開講座を実施している。これにより、本学の教育研究成果を市民(受講者)に還元し、市民の生涯教育の一翼を担っている。

(2) 11—3の自己評価

本学の教育研究成果に関する広報活動については、紀要、清和大学後援会報「清風」及び「清和大学ホームページ」が中心である。広報対象の選定に関しても、公平かつ適切に行われている。

(3) 11—3の改善・向上方策(将来計画)

教員の教育研究に関しての成果を挙げることの重要性はいうまでもないが、今後は、この成果をより多く、幅広い対象に発信していく必要がある。そのためには、教職員の情報リテラシーをより向上させることによって、ホームページ等を利用したコンテンツをより多く蓄積して提供できる体制を整え、他方、個人情報や知財保護の視点に留意しつつ、高等教育機関として相応しい広報体制の確立と実施を目指す。

〔基準11の自己評価〕

本学では、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程が整備されており、かつ当該組織倫理規程等に基づき、適切な運営が実施されている。さらに防災管理、夜間警備システム、情報ネットワークシステム等の危機管理体制も整備されており適切に機能している。

また、近時クローズアップされた麻疹や新型インフルエンザ対策についても迅速に対応し、予防対策が功を奏している。

さらに、本学の教育研究成果に関する広報活動については、紀要、清和大学後援会報「清風」及び「清和大学ホームページ」を中心として、公平かつ適切に行われている。

〔基準11の改善・向上方策(将来計画)〕

大学に期待される社会的責務は増大しており、それに対処するため、今後、組織倫理や法令遵守(コンプライアンス)の徹底を図っていく。

災害への対応については、災害は予期しない時期、時間、場所で発生することを念頭に置き、教職員全員に対して非常時の任務分担や連絡体制等を周知徹底させ、かつ定期的な訓練・講習会(AEDの取扱いも含め)を繰り返し行っていく。

教員の教育研究に関する成果の広報活動については、今後は、ホームページ等を利用したコンテンツをより多く蓄積して提供できる体制を整え、幅広い対象に、より多くの情報を発信していくことを目指す。

IV. 特記事項

1. 少人数教育

本学の特色の第一に挙げられるのは、「少人数教育」である。本学では、平成 6（1994）年に開学以来、少人数でのコミュニケーションを重視した教育を徹底している。それは本学の教育理念である「真心教育」とも関係しており、この理念は学生と教職員との距離が近い環境が存在してはじめて成り立つものである。

1) 演習・ゼミ（研究会）教育の段階別クラス人数の目途

本学では、次のように、各年次において演習・ゼミナール（研究会）科目を配置することによって、入学当初から卒業まで一貫して学生と教職員との距離が近い環境での教育体系を実現している。

年 次	演習の種類	1 クラス人数	内 容
1 年次	基礎的演習	15 人前後	導入教育
2 年次	基礎的演習	15 人前後	専門教育の基礎
	専門演習	15 人前後	専門教育
3 年次	専門演習	15 人前後	専門教育
4 年次	専門演習	15 人前後	専門教育

2) クラスにおける学生数

平成 22（2010）年度前学期開講クラスにおける学生数は次のとおりである。

人数別クラス	クラス数
20 人未満クラス	99
20～39 人クラス	54
40～59 人クラス	20
60～79 人クラス	16
80～99 人クラス	12
100～119 人クラス	5
120～149 人クラス	6
150 人以上	4

2. 「3 コース制」

本学では、平成 17（2005）年度より、法律学科の下に、「法学コース」、「IT ビジネス法コース」（平成 22（2010）年度「経営法コース」に改編）、「スポーツ法コース」の 3 コース制を導入した。

各コースの設置の趣旨、履修内容、卒業後の進路に関しては、次のとおりである。

1) 設置の趣旨

	法学コース	IT ビジネス法コース	スポーツ法コース
設置の趣旨	従来から存在する法律学科の内容をコースとしてそのまま継承するもの。	世界の企業が日夜経営技術革新を行っており、特に、情報通信技術（ICT）をいかに活用できるかが企業の命運を大きく左右するとされている。また、法学知識及び情報通信技術を経営に生かせる人材の育成が必要であると叫ばれている。そのため、本コースでは、法学知識、情報通信技術及び経営学の基本的知識の修得を目的とする。	全国におけるスポーツに秀でた高校生等に対し、基礎法学や憲法・民法・刑法等の基本知識を修得させ、並びにスポーツの果たす社会的役割に関する知識やスポーツと法に関する諸問題に対応できる能力を身に付けさせることによって、文武両面に優れた人材の育成を目的とする。
履修内容	私たちが社会生活を営んでいくためには、物事を客観的に公正に判断するためのリーガルマインドが必要である。本コースでは、法律学全般の基礎的知識を学び、かつ、発展させ、法的応用問題の解決能力を身に付け、企業社会や公務員等あらゆる活躍の場において適応できる人材の育成を目指す。 また、本コースでは、行政書士・宅建等の法的資格や公務員試験に対応できる指導並びに中・高校の教員資格取得のための「教職課程」での指導も行う。	〔ICT 関連〕 社会の潮流である情報化時代に適応していくために、情報を取得・発信・企画するための能力が要求される。本コースでは、これらの能力を身に付け、企業や公共機関等で活躍できる ICT 技術・知識の修得や情報関連資格の取得を目指す。 〔ビジネス法関連〕 最近の企業社会のキーワードの一つに、「国際化とリーガルリスク」が挙げられている。本コースでは、リーガルリスクに対応するため、民法・商法・会社法・企業実務等の講座	基礎法学や幅広い法学分野の基本知識を習得し、併せてスポーツ関連法及び保健体育の理論と実技を習得する。 また、警察官等の公務員試験に対応できる指導や、中・高校の教員資格取得のための「教職課程」での指導も行う。

清 和 大 学

		を多く揃え、かつ、国際化に対応するため、英語力の向上を目指す。	
卒業後の進路	一般企業、公務員（警察官、消防官、自衛官、地方公務員、国家Ⅱ種）、法的資格取得など。	IT 関係企業、一般企業、独立起業など。	公務員（警察官、消防官、自衛官、地方公務員、国家Ⅱ種）、企業等警備員、スポーツインストラクター、一般企業など。

2) 「スポーツ法コース」の躍進

「3 コース」の中でも特筆されるのが「スポーツ法コース」である。同コース設置以来の入学者数は次のとおりであり、在籍学生数の約半数を占めている。

i) スポーツ法コースの入学者数

入学年度	スポーツ法コース入学者(人)	全体入学者数	同コースシェア (%)
平成 17 年度	58	166	34.9
平成 18 年度	79	168	47.0
平成 19 年度	109	208	52.4
平成 20 年度	81	179	45.3
平成 21 年度	104	199	52.3
平成 22 年度	101	165	61.2
在籍者数（平成 22.5.1 現在）	365	697	52.3

ii) スポーツ法コース（学生）の実績

スポーツ法コースに所属する学生は、剣道部（男子・女子）、柔道部、硬式野球部、女子ソフトボール部の 4 団体に所属し、日夜練習に励んでいる。活動の成果としては、女子剣道部が、平成 17 年度に個人・団体ともに創部 2 年目にして全国優勝を果たした。このときの中心選手であった鷹見由紀子選手（現清和大学総務課職員）は平成 21（2009）年 8 月にブラジルで開催された「第 14 回世界剣道選手権大会」に出場し、女子個人戦で世界一の栄冠を獲得し、「世界女王」の座に就いた。

女子ソフトボール部も全国 3 位の実績を残しており、柔道部は、全日本学生柔道選手権大会に団体・個人ともに出場を果たしている。さらに、硬式野球部も着実に力を付け、平成 22（2010）年度には千葉県大学野球連盟における第 1 部リーグに昇格を果たした。

また、スポーツ法コースの学生は、大学の学友会活動にも積極的に参加し、学友会役員を中心として活躍している。

iii) スポーツ法コース学生の実績

清 和 大 学

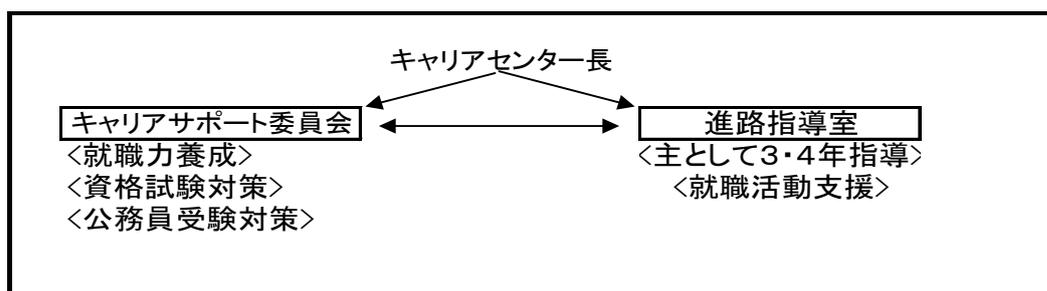
スポーツ法コース学生の進路希望は、警察官・消防官等の公務員や教員志望が多いのが特徴である。民間企業へ就職する学生も含めて、ほぼ全員が就職先を決定しており、文武両面からの教育の効果が顕れている。

3. 高い就職率

本学の平成 21 (2009) 年度の就職率は 93.5%と、関東大学平均の 90.6%を大きく上回る成果を収めることが出来た。また、平成 20 (2008) 年度の就職率は、平成 20 (2008) 年秋からの世界的不況(リーマンショック)にもかかわらず 93.4%と高い実績(平成 19《2007》年度は 97.6%)を誇っている。

このような「高い就職率」を維持し、さらに強化するため、本学では、平成 21 (2009) 年 4 月、学生の入学後、早期の段階より自己の将来に対する目的意識の高揚を図り、学生の就職・進路に対する全学的指導体制を整え、もって学生の就職・進路に対する支援・指導の一層の強化・充実を図るため、従来の「進路指導室」体制を見直し、新たに「清和大学キャリアセンター」を設置した。

(1) 組織の概略図



(2) 組織の概略

キャリアセンター内に、「キャリアサポート委員会」、「進路指導室」を置く。従来からの「公務員受験・各種資格試験対策センター」は形式的には法学部とは別組織である法学研究所に所属していたが実態は法学部内での教育・指導であったことから、今般、法学部内のキャリアセンターに移行させることによって、学生のための機動的な運営を図り、一層の充実化を目指すこととした。

(3) 「キャリアサポート委員会」の業務

- ・ 低学年層(1～2年次生)からのキャリア形成に向けた能力・態度の向上支援
- ・ 年複数回のキャリアガイダンス及び個別キャリア相談の実施
- ・ 退学希望者(就職・進路変更)との面談→ 教学委員会へ連絡
- ・ 大学院進学相談
- ・ 資格試験対策指導及び開講講座の改廃の検討

清 和 大 学

- ・ 公務員受験の指導及び開講講座の改廃の検討
- ・ 警察官特進クラスの指導及び運営
- ・ 進路指導室の業務運営・方針に対するサポート

(4) 「進路指導室」の業務

- ・ 3～4年次生の就職活動の支援及び就職先斡旋
- ・ 企業訪問の実施及び開拓
- ・ 千葉県大学合同「就活応援セミナー」等への参加企画
- ・ インターンシップの企画
- ・ 求人の受理に関すること
- ・ 求職登録に関すること
- ・ 学生の就職についての調査統計に関すること
- ・ 推薦書等の発行に関すること
- ・ 就職広報に関すること

4. 警察官試験合格率が全国トップクラス

本学はスポーツ法コースを設置しており、同コースの学生の進路希望は、警察官・消防官等の公務員が多いため、「公務員特進クラス」及び「警察官特進クラス」を設置し指導に当たっている。そのため、ここ数年、顕著な成果が顕れており、警察官・消防官・自衛官試験等公務員の合格者は次のとおりである。なお、平成20（2008）年度ベースで、本学は警察官試験合格率が全国第3位、消防官試験合格率全国第13位として全国版雑誌に掲載されている。

	平成19（2007）年度	平成20（2008）年度	平成21（2009）年度
警察官試験	14	9	10
消防官試験	2	3	2
自衛官試験	2	2	3
刑務官	3	0	1
地方公務員（行政）	0	0	1
国家Ⅱ種	0	1	0
合計	21	15	17

（合格者頭数、単位：人）

5. 教職課程の充実

本学は、法学部法律学科のみの単科大学であるにもかかわらず、教職課程が充実していることも特徴として挙げられる。

清 和 大 学

将来、職業として教員を目指す学生にとっては、中学「社会科」、高校「公民科」「地歴科」「情報科」、中学・高校「保健体育科」（他大学における科目履修）、小学校・幼稚園教諭（清和短期大学部における科目履修）が揃っている点は実に魅力的である。特に、スポーツ法コースに所属する学生には教員を志望する学生が多い。

なお、本学の学部学科における教職課程免許状の種類は、次のとおりである。

学 科	教育職員の免許状の種類	免許教科
清和大学法律学科	・ 高等学校教諭一種免許状	公民
		地歴
		情報
	・ 中学校教諭一種免許状	社会
清和大学短期大学部 (科目履修)	・ 小学校教諭二種免許状 ・ 幼稚園教員免許状	
了徳寺大学 (科目履修)	・ 中学校教諭一種免許状 ・ 高等学校教諭一種免許状	保健体育

6. 「専任教員による担任制」の実施

本学では、平成 22 (2010) 年 4 月から、「専任教員による担任制」を導入することとし、その概略については基準 4-2-①において既述のとおりである。

大学の場合、授業クラスと断絶した担任制は実効性に疑問があり、本学では「授業クラスと連動した担任制」を採用することとした。「授業クラスと連動した担任制」を実施する場合、本学では、必修の演習クラス（プレゼミ）が 1 年次から用意されており、2 年次には専任教員が担当する「教養演習」、「法学政治学演習」又は「専門演習」のうち少なくとも 1 演習科目を選択必修とすることとし、さらに 3・4 年次には必修の研究会（ゼミ）が設置されている。したがって、これら必修の授業科目を最大限に活用することによって担任制の実効を挙げることを目指すこととした。

また、必修の授業科目を活用する場合、「新旧担当教員による学生の引継ぎ如何」が「担任制」の成否を分けることになる。

(1) 演習科目(必修又は選択必修)の履修登録の徹底チェック

- 1) 1 年次生は全員プレゼミ I（前期）II（後期）に所属し、履修登録のチェックは教学課が行う。
 - 2) 2 年次生は全員前・後期を通じて専任教員が担当する「教養演習」、「法学政治学演習」又は「専門演習」のいずれか 1 科目以上に所属する。履修指導は 1 年次後期（プレゼミ II）担当が行い、履修登録のチェックは教学課が行う。
- * 2 年次生のうち、1 年次でプレゼミ I 又は II の単位を取得できなかった者については別途、プレゼミ I 又は II の履修が必要になるが、履修指導は 1 年次後期（プレゼミ II）担当が行い、履修登録のチェックは教学課が行う。

- 3) 3年次生は全員「研究会」に所属する。履修指導は2年次後期（選択必修「演習Ⅱ」）担当者が行い、履修登録のチェックは教学課が行う。

(2) 担任

①新制度（平成22《2010》年度以降入学者）について

1) 1年次生

前期はプレゼミⅠ担当者が、後期はプレゼミⅡ担当者が担任することとする（プレゼミⅠⅡは原則として同一担当者）。

2) 2年次生

- ・現行制度では2年次に必修の演習科目がないが、退学者防止の観点から担任制を徹底する趣旨で、専任教員が担当する「教養演習」、「法学政治学演習」又は「専門演習」から4単位（前・後期各2単位）を選択必修（同一演習科目の複数履修不可、原則として前・後期同一科目）とし、それぞれの演習担当者を担任とする。なお、所属変更、履修条件に関しては、プレゼミⅡの例によることとする。
- ・1年次後期（プレゼミⅡ）担当者は、2年次の担当者が確定するまで担任を継続する。
- ・履修登録のチェックを教学課で行った結果、学生が上記の演習科目のいずれにも所属していない場合には、1年次後期（プレゼミⅡ）担当者は次の措置をとる。
 - *自己が担当する2年次対象演習への所属を勧める
 - *他の演習科目の履修を促すなど所属先を斡旋する

3) 3年次生

- ・「研究会」担当者が担任することとする。
- ・2年次後期「演習」担任者は、担任学生の研究会への所属が決定し、新担任者に引き継ぐまで担任を継続することとし、次の点に留意する。
 - *2年次後期の授業において、「3年次は研究会が必修」である旨を学生に繰り返し説明し、履修登録の際には必ず研究会の履修登録を行うよう指導する。
- ・教学課は、新3年次生の「研究会」履修登録の確認を行い、未履修登録者には電話等で連絡するとともに、2年次の担任にも伝え、協力を願う。

4) 4年次生及び過年次（5年次）生

- ・研究会に所属している学生については3年次に引き続き担任する。
- ・3年次後期迄に研究会単位を取得した者（経営法コース・スポーツ法コース4単位）及び4年次前期又は後期迄に同単位を取得した者については「授業」という接点が無くなるが、例外として引き続き研究会担当者が担任する。
- ・上記の「授業での接点が無くなった学生」のうち、連絡が取れない等の理由により担任が単独でフォローすることが不可能となった場合には、その旨を「指導記録表」に明示し、教学部長に引き継ぐ。教学部長は教学委員会又は学生部長に報告し、教学委員会又は学生委員会の議を経て、教学委員又は学生委員がフォローすることとする。
- ・経営法コース所属学生については、引き続き同コース担当の教員が並行して担任することとし、スポーツ法コースについては部活動監督がフォローすることとする。

5) 6年次生以降

担任制の枠外とする。

② 経過措置（平成 21《2009》年度以前入学者）について

現在在籍（新 2 年次生以上）の学生については、次のとおり、担任制を実施する。

- 1) 新 2 年次生で演習等の所属が確定していない学生については 1 年次後期（プレゼミⅡ）担当者が担任し、「新 2 年次には法学政治学演習、外書講読、教養演習又はセミナーいずれかの履修登録を行うよう」指導する。
- 2) 新 3 年次生で研究会の所属が確定していない学生については 2 年次後期「演習」担当者が担任し、「研究会は必修であるため、いずれかの研究会に所属することが必要である」旨を説明し、必ず履修登録を行うように指導する。
*2 年次後期「演習」担当者がいない場合には、教学部長が引き取り、教学委員会の議を経て、教学委員が指導を行う。
- 3) 新 4 年次・過年次（5 年次）生については、新制度の 4) の例による。

③ 不登校等重大事由の存在する学生

不登校等重大事由の存在する学生については、担任から随時、「指導記録表」に明示し、教学部長に報告することとし、一定の段階から、教学委員会又は学生委員会の議を経て教学委員又は学生委員が指導を行う。

④ 中途退学者（除籍を含む）の教授会報告

中途退学者（除籍を含む）に関する教授会における報告は、当該学生の「担任」が行うこととする。

(3) 「担任制」の引継ぎ等

① 引継ぎ資料について

1) 「指導記録表」の作成

学生の学習状況や出席状況等が分かる資料（「指導記録表」）を作成し、当該表によって新旧担任が引継ぐこととする。

2) 「指導記録表」の作成者

- ・平成 22 年度新入生及び・新 2・3・4・5 年次生の全ての分について、教学委員会及び学生委員会が共同で作成する。
- ・新 2・3・4 年次生の分については平成 22 年 2 月末日迄に作成し、当該表に基づき 3 月末日迄に新旧担当者が引継を完了することとする。（例. プレゼミⅡ担当者がセミナー担当者に引継ぐ）
- ・平成 22 年度新入生（約 164 名）及び 5 年次（過年次）生については 4 月上旬迄に作成し、事務局教学課に備え置く。担任（プレゼミⅠ担当者及び研究会担当者）は、適宜、「指導記録表」に必要事項を記載し、9 月末日迄に後任に引継ぐこととする。
- ・作成に当たっては、教学課、学生生活課及び進路指導室が情報を提供する。

*以上により、平成 23 年度からは新入生分のみ作成することになる。

3) 「指導記録表」の管理

「指導記録表」は、事務局教学課において鍵のかかる書庫に保管し、新旧担任の引継ぎ又は特別の案件等で使用する場合以外には教職員の持ち出しを厳禁とする（個人情報保護の観点）。

なお、担任は教学課長の承認を得て、事務局内においては、随時、閲覧できるものとする。

② 引継ぎ事務について

- ・担任は所属学生の指導記録表に記入し、セメスターごとに、所属が変更する学生については当該表により後任に引き継ぐこととする（所属変更のない学生については当該表により自己が引き継ぐ）。
- ・新旧担当者は、引継事項確を確認の上、押印をもって引継ぎ完了とする。
- ・引継ぎ完了（自己が引継いだ分も含めて）後、速やかに旧担任が当該表を事務局教学課に戻ることとする。
- ・引継ぎ場所は、原則として本学事務局（会議室を含む）に於いて行う。

③ 成績状況、学生生活等に関する資料について

担任が学生に関する科目履修登録情報、他授業科目の出席状況、成績の状況、学生生活の状況、就職活動の状況等の資料を必要と判断し提出を求めた場合には、教学課、学生生活課及び進路指導室がそれぞれ提供することとする。

④ 学生の呼び出し及び連絡支援について

学生の呼び出し及び連絡支援については、教学課、学生生活課及び進路指導室が連携して行う。

7. 専任教員の賞与（勤勉手当）査定を実施していること

本学では、平成 17（2005）年度後期より、「限られた経営資源の有効配分」という経営上の観点はもとより、「専任教員の学務等に対する意欲付け」と「公平な処遇の一環」として専任教員の賞与（勤勉手当）査定制度（以下「本制度」という。）を導入した。その後、平成 22 年前期に到る迄、通算、10 期連続して本制度を実施している。

また、その間、査定評価の公平を期すため、平成 18 年 3 月には、全専任教員（査定対象者）に対し「査定評価基準に関するアンケート」を実施し、専任教員の意見・要望等を聴取している。さらには、社会情勢に対応して大学の学務内容が変容するので、査定基準をこれに柔軟に対応させるため、本制度の発足以降、4 回の査定基準改定を行ってきた。

このように、本制度は、一方では、専任教員の学務等に対する意欲付けと大学の発展を期して実施するものであるが、他方では、査定評価の公平性・透明性を担保するため、全専任教員に対する査定基準の事前公開（教授会）と実施後の質問・要望等にも応えている。

（本制度に関する資料は、「資料編」【資料 11-8】に添付。）

8. 併設高等学校を有していること

本学は、君津学園グループとしての木更津総合高等学校、市原中央高等学校の2高等学校を併設高等学校として有していることが特徴として挙げられる。

(1) 木更津総合高等学校

君津学園は、その理事長である真板益夫が、終戦後、復員して故郷の木更津駅頭に立った時、荒廃した風景を見て、「日本を立ち直らせるには、教育をおいて他にない」との感を強く抱き、特に「日本が戦争に負けたのは女子教育をおろそかにしたためだ。まず、女子教育の充実を図らねばならない。」と決意したことからその歴史が始まった。

以来、理事長真板益夫は、木更津英語講習所をはじめとし、木更津高等家政女学校、木更津中央高等学校（現、木更津総合高等学校）、清和女子短期大学附属高等学校（現、木更津総合高等学校に統合）、市原中央高等学校、清和女子短期大学（現、清和大学短期大学部）、同短期大学附属の3つの幼稚園、そして清和大学を次々に設立した。

この中であって、木更津総合高等学校は、まさに君津学園の中心的存在であって、千葉県内の公立・私立高等学校の中で最大の生徒数を誇る。戦後の経済成長期の真っ只中の昭和38（1963）年に設立された同校は、南房総地域の人口の増加及び経済発展に支えられ、順調に発展し、平成15（2003）年に木更津総合高等学校と改称され、男女の別なく、「主体性と個性を引き出して魅力ある人物を育成する」ことを教育方針とした。

同校の教育体制は特色のあるものとなっている。すなわち、「コース制」「ハウス制」「総合選択制」という3つの制度を有している。

コース制には、①特別進学コース、②文理コース、③スポーツコース、④情報ビジネスコース、⑤語学コース、⑥福祉コース、⑦保育・幼児コース、⑧生活科学コースが揃っている。

ハウス制は、全校生徒を4つに分け、それぞれを第1から第4ハウスと呼んでいる。したがって、1つのハウスの中には、1年生から3年生までの全ての学年が4~5クラスずつ配置されている。ハウス制は、カリキュラムに関する制度ではなく、教師と生徒の密着を図ることを目的としている。生徒も教師もハウスに対する帰属意識は強く、他のハウスに対する競争意識も重なってよい結果を生んでいる。

「総合選択制」は、コース制を充実させるための制度であって、或るコースを選択した生徒が、さらに興味や関心に合わせて他のコースの科目を選ぶこともできる制度である。例えば、文理コースを選択した英語の得意な生徒が、総合選択制を利用して語学コースの「総合英語」を選択し、受験や将来の夢の実現に結びつけることができる制度である。

同校のもう一つの特徴は、多彩なクラブ活動の存在である。その中であって、特に運動部の活躍は目覚しく、最近では、硬式野球部の2度に亘る甲子園での活躍、同校卒業生が北京オリンピックで女子ソフトボールの捕手として優勝（金メダル獲得）に貢献したこと等が挙げられる。

(2) 市原中央高等学校

市原中央高等学校は、昭和58（1983）年4月、千葉県市原市の要請を受けて進学校とし

清 和 大 学

て設立された学校である。当時、わが国は高度経済成長期にあり、進学熱が急速に高まり、大学の受験競争が過熱化していた。かかる事情の中、市原市は、地元高校生の学力を向上させ、国公立大学及び有名私立大学に進学させる1つの手立てとして進学校設立を検討し、君津学園に依頼した経緯にある。したがって、同校の基本理念は「真心教育」と「英才教育」にある。いわゆる進学校の多くは有名大学へ入ることだけが目標であるが、同校は大学に入学し、かつそこを卒業した後の生き方までも見据えて教育を行っている。すなわち、生徒が希望する大学に進学できるようにあらゆるサポートを尽くすと同時に、社会人になったとき、人から信頼され、社会に役立つ、いわば社会の良心となる人物の養成に力を入れている。

同校の授業の最大の特徴は、生徒自らの意思と志望に基づき、(i)普通コース(文系・理系)、(ii)英語コース、(iii)芸術コースの3つのコースの中から1つを選択し、それぞれのカリキュラムを履修することである。それが、合理的かつ効率的に大学進学に必要な科目を履修することに繋がっている。